資料１－３

独立行政法人農林漁業信用基金の
令和７年度に係る業務の実績に関する評価書

財務省

農林水産省

様式１－１－１　中期目標管理法人　年度評価　評価の概要様式

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農林漁業信用基金	
評価対象事業年度	年度評価	令和７年度（第５期）
	中期目標期間	令和５年度～令和９年度

２．評価の実施者に関する事項				
主務大臣	農林水産大臣			
法人所管部局	経営局	担当課、責任者	金融調整課長　白石　知隆	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長　野添　剛司	
主務大臣	財務大臣（農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業に関する評価を農林水産大臣と共管）			
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長　佐野　美波	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長　木下　宏幸	

３．評価の実施に関する事項
・７月１５日：年度実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング ・７月２３日：年度実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取

４．その他評価に関する重要事項
・該当なし

様式１－１－２　農林漁業信用基金　年度評価　総合評定様式

１．全体の評定						
評定 （Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ）	A：当該法人の業務向上努力により、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	（参考）本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		令和５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
		A	A	A		
評定に至った理由	項目別評定は、小々項目 14 項目中 A 評価が６項目 B 評価が７項目 C 評価が１項目、小項目８項目中 A 評価が３項目 B 評価が５項目、中項目 21 項目中 A 評価が５項目 B 評価が 13 項目評価対象外が３項目、大項目４項目中 A 評価が１項目 B 評価が３項目となっており、全体として中期の目標を上回る取組を行っている。 また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき A とした。					

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ適確に業務運営が遂行されていることに加え、法人が独自に取り組み、一定の成果があったと認められる項目が多数見られることにより、全体として、所期の目標を上回る水準の取組を行っていると評価する。 また、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

３．項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	第１－２－（２）－イ　林業信用保証業務－林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営－代位弁済率の低減に向けた取組の実施 引き続き、融資機関の訪問・勉強会の実施等による連携強化を進め、事前相談制度の普及・活用、適切な保証審査と期中管理に取り組むことなどにより、代位弁済率の低減に努めることが必要。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

４．その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	（独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会における有識者からの意見） 社会経済情勢の影響を強く受ける業務については、その影響を鑑みて評価する手法の検討が必要ではないか。 また、評価指標に対し、独法の実施した業務改善の取組によりどの程度の改善効果が得られたのかを記載されることで、評価の妥当性が検証できるのではないか。

年度評価　項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No	備考
	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A	A	A				
1 農業信用保険業務	A	B	A			第1-1	P４
(1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け【重要度：高】【困難度：高】	A	B	B			第1-1-(1)	P６
(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保	A	B	A			第1-1-(2)	P10
ア 適切な保険料率の設定【重要度：高】	B	B	A			第1-1-(2)-ア	P12
イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施【重要度：高】【困難度：高】	A	B	B			第1-1-(2)-イ	P15
ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進	B	B	B			第1-1-(2)-ウ	P19
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	A	A	A			第1-1-(2)-エ	P21
2 林業信用保証業務	A	A	B			第1-2	P25
(1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進	B	B	B			第1-2-(1)	P27
ア 融資機関等に対する普及推進の取組【重要度：高】【困難度：高】	B	B	B			第1-2-(1)-ア	P29
イ 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援	A	A	B			第1-2-(1)-イ	P32
(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営	A	A	B			第1-2-(2)	P34
ア 適切な保証料率の設定【重要度：高】	A	B	B			第1-2-(2)-ア	P36
イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施【重要度：高】【困難度：高】	B	A	C			第1-2-(2)-イ	P38
ウ 求償権の回収の取組の実施	B	B	B			第1-2-(2)-ウ	P41
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	A	A	A			第1-2-(2)-エ	P43
3 漁業信用保険業務	A	A	A			第1-3	P46
(1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け【重要度：高】【困難度：高】	A	A	A			第1-3-(1)	P48
(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保	A	A	A			第1-3-(2)	P51
ア 適切な保険料率の設定【重要度：高】	B	B	A			第1-3-(2)-ア	P53
イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施【重要度：高】【困難度：高】	A	A	A			第1-3-(2)-イ	P55
ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進	B	B	B			第1-3-(2)-ウ	P58
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	A	A	A			第1-3-(2)-エ	P60
4 農業保険関係業務	B	B	B			第1-4	P63
5 漁業災害補償関係業務	B	A	A			第1-5	P65

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別調書No	備考
	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B				
1 事業の効率化（令和４年度対比５％以上の調査研究費、委託業務費及び業務管理費の削減）	A	B	B			第2-1	P67
2 経費支出の抑制（令和４年度対比20%以上の一般管理費の抑制）	B	B	B			第2-2	P69
3 デジタル化の推進	B	B	A			第2-3	P72
4 調達方式の適正化	B	B	B			第2-4	P75
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	B	B	B				
1 健全な業務収支の維持・確保	B	B	B			第3-1	P77
2 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	B	B			第3-2	P80
3 決算情報・セグメント情報の開示	B	B	B			第3-3	P83
4 長期借入金の条件						第3-4	P84
5 短期借入金の限度額	B	B	B			第3-5	P85
6 不要財産の処分に関する計画			B			第3-6	P86
7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画						第3-7	P87
8 剰余金の使途						第3-8	P88
第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B	B				
1 施設及び設備に関する計画	B	B	B			第4-1	P89
2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	A	B	A			第4-2	P91
3 積立金の処分に関する事項	B	B	B			第4-3	P95
4 その他中期目標を達成するために必要な事項	B	B	B			第4-4	P96
(1) ガバナンスの高度化	B	B	B			第4-4-(1)	P97
(2) 情報セキュリティ対策	B	B	B			第4-4-(2)	P100
別紙 1．令和７事業年度予算及び決算	2．令和７事業年度収支計画及び実績						
別紙 3．令和７事業年度資金計画及び実績	令和７年度業務収支						

（注１）「第１-１-(1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け」、「第１-１-(2)-イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施」、「第１-１-(2)-ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進」、「第１-１-(2)-エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施」、「第１-２-(1)-ア 融資機関等に対する普及推進の取組」、「第１-２-(2)-イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施」、「第１-２-(2)-エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施」、「第１-３-(1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け」、「第１-３-(2)-イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施」、「第１-３-(2)-エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施」、「第１-４ 農業保険関係業務」、「第１-５ 漁業災害補償関係業務」、「第２-１ 事業の効率化」及び「第２-２ 経費支出の抑制」については、定量評価である。
　このうち、「第１-１-(1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け」、「第１-１-(2)-ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進」、「第２-１ 事業の効率化」及び「第２-２ 経費支出の抑制」については、中期目標期間で達成の可否を判断する項目であるため、見込評価、期間実績評価及び５年目の年度評価では定量で評価し、それ以外の場合は定性評価とする。

（注２）第１の評定については、当該大項目を構成する５つの中項目のうち、３項目でA、２項目でBとなり、重要度：高とした小々項目を含む３つの項目のうち、２項目でAとなったため、Aとした。
（３項目×３点＋２項目×２点＋２項目×３点＋１項目×２）／（５項目×２点＋３項目×２点）＝131.25%
第２の評定については、当該大項目を構成する４つの中項目のうち、１項目でA、３項目でBとなったため、Bとした。（１項目×３点＋３項目×２点）／（４項目×２点）＝112.5%
第３の評定については、当該大項目を構成する８つの中項目のうち、実績のない３項目を除き、５項目でBとなったため、Bとした。（５項目×２点）／（５項目×２点）＝100%
第４の評定については、当該大項目を構成する４つの中項目のうち、１項目でA、３項目でBとなったため、Bとした。（１項目×３点＋３項目×２点）／（４項目×２点）＝112.5%
法人の総合評価については、大項目４つのうち、１項目でA、３項目でBとなり、重要度：高とした小々項目を含む１つの大項目がAであったため、Aとした。（１項目×３点＋３項目×２点＋１項目×３点）／（４項目×２点＋１項目×２点）＝120%
※評価基準に基づき算出。

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－１	農業信用保険業務

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報	②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
農業信用保険業務 （１）社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け （第１－１－（１）参照） （２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 （第１－１－（２）参照）	予算額（千円）	25,112,712	24,868,878	25,170,357		
	決算額（千円）	22,724,581	23,266,447	23,837,783		
	経常費用（千円）	3,997,123	4,885,194	4,997,142		
	経常収支（千円）	425,779	△733,636	412,323		
	行政コスト（千円）	4,060,587	4,886,172	5,004,593		
	従事人員数（人） ※期首の全体数	※102	※105	※105		

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 １　農業信用保険業務 （１）社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け （第１－１－（１）参照） （２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 （第１－１－（２）参照）	第１－１－（１）及び（２）を参照。	同左	同左	評定：Ａ １項目についてＡ、１項目についてＢとしたことから、評価の基準を踏まえ、中項目「１　農業信用保険業務」についてはＡ評価とする。	評定　Ａ ＜評定に至った理由＞ ２つの小項目のうち、１項目でＡ、１項目でＢとなった。「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「１　農業信用保険業務」についてはＡ評価とする。 （１項目×３点＋１項目×２点＋１項目×３点＋１項目×２点）/（２項目×２点＋２項目×２点）＝125% ※算定にあたっては、評定毎の点数を、Ｓ：４点、Ａ：３点、Ｂ：２点、Ｃ：１点、Ｄ：０点とし、重要度が高い項目については、ウエイトを２倍としている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題

					及び改善方策> 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－１－（１）	農業信用保険業務－社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け

２．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値　②	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業資金の法人向け新規引受額 （百万円）	－	－	77,180	82,147	90,386			
農業資金の法人向け新規引受累計額　① （百万円）	－	387,489	77,180	159,327	249,713			
前期中期目標期間対比 （①÷②）	前中期目標期間実績比５％以上増加	100%	－	－	－	－		

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 １　農業信用保険業務 （１）社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け 農業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート農業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、農業経営の大規模化や法人経営体の増加、生産・経営内容の	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １　農業信用保険業務 （１）社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け 農業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート農業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。 あわせて、農業経営の大規模化や法人経営体の増加、生産・経	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １　農業信用保険業務 （１）社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け ア　「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」（令和６年法律第 63 号）の成立を受け、同法に定める生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等が保	＜主な定量的指標＞ ○　中期目標期間における農業資金の法人向け新規引受額（５年間累計）を前中期目標期間実績比で５％以上増加 ＜その他の指標＞ ○　農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 ＜評価の視点＞ 農業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート農	＜主要な業務実績＞ ア　スマート農業等の新技術 ○　愛知県、島根県、山口県、青森県、熊本県の５県の農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）を訪問し、スマート農業関係資金の保証状況について意見交換を行うとともに、融資機関（ＪＡ）に対して資金需要について聴取した。このうち、愛知県、青森県、熊本県においては、スマート農業技術を導入した法人を視察し、導入経緯、活用状況、導入効果などについて情報収集を実施した。 ○　基金協会担当者に向けて、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の概要などについてウェブ説明会（４月）を開催したほか、保証審	＜自己評価＞ 評定：Ｂ ５県の基金協会を訪問し、スマート農業関係資金の保証状況について意見交換を行うとともに、融資機関（ＪＡ）に対して資金需要についての聴取やスマート農業技術を導入した法人を視察するなど情報収集を実施した。 また、基金協会担当者に向けて、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律の概要などについてウェブ説明会の開催や、農林水産省主催のイベント会場にスマート農業リーフレット等を配布するなどスマート農業関係の情報提供を実施した。 さらに、重点的に引受推進す	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

多様化等が進んでいる中、個々の農業経営の財務状況に基づく信用リスクに応じた引受けを進める。 　また、引き続き、農業信用保証保険サービスに関するニーズを適確に把握しつつ、当該サービスを必要とする農業者が適切に利用できるように取り組む。 【指標】 ○　中期目標期間における農業資金の法人向け新規引受額（５年間累計）を前中期目標期間実績比で５％以上増加 ○　農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 【重要度：高】 ・　我が国農業において、脱炭素・グリーン化の取組の導入・加速化、スマート農業の実装等が進められていく中、こうした動きに伴い生じる資金需要についても、適切に引受けが行われるようにしていくことが重要であるため。 ・　農業構造について、経営の大規模化が進み、法人経営体も増加し、さらに生産・経営内容の多様化等も進む中、それぞれの信用リスクを踏まえた引受けが行われていく	営内容の多様化等が進んでいる中、個々の農業経営の財務状況に基づく信用リスクを踏まえた引受けを実現できるよう、農業信用基金協会、融資機関と連携して、以下の取組を行う。 ア　新たな技術革新など農業をめぐる内外の環境の変化を踏まえ、現場での新たな活用ニーズに対応した農業信用保険の引受け イ　法人経営、大規模経営等農業者の生産経営構造の変化等に対応し、利用者ニーズを反映した農業信用保険の引受け ウ　借入者の信用リスク（経営財務状況）に応じた農業信用保険の引受け エ　農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握（同サービスに関する効果的な広報の手法の検討・実施を含む。） 　これらについては、毎年度、年度計画において具体的な活動内容を明確に定めるとともに、その成果については、毎年度、業務運営の検証委員会において検証した上で、中期目標期間の最終年度（令和９年度）までにあるべき姿の実	証保険制度を利用できるよう、関係団体、都道府県等行政機関へ保証保険制度について情報提供するとともに、農業者等への周知を図る。 　また、スマート農業等の新技術について、主務省等からの情報収集等を行い、その資金需要、保証需要について主務省とともに精査する。 イ （ア）令和６年度に整理した法人経営、大規模経営等に対する効果的な引受推進策について、農業信用基金協会に情報提供するとともに、主務省及び農業信用基金協会と連携し、関係機関に対し引受推進を図る。 （イ）農業経営の大規模化、法人経営の増加を受け、法人化支援活動を行っている関係団体、都道府県等行政機関へ保証・保険について農業者・農業法人向けパンフレットを活用して情報提供し、農業者等への周知を図る。 ウ　令和８年４月から導入する農業者の経営財務状況に	業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受を進めているか 　農業信用保険サービスに関するニーズを適確に把握しつつ、当該サービスを必要とする農業者が適切に利用できるように取組は行われているか	査実務担当者研修会（９月）でスマート農業導入事例を紹介するとともに、適宜、第 15 回農業 WEEK 等のスマート農業関係イベントの開催情報等を提供した。 ○　基金協会に対し、資金需要等の調査（７月）を実施したところ、昨年度と同様に、スマート農業の導入技術の保証審査に苦慮している点について、新しい技術であるため、前例、実績、指標が少なく、評価が難しい（26 基金協会（前年度 32 基金協会））、経営改善計画の数値の妥当性検証が難しい（17 基金協会（同 17 基金協会））といった意見が寄せられた。 ○　現地訪問を行った先での導入事例を参考に、スマート農業導入に当たっての留意点などを整理した。 ○　スマート農業に関する情報提供として、スマート農業リーフレットのデザインを刷新するとともに、農林水産省主催のイベント（スマート農業推進フォーラム等）会場に本リーフレット及び農業保証保険制度の案内（パンフレット）を配布した。 イ　法人経営、大規模経営等 ○　令和６年度に定めた重点的に引受推進する農業産出額上位８道県域のうち７年度に意見交換を実施することとした４基金協会（北海道、愛知県、青森県、熊本県）と意見交換を実施し、経営規模拡大における施設・設備取得資金などの資金の相談が多いといった意見が寄せられるなど現場段階での資金ニーズについて情報が得られた。 　上記のほか、島根県、山口県の２基金協会を訪問した際にも、県内の法人経営、大規模経営に対する	る４基金協会などと意見交換を実施し、現場段階での資金ニーズや引受推進に当たっての課題等の把握を行った。 　加えて、スマート農業及び農業法人向けの引受推進に向けた分析等を業務運営の検証委員会で行うなどの取組を実施した。 　以上のとおり実施したことから、Ｂ評価とする。 ＜課題と対応＞ 　基金協会に対する資金需要等の調査の結果、スマート農業導入に係る保証審査では、前例・実績・評価指標が少ないことや、経営改善計画の妥当性検証が難しいことが引き続き課題となっていることを受け、現地訪問を行った先での導入事例を参考に、導入に当たっての留意点などを事例集として整理し、信用基金ホームページ内の会員専用ページにて情報提供に努める。	

ことが重要であるため。 ・　就農や経営規模の拡大、経営継承等の様々な局面で農業信用保証保険サービスが有効に利用され得るよう、本制度に関する農業者の具体的なニーズを適確に把握するとともに、農業者の資金調達においても多様な融資機関が利用されるようになっていることを踏まえ、当該サービスを必要とする農業者が適切に利用できるようにしていくことが重要であるため。 【困難度：高】 　農業資金の法人向け新規引受額の増加に関する指標について、前中期目標期間においては、令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響等によると見られる農業法人向け新規引受額が減少しており、ポストコロナに向けた農業法人向け新規引受額の回復が依然として道半ばの状況であるため。 <想定される外部要因> 　経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	現を図る。 【指標】 ○　中期目標期間における農業資金の法人向け新規引受額（５年間累計）を前中期目標期間実績比で５％以上増加 ○　農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況	応じた新たな段階別保険料率の適用に向けて、農業信用基金協会の全国、地域別の会議等を通じて、農業信用基金協会における農業者の経営財務状況の判定について、農業信用基金協会が全国統一的に利用するリスク計量化モデルを活用するよう促す。 エ　農業信用保証保険サービスに関してホームページや広報誌等を通じて情報提供するとともに、農業信用基金協会の地域別の会議等において、各地域における資金需要等を聴取するなど、利用者のニーズの把握・収集を行う。 　これらについて、業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○　農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況		保証状況について意見交換を実施し、基金協会がＪＡ等の実施する担い手コンサルに参画したこと、大口保証先に対する訪問で経営状況の確認や資金需要の聞き取りを行っていることなど現場段階での取組について情報が得られた。 　加えて、農林中金本支店や信連等と資金ニーズや農業法人等への融資の推進に向けての意見交換を実施し、法人への農業融資の推進状況について、今後の法人への推進活動として、県内の法人をリストアップし、系統で大規模経営体を訪問することも検討しているなどの取組について情報が得られた。 ○　基金協会担当者に向けて、法人経営等に対する保証などについてウェブ説明会（４月）を開催したほか、保証審査実務担当者研修会（９月）で法人経営、大規模経営など農業者の生産経営構造の変化を踏まえた農業融資の引受推進について説明した。 ○　法人向けリーフレットについて、各機関やイベントを通じてパンフレット等を配布し、農業者等へ情報提供を行った。 ウ　段階的な保険料率の導入 　令和８年４月から適用する農業者の経営財務状況（リスク計量化モデルの判定結果）に応じた段階別保険料率の導入に向けて、全国及び各地域で開催される農業信用基金協会の各種会議（以下「ブロック会議」という。）で、リスク計量化モデルの活用などについて説明を実施した。 　また、基金協会からの意見等を取りまとめたＱ＆Ａを作成し、基金協会に提供した。 　加えて、リスク計量化モデルの活用を促すため、①基金協会において		

				農業者の財務データを入力し、信用リスク判定した場合に、経費の一部を助成すること、②財務データ等の入力が困難な基金協会には、信用基金で代行入力すること、③信用基金に通知するリスク判定結果の通知書を簡易に作成できるツールを基金協会に参考配布することなど、基金協会の負担を軽減する対策を講じた。 エ　利用者のニーズの把握・収集 ○　基金協会に対し、法人向けを中心とする農業資金の保証引受推進等の取組について調査を実施し、取りまとめ結果を基金協会の全国会議で説明した。また、ブロック会議や現地訪問により、資金需要を聴取した。 ○　保証審査実務担当者研修会（９月）において、法人経営、大規模経営など農業者の生産経営構造の変化を踏まえた農業融資の引受推進について説明した。 上記ア～エの取組について、令和７年 12 月 10 日に開催した業務運営の検証委員会において検証を実施した。 また、当委員会の結果については、令和８年２月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。その内容は信用基金ホームページで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html		

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－１－（２）	農業信用保険業務－農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報	②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
農業信用保険業務 （２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 ア　適切な保険料率の設定　（第１－１－（２）－ア　参照） イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施　（第１－１－（２）－イ　参照） ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進　（第１－１－（２）－ウ　参照） エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施　（第１－１－（２）－エ　参照）	予算額（千円）					
	決算額（千円）					
	経常費用（千円）					
	経常収支（千円）					
	行政コスト（千円）					
	従事人員数（人） ※期首の全体数					

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 １　農業信用保険業務 （２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 ア　適切な保険料率の設定 （第１－１－（２）－ア　参照） イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施 （第１－１－（２）－イ　参照） ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進 （第１－１－（２）－ウ　参照） エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 （第１－１－（２）－エ　参照）	第１－１－（２）－ア～エを参照。	同左	同左	評定：Ａ ２項目についてＡ、２項目についてＢとしたことから、評価の基準を踏まえ、小項目「（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」についてはＡ評価とする。	評定　Ａ ＜評定に至った理由＞ ４つの小々項目のうち、２項目でＡ、２項目でＢとなった。「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、小項目「（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」についてはＡ評価とする。 （２項目×３点＋２項目×２点＋１項目×２点＋１項目×３点）/（４項目×２点＋２項目×２点）＝125.0% ※算定にあたっては、評定毎の点数を、Ｓ：４点、Ａ：３点、Ｂ：２点、Ｃ：１点、Ｄ：０点とし、重要度が高い項目については、ウエイトを２倍としている。

					＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－１－（２）－ア	農業信用保険業務－農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－適切な保険料率の設定

２．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等		達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）									
特定資金	農業経営改善資金	－	年 0.06%、年 0.13%又は年 0.18%	年 0.06%、年 0.13%又は年 0.18%	年 0.06%、年 0.13%又は年 0.18%	年 0.06%、年 0.13%又は年 0.18%			
	農業経営維持資金	－	年 0.34%	年 0.34%	年 0.34%	年 0.34%			
農業施設資金		－	年 0.18%	年 0.18%	年 0.18%	年 0.18%			
農業運転資金		－	年 0.18%又は年 0.23%	年 0.18%又は年 0.23%	年 0.18%又は年 0.23%	年 0.18%又は年 0.23%			
農家経済安定施設資金		－	年 0.09%	年 0.09%	年 0.09%	年 0.08%			
農家生活改善資金		－	年 0.21%	年 0.21%	年 0.21%	年 0.21%			

（注）上記のほかに、農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について災害特例保険料率を設けている。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ア　適切な保険料率の設定 農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を旨とし、毎年度、保険料率水準を点検し、必要に	（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ア　適切な保険料率の設定 （ア）農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を旨とし、毎年度、保険料率算定委員会において保険	（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ア　適切な保険料率の設定 （ア）農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を図るべく、料率算定委員会において保険料率水準を	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を図るべく、料率算定委員会において保険料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しは行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　農業信用保険業務の資金全体での収支均衡を図るべく、理論値保険料率を算定・分析するとともに、令和７年 12 月に料率算定委員会で保険料率水準の点検を行った結果、令和６年度の本委員会でより望ましい保険料率体系への見直しの基準とした令和５年度理論値と令和７年度理論値を比較しても毎年度±0.01％ずつ近づける方向性は同一であることが確認できたため、令和８年度から令和６年度の本委員会で決定された保険料率に改定することとした。 上記の料率算定委員会の結果については、令和８年２月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ホームページで公表している。	＜自己評価＞ 評定：Ａ 保険料率算定委員会において、保険料率水準の点検を行うとともに、長期的に収支均衡が図られるよう、資金全体での収支均衡や各資金の収支状況、各資金内のバランスの観点から検証した令和６年度の本委員会で決定したより望ましい保険料率体系への見直しについて、理論値保険料率の算定・分析を実施したところ、保険料率を毎年度±0.01％ずつ理論値に近づけていく方向性が同一であることが確認できた。 信用基金が段階別保険料率を導入するには、基金協会における段階別保険料率についての理解を深めるとと	評価　Ａ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、段階別保険料率を導入するため、農業信用基金協会における段階別保険料率についての理解を深めるとともに、同協会でリスク計量化モデルを活用し、保証希望者のリスク判定を適切に行う必要があるため、全国及びブロック会議や複数回のウェブ説明会を通じた丁寧な周知・説明並びにＱ＆Ａの作成・提供により、農業信用

応じて、保険料率の見直しを行う。 　また、中期目標期間において、農業信用保険業務全体の保険料率体系のあり方について、当該業務の資金全体での収支均衡や各資金の収支状況、各資金間の収支バランスの観点から検証を行い、必要に応じて、保険料率体系の見直しを行う。その結果に基づき、農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率の導入・拡充を進める。 【重要度：高】 　農業信用保険業務を継続的・安定的に実施するためには、保険収支の長期的な均衡が図られるよう、保険料率水準の不断の見直しを行っていくとともに、当該業務全体の保険料率体系のあり方について、資金全体での収支均衡や各資金の収支状況、各資金内のバランスの観点から、より望ましいものに見直していくことが重要であるため。また、そのような体系の見直しに際し、農業者の経営努力を促す観点から、借入者の信用リスクに応じて弾力化した段階的な保険料率を導入することが重要であるため。	料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 （イ）中期目標期間において、農業信用保険業務全体の保険料率体系のあり方について、資金全体での収支均衡を図りつつ、資金ごとの収支状況、資金間の収支バランスの観点から検証を行い、必要に応じて保険料率体系の見直しを行う。 　その際、以下の論点に留意して検討を行う。 ①　資金全体での収支均衡を確保しつつ、資金ごとの保険収支、資金間の収支バランスを踏まえた資金区分とその区分ごとの保険料率のあり方 ②　農業者の経営財務状況に応じた保険料率の段階設定の考え方	点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 （イ）令和６年度に成案を得た、より望ましい保険料率体系の導入に向けて、農業信用基金協会の全国、地域別の会議等を通じて、農業信用基金協会における新たな保険料率体系を踏まえた対応を促す。		https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html ○　令和８年４月から適用する農業者の経営財務状況（リスク計量化モデルの判定結果）に応じた段階別保険料率の導入に向けて、農業信用基金協会の全国及びブロック会議、基金協会担当者向けウェブ説明会（４月、８月、１月）で、リスク計量化モデルの活用などについて説明を実施した。 ○　また、基金協会からの意見等を取りまとめたＱ＆Ａを作成し、基金協会に提供した。 ○　令和７年度当初時点では、令和８年４月からの段階別保険料率を導入・拡充し、今中期目標を概ね達成する見込みが立っていたものの、早期にその実効性を確保し、農業者の経営努力を促すとともに、農業者の負担軽減(適正化)に資する観点から基金協会における段階別保証料率の導入・適用が早期に実施される必要があった。 　しかしながら、基金協会がリスク計量化モデルを活用し、保証希望者のリスク判定を適切に行うには、以下の課題が明らかになった。 ①　リスク判定をするためには、基金協会が保証希望者の財務データ等を入力する必要があるが、人員不足等やむを得ない事情によりその作業が間に合わない恐れが明らかになったこと。 ②　信用基金に対するリスク判定結果の通知に関して、一部の基金協会においてシステム上、リスク判定結果と保証番号を紐づけるために大きな事務負担が生じることが明らかになったこと。 　これらの課題の解決を図るため、令和７年度において、以下のとおり解決策を講じた。 　上記①の課題に対しては、（ア）基金	もに、基金協会でリスク計量化モデルを活用し、保証希望者のリスク判定を適切に行う必要があるため、基金協会の全国及びブロック会議や複数回のウェブ説明会を通じた丁寧な周知・説明並びにＱ＆Ａの作成・提供による基金協会の制度理解を深めた。 　加えて、基金協会でリスク計量化モデルを活用するには、基金協会の保証を希望する全ての者の財務データ等の入力が必要となるが、基金協会の少ない人員体制では、中期目標期間中のリスク計量化モデル活用が困難な状況であったことを踏まえ、基金協会に対する経費助成・財務データの代行入力・信用基金への通知書作成ツールの提供といった基金協会の実務負担軽減策等を講じたことで、制度改正による現場負担を最小限に抑えつつ、段階別保証料率の導入を促進することにより、新たな保険料率体系への円滑な移行が実現できた。 　さらに、中期目標では、信用基金の段階別保険料率を反映した基金協会の段階別保証料率の導入までは求めていないものの、基金協会が段階別保証料率を導入するには、リスク計量化モデルの活用が不可欠であるため、リスクに応じた農業者の負担に資する環境整備を図り、基金協会による段階別保証料率の導入を後押しする取組を実施したこと、中期目標期間内に達成すべき目標に対し、期間終了まで２年の猶予を残して実現したことにより、農業者の負担軽減（適正	基金協会における制度理解の促進を図った。 　また、農業信用基金協会の少ない人員体制ゆえに、リスク計量化モデルを活用したリスク判定が困難な状況であったことを踏まえ、同協会に対する経費助成、財務データの代行入力、信用基金への通知書作成ツールの提供といった実務負担軽減策を講じたことにより、制度改正による現場負担を最小限に抑えつつ、段階別保証料率の導入を促進し、新たな保険料率体系の円滑な導入に向けた環境を整備した。 　本事項について、中期目標では、信用基金の段階別保険料率を反映した農業信用基金協会の段階別保証料率の導入までは求めていないものの、同協会が段階別保証料率を導入するには、リスク計量化モデルの活用が不可欠であるため、信用リスクに応じた農業者の負担の適正化に資する環境整備を図るとともに、農業信用基金協会による段階別保証料率の導入を後押しする取組を実施した。 　これらの取組により、中期目標期間内に達成すべき目標に対して２年前倒しで段階別保険料率の導入・拡充を実現し、農業者の負担軽減・適正化に資す

				協会において保証希望者の財務データを入力する場合、その経費の一部を信用基金が助成し、（イ）人員不足等の理由で財務データの入力が困難な基金協会については信用基金で代行入力することとした。 上記②の課題に対しては、信用基金に通知するリスク判定結果の通知書を簡易に作成できるツールを作成し、基金協会に提供した。 ○　上記の取組により、基金協会において、信用基金の保険料率改定に併せた保証料率改定の検討が進み、保証料率の改定を強力に促進した。 ○　令和８年度から保険料率を改定するため、業務方法書の変更案について、主務省から変更の認可を得た。	化）に資する効果が高まったと考えられる。 以上のことから、所期の目標を大きく上回る成果をあげたものと判断し、Ａ評価とする。 ＜課題と対応＞ 特になし。	る効果の早期発現を図った。 以上のことから、「Ａ」評価が妥当である。 今後も、適切な保険料率の設定に向け、制度の実効性の確保及び運用の定着に向けた取組の継続が期待される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－１－（２）－イ	農業信用保険業務－農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－保険事故率の低減に向けた取組の実施

２．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考）前中期目標期間平均償還事故率	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
保険金支払額　①（百万円）		－	2,663	3,351	3,149			
償還額　②（百万円）		－	293,762	287,287	284,459			
償還事故率（①÷②）	年度評価：償還事故率１%以下	－	0.91%	1.17%	1.11%	%	%	
平均償還事故率	中期目標期間中の平均償還事故率が前中期目標期間の実績を下回る	0.71%	0.91%	1.04%	1.06%	%	%	

（注１）融資保険を除く。
（注２）償還額＝（期首保険価額＋新規保険引受額－期末保険価額）×保険割合 70%

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施 保証引受審査については、融資機関との適切なリスク分担	（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施 保険事故率が抑制されるよう、農業信用基金協会や融資機	（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施 （ア）保険引受審査について 保険引受けに当	＜主な定量的指標＞ ○　年度評価：償還事故率を１%以下とする 見込評価・期間実績評価：中期目標期間中の平均償還事故率が、前中期目標期間の実績を下回る ＜その他の指標＞ ○　過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策をまとめた事故事例集を作成するとともに、それを活	＜主要な業務実績＞ ○　令和７年度の償還事故率は、1.11%であり、定量的指標（１%以下）を 0.11 ポイント超過した。 （ア）保険引受審査 ○　令和７年４月～令和８年３月の大口保険保証事前協議案件 151 件について、引受条件等内部基準を適確に運用し、全件事前協議を実施した。 ○　基金協会への各種意向確認の機会や保証審査実務担当者研修会（９月）等を通じて、研修希望のあった２基金協会との間で審査の着眼点等について研修を実施し、認識の共有を図るとともに意見交換を実施した。	＜自己評価＞ 評定：B 令和７年度の償還事故率は、1.11%であり、定量的指標（１%以下）を 0.11 ポイント超過（達成率 90.1%）した。 なお、過年度の事故事例から得られる知見・教訓、対応策をまとめた事故事例（カルテ）を作成し、基金協会との勉強会を実施した。 この他、償還事故率が抑制されるよう、基金協会との大口保険保証事前協議について、事前協議を全件確実に実施するとともに、基金協会との勉強会や保証審査実務担当者研修会などの機会を通	評価　B ＜評定に至った理由＞ 令和７年度の償還事故率は、1.11%であり、定量的指標（１%以下）を 0.11 ポイント超過（達成率 90.1%）しているものの、過年度の事故事例から得られる知見・教訓、対応策をまとめた事故事例（カルテ）を作成し、農業信用基金協会との勉強会を実施した他、償還事故率が抑制されるよう、農業信用基金協会と

を踏まえ、借入者の信用リスクに応じた適確なものとなるよう、大口保険引受案件の事前協議を確実に行う。 また、引受案件についてよりきめ細やかな期中管理が実現されるよう、農業信用基金協会及び融資機関との連携を密にして情報共有等を図りつつ、必要に応じ、農業信用基金協会に対して助言、支援等を行う。 その上で、適正な代位弁済が行われるよう、大口保険代位弁済案件の事前協議を適確に実施する。 【指標】 ○ 直近年度をはじめとする過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を全国の農業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する ○ 保険事故率の低減 年度評価： 償還事故率を１％以下とする 見込評価・期間実績評価： 中期目標期間中の平均償還事故率が、前中期目標期間の実績を下回る 【重要度：高】 農業信用基金協会に対しきめ細やかな期中管理の実現を慫慂することに	関と連携を強化し、 （ア）引受審査について、その高度化を目指し、以下の取組を行う。 ① 農業信用基金協会において信用リスクに応じた適正な引受審査が行われるよう、大口保険引受案件について引受条件等に関する運用を適確に行いつつ、事前協議を全件確実に実施する。 ② 事故事例等を活用し、農業信用基金協会と保険引受審査の認識の共有を図り、保険事故の未然防止に努める。 （イ）期中管理について、農業信用基金協会、融資機関との適切な役割分担により、その強化を図り、農業者の事業継続の途を徒に閉ざすことなく、できる限りその経営の継続・発展が可能となるよう、以下の取組を行う。 ① 「要管理特定事前協議被保証者の期中管理報告」（注）等を活用し、農業信用基金協会に適確な期中管理の実施を促す。	たって、借入者の信用リスクに応じた適確な引受審査が実現するよう、以下の取組を行う。 ① 大口保険事前協議案件について引受条件等内部基準を適確に運用して、事前協議を全件確実に実施する。 ② 大口保険事前協議案件や事故事例等を活用し、保証引受審査に当たって留意すべき点について、農業信用基金協会と認識を共有すべく意見交換を行う。 ③ 上記①、②について、業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて、運営委員会に報告する。 （イ）期中管理について 期中管理について、農業信用基金協会、融資機関との適切な役割分担により、その強化を図り、農業者の事業継続の途を徒に閉ざすことなく、できる限りその経営の継続・発展が可能となるよう、以下の取組を行う。 ① 農業信用基金	用した農業信用基金協会との勉強会等を開催する ＜評価の視点＞ 引受審査について、借入者の信用リスクに応じたものとなるよう、大口保険引受案件の事前協議を確実に実施するなどの取組は行われているか よりきめ細やかな期中管理が実現されるよう、農業信用基金協会等との連携等を図りつつ、必要に応じ、同協会に対する助言・支援等は行われているか	加えて、実施結果をとりまとめ、信用基金内にも共有を行った。 上記の取組について、令和７年12月に開催した業務運営の検証委員会において検証を実施した。 また、当委員会の結果については、令和８年２月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ホームページで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html （イ）期中管理 ○ 要管理特定事前協議被保証者の期中管理報告について、より適確な内容を把握するために、報告書提出依頼文書に添付する記入例を見直した。 なお、保証保険については、18基金協会から、要管理特定事前協議被保証者64者の期中管理方針の報告、また、融資保険については、８融資機関から、全貸付先18者の直近の財務状況等の報告を受け、その保険引受全案件について状況検証と格付を行い、格付区分に応じた対応を求めた。 ○ 最近の大口保険事故事例を中心に、事故事例（カルテ）２例を作成し、信用基金ホームページ内の会員専用ページにて情報提供を行った。 また、事故事例（カルテ）を活用したウェブ勉強会を２基金協会と開催し、引受審査時や期中管理において注意すべきポイント等について意見交換を行い、期中管理	じて、審査の留意点や着眼点等について認識の共有を図った。 さらに、要管理特定事前協議被保証者の期中管理報告等を通じた被保証者の経営財務状況の定期的な把握と状況に応じた適確な対応を基金協会に促した。 また、基金協会の期中管理の取組の実態を把握するとともに、事故の未然防止を目的として、新たに「被保証者の状況変化時の対応について（手引き）」を作成し、基金協会に提供した。 大口保険代位弁済の事前協議については、ほぼ全件実施し、未実施案件も当該基金協会に対し、再発防止策の徴求や今後の注意喚起等必要な措置を講じ、適切に対応した。 本項目については、定量的指標の達成度合は 80％以上100％未満となったものの困難度が設定されていることに加え、保険事故の増加には、全国的な企業倒産件数が４年連続で前年を上回る中、農業分野においても、肥料や飼料の高騰等により、野菜作農業や酪農業の倒産件数が過去最高を更新するなど、農業をめぐる社会経済環境が悪化していることがその背景にある。 また、令和７年度は負債過多を原因とした案件の支払が引き続き高水準で推移している一方で、償還事故率低減に向け、各種取組を着実に実施した。 これらを総合してＢ評価とする。	の大口保険保証事前協議について、事前協議を全件確実に実施するとともに、農業信用基金協会との勉強会や保証審査実務担当者研修会などの機会を通じて、審査の留意点や着眼点等について認識の共有を図った。 また、農業信用基金協会の期中管理の取組の実態を把握するとともに、事故の未然防止を目的として、新たに「被保証者の状況変化時の対応について（手引き）」を作成し、農業信用基金協会に提供した。 なお、事故率の低減を着実に図っていくためには、きめ細やかな期中管理、適正な代位弁済を従来にも増して適切に行っていくことが重要であり、かつ、足下では資材価格・物価高騰が生じており、農業経営を取り巻く厳しさが増していることから本業務は困難度が高い。 これらのことから、目標の達成度合を下回っているものの、本事項は困難度が高い項目であることを勘案して、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運

より保険事故率の低減を図ることは、農業者の経営継続に資するとともに、農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保に貢献するため。 【困難度：高】 ・　事故事例の分析及び対応策等を還元し、事故率低減に向けた現実的な成果を得るには、各地の営農類型ごとの実態など農業の知見のみならず、期中管理等に関する融資機関及び農業信用基金協会の取組実態を十分に理解した上での対応が求められるため。 ・　事故率の低減を着実に図っていくためには、きめ細やかな期中管理、適正な代位弁済を従来にも増して適切に行っていくことが重要であり、かつ、足下ではウクライナ侵略等に伴う原油価格・物価高騰が生じており、農業経営を取り巻く厳しさが増しているため。 ＜想定される外部要因＞ 　経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	②　事故事例を活用して、農業信用基金協会、融資機関との期中管理業務の認識の共有を図る。 ③　農業信用基金協会において適正な代位弁済が行われるよう、大口保険代位弁済案件の事前協議を全件について確実に実施する。 （注）「要管理特定事前協議被保証者」とは、引受時に事前協議をした者のうち、農業資金の保証残高が 100 百万円以上で、かつ、農業信用基金協会が債務者区分で要管理先以下としたもの。 【指標】 ○　直近年度をはじめとする過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を全国の農業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する ○　保険事故率の低減 年度評価： 　償還事故率を１％以下とする 見込評価・期間実績評価： 　中期目標期間中の平均償還事故率が、前中期目標期間の実績を下回る	協会に対し、令和４年６月に改定した「要管理特定事前協議被保証者の期中管理報告」（注）等の適正な履行を通じて、被保証者の経営財務状況の定期的な把握と状況に応じた適確な対応を促す。 ②　事故事例等を活用し、農業信用基金協会と期中管理に当たって留意すべき点について意見交換を行うこと等により、期中管理の重要性について農業信用基金協会と認識を共有する。 ③　農業信用基金協会において適正な代位弁済が行われるよう、大口保険代位弁済案件の事前協議を全件について確実に実施する。 （注）「要管理特定事前協議被保証者」とは、引受時に事前協議をした者のうち、農業資金の保証残高が 100 百万円以上で、かつ、農業信用基金協会が債務者区分で要管理先以下としたもの。		の重要性等について認識を共有した。 　加えて、融資機関を対象とした研修会において、事故事例（カルテ）を活用し、引受審査や期中管理における留意点及び期中管理の重要性を基金協会とともに説明（１回）した。 ○　基金協会の期中管理の取組の実態を把握するためにアンケートを実施するとともに、事故の未然防止を目的として、保証先に何らかの変化が起こった時に基金協会が確認すべき事項や注意すべき事項を整理した「被保証者の状況変化時の対応について（手引き）」を作成し、会員専用ページにて情報提供を行った。 ○　負債過多を原因として債務整理に移行した案件の支払が引き続き高水準で推移している中、令和７年度の大口保険代位弁済案件は、基金協会の瑕疵による１件を除いた全件について事前協議を実施した。 　基金協会からの協議漏れにより事前協議未実施のまま代位弁済実行した案件があったことを受け、当該基金協会に対し、通常の事前協議必要書類に加え、事前協議が未実施となった理由及び今後の再発防止策を記した書面の提出を求めたうえで事後に審査を行い問題がないことを確認するとともに、当該基金協会に対し、今後、確実に事前協議を実施するよう注意喚起を行った。	＜課題と対応＞ 　農業をめぐる社会経済環境の悪化が続く中、農家経営も引き続き厳しい状況が見込まれるが、償還事故率の低減に向け、審査の着眼点等の研修について、希望する基金協会のニーズを取り込んだ上で行い、また大口保険代位弁済の事前協議の未実施を予防するため、基金協会に対し全国会議等で周知を行う。	営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

		【指標】 ○　過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策をまとめた事故事例集を作成するとともに、それを活用した農業信用基金協会との勉強会等を開催する ○　保険事故率の低減 　償還事故率を１％以下とする				

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－１－（２）－ウ	農業信用保険業務－農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－適切な求償権の管理・回収の取組の促進

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
長期固定化求償権（８年以上固定化）残高（百万円）	中期目標期間中に長期固定化求償権残高を半減	483	351	262	253			

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進 代位弁済の実施に伴う求償権を有する農業信用基金協会に対し、 ・　求償債務者の実情に応じた効果的な回収を実施すること ・　農業信用基金協会の人員・態勢、求償権の固定化の状況等も考慮	（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進 （ア）農業信用基金協会において、求償債務者の実情に応じて、サービサーなど外部専門家も活用しながら、効果的な求償権回収を実施するよう、助言、支援等を行う。 （イ）農業信用基金協会の人員・態勢、	（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進 （ア）サービサー、弁護士など外部専門家を活用した事例を含め求償権の回収事例を収集した上で、農業信用基金協会に助言・支援を行う。 （イ）農業信用基金協会の長期固定化求償権について、	＜主な定量的指標＞ ○　全国ベースで見た長期固定化求償権（８年以上固定化）残高について、費用対効果を勘案しながら、中期目標期間中に半減させることを目標とする ＜その他の指標＞ ○　回収事例を収集し、事例集としてとりまとめ、農業信用基金協会に提供する ＜評価の視点＞ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進に向けて、基金協会に、効果的な回収を実施するよう、また適切なタイミングで償却・管理停止を行うよう助言・支援等は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　回収率向上に資する効果的な回収事例を作成（２件）し、基金協会に提供（会員専用ホームページに掲載）した。 ○　令和６年度（令和７年３月）に制定した「求償権の償却基準の運用に関するガイドライン」について、基金協会の全国及びブロック会議、基金協会担当者向けウェブ説明会で説明・周知した。	評定：B 回収事例（２件）を作成し、基金協会に提供（会員専用ホームページに掲載）したことに加え、令和６年度（令和７年３月）に制定した「求償権の償却基準の運用に関するガイドライン」について、基金協会の全国及びブロック会議、基金協会担当者向けウェブ説明会を通じて丁寧な説明・周知を行った。その結果、基金協会における求償権の償却が進み、中期計画において目標としている全国ベースで見た「長期固定化求償権残高の半減」に対する達成率は、約 95%となった。 以上の取組を着実に実施したことから、B評価とする。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評価　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

し、管理・回収に要する費用とその効果を十分に比較した上で、適切なタイミングで償却・管理停止を行うこと について助言、支援等を行う。 【指標】 ○　長期にわたり回収実績のない求償権について、その実態を踏まえ、費用対効果を勘案しながら、債権額（全国ベース）の減少を促進する	求償権の固定化の状況等も考慮し、管理・回収に要する費用とその効果を十分に比較した上で、適切なタイミングで償却・管理停止を行うよう、助言、支援等を行う。 【指標】 ○　全国ベースで見た長期固定化求償権（8年以上固定化）残高について、費用対効果を勘案しながら、中期目標期間中に半減させることを目標に、農業信用基金協会に対して助言、支援等を行う	適切なタイミングでの償却・管理停止が行えるよう、農業信用基金協会の人員・体制等を考慮した償却の基準、タイミングについて、参考となるガイドラインを作成し、農業信用基金協会に提供する。 【指標】 ○　回収事例を収集し、事例集としてとりまとめ、農業信用基金協会に提供する				

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－１－（２）－エ	農業信用保険業務－農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－その他事務処理の適正かつ迅速な実施

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間・日程	大口引受案件の事前協議について、10 営業日以内の処理率 80%以上						
大口引受案件の事前協議	10 営業日以内	100%	100%	100%			

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、農業信用保険業務に関する各事務の処理について、手続の簡素化等その方法の点検を実施し、必要に応じて見直しを行うとともに、その適正性を確保しつつ、標準的な	（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 （ア）保険引受け、保険金支払等の業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、農業信用基金協会からの提出書類の簡素化の可否等について、農業保証保険システムの再構築等を踏まえて検討す	（２）農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 農業者の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 （ア）保険引受け、保険金支払等に係る農業信用基金協会からの提出書類の簡素化の可否等について、検討する。 （イ）保険引受業務について、審査等の適正性を確保しつつ、中期計画に定める標準的な処理の期間	＜主な定量的指標＞ ○　大口引受案件の事前協議について、10 営業日以内の処理率を 80%以上とする ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の簡素化等その方法の点検等を実施しているか	＜主要な業務実績＞ ○　令和７年度における大口引受案件の事前協議について、全案件（151 件）を 10 営業日以内に処理（処理率 100%）したため、定量的指標（処理率 80%以上）を達成した。 ア　家畜疾病経営維持資金にクイック融資メニューによる資金の融通が追加されたことに伴い、大口保険保証事前協議に係る協会からの提出書類の簡素化を実施した。 イ　従来の資金メニューの他、令和７年度に新しく酪農・肉用牛担い手緊急支援資金が創設されたことに伴い、協議件数の増加が見込まれたため、基金協会に対し、保証引受時期や金額等を事前に聞き取った上で、同資金の協議件数がピークとなる時期(10 月、11 月、２月)に追加で職員を配置するなど審査体制を強化したことにより、令和７年度の大口保険保証事前協議案件 151 件について、全案件を中期	＜自己評価＞ 評定：A 大口引受案件に係る事前協議について、全案件を標準処理期間内に確実かつ安定的に処理できる業務運営体制を整備した結果、処理率が 100%であり、定量的指標（処理率 80%以上）の達成度合が 120%以上となった。 新たに追加されたクイック融資メニューへ対応するため、保証希望者の直近３か年の決算書の提出を不要とするなど提出書類の簡素化を実施し、実際の案件処理の期間も他の事前協議にかかる日数よりも２日短縮され、基金協会の事務負担の軽減が図られたことで、家畜疾病発生時における迅速な資金供給に資することができた。 また、令和７年度に創設された酪農・肉用牛担い手緊急支援資金については、貸付実行日が全国統一で、既存の畜	評価　A ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、家畜疾病経営維持資金に新たに追加されたクイック融資メニューに対応するため提出書類を簡素化し、案件処理期間を通常の事前協議より短縮することで、農業信用基金協会の事務負担軽減及び家畜疾病発生時の迅速な資金供給に資する取組を行った。 また、令和７年度に創設された酪農・肉用牛担い手緊急支援資金については、貸付実行日が全国統一であり、既存の畜

処理の期間又は日程を定め、これに従って実施する。 【指標】 ○　大口引受案件の事前協議について、中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする ＜目標水準の考え方＞ 農業信用基金協会又は融資機関からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰さない事由によるものについては、処理に要した期間から除くことが適当。	る。 （イ）農業信用保険業務に関する各事務の処理について、審査等の適正性を確保しつつ、標準的な処理の期間又は日程を定め、これに従って確実に実施する。 【指標】 ○　大口引受案件の事前協議について、10 営業日以内の処理率を 80%以上とする （※）農業信用基金協会等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、協議を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。 （参考）標準的な処理の期間・日程 ①　大口引受案件の事前協議：10 営業日以内 ②　保険通知の処理・保険料徴求 ・農業信用基金協会（協会）からの保険料納付日：毎月 25 日（当該日が営業日でない場合は翌営業日。以下同様。） ・協会からの保険通知書の提出期限：納付月の前月５日 ・上記の期限までに必要書類をそろえ	内に確実に案件の処理を行う。 あわせて、保険金支払審査、保険通知の処理等について、中期計画に定める標準的な処理の期間又は日程に沿って事務を処理する。 【指標】 ○　大口引受案件の事前協議について、10 営業日以内の処理率を 80%以上とする （※）農業信用基金協会等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、協議を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。 （参考）標準的な処理の期間・日程 ①　大口引受案件の事前協議：10 営業日以内 ②　保険通知の処理・保険料徴求 ・農業信用基金協会（協会）からの保険料納付日：毎月 25 日（当該日が営業日でない場合は翌営業日。以下同様。） ・協会からの保険通知書の提出期限：納付月の前月５日 ・上記の期限までに必要書類をそろえ		計画に定める標準的な処理期間内に処理した。 保険通知の処理・保険料の請求、保険金支払審査、回収納付金の納付及び長期・短期資金貸付審査について、中期計画に定める標準的な処理の日程に沿って事務処理を実施した。 ウ　上記ア及びイの取組について、令和７年12月に開催した業務運営の検証委員会に報告した。 また、当委員会の結果については、令和８年２月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ホームページで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-nou.html	産リノベ資金と同日であったため、大口事前協議が一時期に集中することに加え、資金の性格に鑑み、通常よりも審査に時間を要することが見込まれたことから、担当職員を２名増員するなど審査体制を強化することにより、貸付実行日までに全案件の審査を行ったことで定量的指標を上回る処理実績を継続的に達成し、業務の効率性及び信頼性の向上が図られ、大口保険保証業務全体の安定運営につながった。 さらに、業務運営の検証委員会及び農業信用保険業務運営委員会における報告・意見交換を通じて、取組内容の妥当性について関係者の理解と賛意が得られ、業務運営の透明性及び説明責任の向上が図られた。 これらの取組により、関係機関との連携強化と制度運用の成熟が進み、中期計画に掲げる安定的かつ効率的な業務運営の実現に寄与する結果となった。 以上のとおり、所期の目標を大きく上回る成果があったため、Ａ評価とする。 ＜課題と対応＞ 特になし。	産リノベ資金と同日であったことから大口事前協議が一時期に集中した。 さらに、資金の性格上、通常より審査に時間を要することが見込まれたため、担当職員を増員するなど審査体制を強化し、貸付実行日までに全案件の審査を完了した。 こうした取組により、大口引受案件の事前協議について、10 営業日以内の処理率は100%となり、目標値 80%を大きく上回る水準（目標値比 125%）を達成した。 加えて、業務運営の検証委員会及び農業信用保険業務運営委員会における報告・意見交換を通じ、取組内容の妥当性について関係者の理解を得ており、業務の効率性・信頼性の向上が認められることから、「Ａ」評価が妥当である。 今後も、その他事務処理の適正かつ迅速な実施に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。

	て提出があった場合の信用基金からの保険料納入請求書の送付日:納付月１日 ・信用基金からの差引計算通知書送付日：納付月 18 日 ③　保険金支払審査 ・協会への保険金支払日：毎月５日、15 日、25 日 ・協会からの保険金請求書の提出期限： 毎月５日支払については、前月の 20 日まで 毎月 15 日支払については、前月の末日まで 毎月 25 日支払については、当月の 10 日まで ・上記の期限までに必要書類をそろえて提出があった場合の信用基金からの保険金支払通知書の送付日： 毎月５日支払については、前月の 28 日 毎月 15 日支払については、当月の８日 毎月 25 日支払については、当月の 18 日 ④　回収納付金の納付 ・協会からの回収納付金納付日:毎月25日 ・協会からの回収通知書の提出期限： 当月納付の協会 当月 10 日まで 翌月納付の協会 納	て提出があった場合の信用基金からの保険料納入請求書の送付日:納付月１日 ・信用基金からの差引計算通知書送付日：納付月 18 日 ③　保険金支払審査 ・協会への保険金支払日：毎月５日、15 日、25 日 ・協会からの保険金請求書の提出期限： 毎月５日支払については、前月の 20 日まで 毎月 15 日支払については、前月の末日まで 毎月 25 日支払については、当月の 10 日まで ・上記の期限までに必要書類をそろえて提出があった場合の信用基金からの保険金支払通知書の送付日： 毎月５日支払については、前月の 28 日 毎月 15 日支払については、当月の８日 毎月 25 日支払については、当月の 18 日 ④　回収納付金の納付 ・協会からの回収納付金納付日:毎月25日 ・協会からの回収通知書の提出期限： 当月納付の協会 当月 10 日まで 翌月納付の協会 納				＜その他事項＞ 特になし。

	付月の前月末日まで ・上記の期限までに必要書類をそろえて提出があった場合の信用基金からの回収納付通知書の送付日：毎月 18 日 ⑤　長期･短期資金貸付審査 ・協会からの借入申込書の提出期限：貸付予定日の７営業日前まで	付月の前月末日まで ・上記の期限までに必要書類をそろえて提出があった場合の信用基金からの回収納付通知書の送付日：毎月 18 日 ⑤　長期･短期資金貸付審査 ・協会からの借入申込書の提出期限：貸付予定日の７営業日前まで （ウ）これらの事務について、上半期の実績をとりまとめた上で、業務運営の検証委員会において検証する。				

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－２	林業信用保証業務

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報	②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 （第１－２－（１）参照） （２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営 （第１－２－（２）参照）	予算額（千円）	11,371,484	11,290,596	11,527,028		
	決算額（千円）	6,775,882	6,243,196	6,643,549		
	経常費用（千円）	935,073	1,319,884	1,467,082		
	経常収支（千円）	173,538	△897,206	△643,515		
	行政コスト（千円）	942,666	1,320,653	1,472,665		
	従事人員数（人） ※期首の全体数	※102	※105	※105		

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ２　林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 （第１－２－（１）参照） （２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 （第１－２－（２）参照）	第１－２－（１）及び（２）を参照。	同左	同左	評定：Ｂ ２項目についてＢとしたことから、中項目「２　林業信用保証業務」についてはＢ評価とする。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ ２つの小項目のうち、２項目ともにＢとなった。「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「２林業信用保証業務」についてはＢ評価とする。 （２項目×２点＋２項目×２点）/（２項目×２点＋２項目×２点）＝100.0% ※算定にあたっては、評定毎の点数を、Ｓ：４点、Ａ：３点、Ｂ：２点、Ｃ：１点、Ｄ：０点とし、重要度が高い項目については、ウエイトを２倍としている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

					特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－２－（１）	林業信用保証業務－森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報	②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 ア　融資機関等に対する普及推進の取組　（第１－２－（１）－ア　参照） イ　社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援 （第１－２－（１）－イ　参照）	予算額（千円）					
	決算額（千円）					
	経常費用（千円）					
	経常収支（千円）					
	行政コスト（千円）					
	従事人員数（人） ※期首の全体数					

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ２　林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 ア　融資機関等に対する普及推進の取組 （第１－２－（１）－ア　参照） イ　社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援 （第１－２－（１）－イ　参照）	第１－２－（１）－ア及びイを参照。	同左	同左	評定：Ｂ ２項目についてＢとしたことから、小項目「（１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進」についてはＢ評価とする。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ ２つの小々項目のうち、２項目ともにＢとなった。このうち重要度が高い業務とされた１項目（（ア）融資機関等に対する普及推進の取組）でＢとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、小項目「（１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進」についてはＢ評価とする。 （２項目×２点＋１項目×２点）/（２項目×２点＋１項目×２点）＝100.0% ※算定にあたっては、評定毎の点数を、Ｓ：４点、Ａ：３点、Ｂ：２点、Ｃ：１点、Ｄ：０点とし、

					重要度が高い項目については、ウエイトを２倍としている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－２－（１）－ア	林業信用保証業務－森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進－融資機関等に対する普及推進の取組

２．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額	前中期目標期間最終年度比５％以上増加	63 億 28 百万円	57 億 82 百万円 87.0%	57 億 15 百万円 86.0%	65 億 63 百万円 98.8%			
保証引受額	－	－	135 億 53 百万円	137 億 65 百万円	148 億 79 百万円			
保証引受額平均	中期目標期間における保証引受額平均 200 億円以上	－	135 億 53 百万円	136 億 59 百万円	140 億 66 百万円			

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
２　林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 林業・木材産業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート林業の実装等に伴い新たに生ずる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、林業・木材産業経営の多様化等が進んでいる中、個々の経営の財務状況に基づく信用リスクに応じた引受けを進める。 また、引き続き、林業信用保証サービスに関する利用者のニ	２　林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 ア　融資機関等に対する普及推進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、地域性等を踏まえて、特に融資機関に対する制度普及を推進することにより利用が促進されるよう、以下の取組を行う。 （ア）外部の知見も活用して地域ごとの林	２　林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 ア　融資機関等に対する普及推進の取組 信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、地域性等を踏まえて、特に融資機関に対する制度普及を推進することにより利用が促進されるよう、以下の取組を行う。 （ア）制度普及の対象を明確化するため、外	＜主な定量的指標＞ ○　中期目標期間における保証引受額平均を 200 億円以上とし、素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額を、毎年度、前中期目標期間最終年度比で５％以上増加 ＜その他の指標＞ ○　林業信用保証サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 ＜評価の視点＞ 信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、地域性等を踏	＜主要な業務実績＞ ○　制度普及の対象の明確化に努め、以下の取組により効果的・効率的な制度普及に取り組んだ。 （１）計画事項への取組 ３か年で全国を一巡する形で進めてきた資金ニーズ調査について、令和７年度は最終年度として、関東及び近畿地方の林業者等を対象とした調査を行うとともに、３か年分（全国）の調査結果の取りまとめを行った。 また、令和７年度も保証制度利用者を対象に利用者アンケートを実施した（回答率約 50%）。 これらの取組の結果、林業信用保証制度を活用しなかった理由として、利用方法が分からなかったとの回答が多いこと、林業機械の価格高騰等に伴い、個人事業主等において資金ニーズが大きいこと、林業信用保証を知ったきっかけとして、融資	＜自己評価＞ 評定：B 素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額は、令和５年度及び令和６年度においては人件費や資材価格の高騰、金利上昇等の厳しい外部環境の影響などにより当該業界全体が大きく投資を控える中、前中期目標期間最終年度を大きく下回る低調な実績（それぞれ 57 億 82 百万円、57 億 15 百万円）にとどまったが、令和７年度も引き続き厳しい外部環境が続く中にあって、制度普及に鋭意努めたことなどにより、前年度から大幅増の 65 億 63 百万円（対前年比＋15%）と前中期目標期間最終年度値（63 億 28 百万円）を超え、定量的指標値(66 億 45 百万	評価　B ＜評定に至った理由＞ 令和７年度の素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額は、65 億 63 百万円であり、目標の達成度合は 98.8%及び中期目標期間における保証引受額平均は、140 億 66 百万円で目標未達成となっているが、対前年度比 15%増となり、前中期目標期間最終年度値（63 億 28 百万円）を超えた成果をあげたことに加え、融資機関支店との勉強会の実施や引受けの増加につなげ

ーズを適確に把握しつつ、当該サービスを必要とする林業者等が適切に利用できるように取り組む。 ア　融資機関等に対する普及推進の取組 　信用基金の信用補完機能の発揮に向けて、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、地域性等を踏まえて、特に融資機関に対する制度普及を推進することにより利用を促進する。 【指標】 ○　中期目標期間における保証引受額平均を200 億円以上とし、素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額を、毎年度、前中期目標期間最終年度比で５%以上増加 ○　林業信用保証サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 【重要度：高】 　人工林資源が本格的な利用期を迎えている中、2050年カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくためには、国産材供給量の拡大とともに、確実な再造林による森林の保続が重要であり、そのための林業信用保証による資金調達の円滑	業者等の資金ニーズの把握等を行い、融資機関、関係団体、地方公共団体等との十分な連携の下、対象を明確化して重点的な制度普及に取り組む。 （イ）ホームページ、パンフレット等について、外部の知見も活用し、林業者等、融資機関、地方公共団体等各ステークホルダーの目線に立って見直しを進める。 （ウ）利用者目線に立って保証引受業務に要する手続の効率化・スリム化に取り組む。 　これらについては、毎年度、年度計画において活動内容を明確に定めるとともに、その成果については毎年度、業務運営の検証委員会で検証した上で、中期目標期間最終年度（令和９年度）にあるべき姿の実現を図る。 【指標】 ○　中期目標期間における保証引受額平均を200 億円以上とし、素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額を、毎年度、前中期目標期間最終年度比で５%以上増加 ○　林業信用保証サービスに関する利用者のニーズの把握に係	部の知見も活用し、関東地方及び近畿地方の潜在的な資金ニーズを広く把握する調査を行う。また、前年度までの調査結果を踏まえ、融資機関、関係団体及び地方公共団体等と連携しつつ、制度普及を行う。さらに、前年度までの保証利用者を対象とするアンケートの結果を踏まえ、効果的・効率的な手法による普及を行う。 （イ）ホームページの運用を継続しつつ、必要に応じてコンテンツの充実等に取り組む。 　また、パンフレットについては、制度普及に活用しながら必要に応じて改定を行う。 　これらについて、業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、運営委員会に報告する。 【指標】 ○　素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額を前中期目標期間最終年度比で５%以上増加 ○　林業信用保証サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況	まえて、特に融資機関に対する制度普及を推進することにより利用を促進する取組は行われているか	機関からの紹介が多いことなどの知見が得られた。 　また、これらの成果も踏まえ、関係機関、林業関係団体等に対し、以下に掲げる取組等を実施した。 ①　融資機関に対しては、融資機関の支店等に個別に働きかけ 13 先と勉強会を実施し、支店担当者等に対して直接、制度をＰＲした。 　この勉強会参加の働きかけの際、電話に加えてメールでも丁寧に案内を行った結果、最初は断られた先の一部で、後日勉強会の開催につながるなどの成果が得られた。 ②　林業者等に対しては、従前から行っている業界団体の総会等でのパンフレット配布のほか、都道府県及び都道府県の林業関係団体の機関紙等への無料での広告掲載依頼を行い、７先で掲載が実現した。 　また、初めての取組として、林野庁主催の林業普及指導員の全国発表会で普及指導員へのパンフレット配布を実施した。 （２）計画にない取組 　これまでパンフレット配布のみであった森林・林業・環境機械展において、出展メーカーの担当者へ個別に林業信用保証の説明を実施した。 　また、在京の林業機械メーカー１社の営業担当と意見交換し、林業者等の資金ニーズ等について情報収集を行うとともに、代理店等へのＰＲを依頼した。 　さらに、例年実施している都道府県林業信用保証担当者会議の機会を利用して、数県の担当者と現場レベルでの制度資金の普及等の取組に関する情報収集や意見交換を実施した。あわせて出張の機会を活用し、林業信用保証の利用のない融資機関の支店担当者を中心に制度のＰＲを実施した。 　加えて、理事長自ら林業地域の地	円)に迫る(達成率 98.8%)成果をあげたところ。 　今回、厳しい状況下においてもこうした大幅な増加の達成につながったのは、林業信用保証サービスに関する利用者のニーズを３か年にわたって継続的に把握し、詳細な分析を行った上で、林業信用保証制度の普及のターゲットとする対象を明確化し、融資機関支店との勉強会や業界の中央団体以外などの制度利用者に近い対象者に踏み込んだ働きかけを行ったこと、事前に相談を受け、引受けの増加につなげる事前相談制度の普及・活用に努めた結果、事前相談件数が前年度の 39 件から 120 件と大幅に増加するに至り、これらの取組が実際に引受けの増加につながるなど、信用基金の創意工夫による積極的な取組が奏功したためと考えている。 　さらに、計画にない取組として、機械メーカーの担当者や都道府県の担当者との情報交換などに取り組むことで、来年度以降の普及活動の基盤整備にも取り組んだ。 　以上のとおり、成果は上がったものの、本項目については定量的指標の達成度合が80%以上 100%未満となったこと、困難度が設定されていることなどを勘案しＢ評価とする。 ＜課題と対応＞ 　素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額は大幅に増加したものの、年度計画上の定量的指標をわずかに下回ったことから、引き	る事前相談制度の普及・活用に努め、事前相談件数が前年度の 39 件から 120 件と大幅に増加したことなど、具体的な業務改善の取組を実施している。 　なお、本業務は、前中期目標期間においては、事業経営の大型化・自立化に伴う保証利用の終了、保証料率水準についての融資機関とのリスク分担の適正化の進展及び令和２年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響等による保証引受額の減少等により、今後の保証引受額の拡大は厳しい状況であるため困難度が高い。 　これらのことから、目標の達成度合を下回っているものの、本事項は困難度が高い項目であることを勘案して、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

化は重要であるため。 　林業信用保証制度の利用促進のため、引き続き、信用リスク管理の適切な実施に留意しつつ、融資機関や林業関係団体等への効率的で効果的な手法による普及を推進することとし、林業者等が資金調達を図る際、信用基金が保証機関の選択肢となるよう特に融資機関への制度普及に重点的に取り組む必要があるため。 【困難度：高】 　前中期目標期間においては、事業経営の大型化・自立化に伴う保証利用の終了、保証料率水準についての融資機関とのリスク分担の適正化の進展及び令和２年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響等による保証引受額の減少等により、今後の保証引受額の拡大は厳しい状況であるため。 ＜想定される外部要因＞ 　経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	る取組状況			方公共団体等へ赴き制度のＰＲを行った。 　これらの取組により、融資機関等における林業信用保証の認知度向上につながった。 ○　ホームページの刷新やパンフレットの活用等について、以下の取組を実施した。 （１）ホームページについては、更新情報を速やかに反映するように取り組むとともに、コンテンツ構成を直営で抜本的に変更し、階層構造を単純にして情報を探しやすいページへ改良した。 　パンフレットについては、制度の見直し等を適宜反映するとともに、制度改正や新サービスの導入を踏まえて新たなリーフレットを３種類作成した。 （２）計画にない取組として、昨年度開始したメールマガジンについて、受信者である融資機関等がより認識しやすいよう、発行日を定めた年４回の定期発行とし、その他にも必要に応じて適宜、臨時発行を行うこととした。 　これらについては、業務運営の検証委員会で検証し、令和８年２月に開催した林業信用保証業務運営委員会に報告した。	続き、融資機関や事業者等への制度普及に取り組むとともに、普及対象及び普及手法の継続的な見直しに取り組む。	

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－２－（１）－イ	林業信用保証業務－森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進－社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
２　林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 林業・木材産業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート林業の実装等に伴い新たに生ずる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、林業・木材産業経営の多様化等が進んでいる中、個々の経営の財務状況に基づく信用リスクに応じた引受けを進める。 また、引き続き、林業信用保証サービスに関する利用者のニーズを適確に把握しつつ、当該サービスを必要とする林業者等が適切に利用できるように取り組む。 イ　社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化	２　林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 イ　社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援 近年、頻発する自然災害からの復旧や新規創業等に必要な資金調達の円滑化等国の政策課題に対応するため、保証料の実質免除措置を活用した引受け等の着実な実施に取り組む。	２　林業信用保証業務 （１）森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進 イ　社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援 近年、頻発する自然災害からの復旧や新規創業等に必要な資金調達の円滑化等国の政策課題に対応するため、融資機関や林業関係団体への働きかけを推進しつつ、保証料の実質免除措置を活用した引受け等の着実な実施に取り組む。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 自然災害からの復旧や新規創業等に必要な資金調達の円滑化等国の政策課題に対応するため、融資機関や林業関係団体への働きかけの推進や保証料の実質免除措置を活用した引受等の取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　林業者等の資金調達の円滑化の支援として、以下の取組を実施した。 （１）前年度に引き続き、原油価格・物価高騰等により影響を受けた林業者等を支援するため、災害復旧対策保証の保証申込期間の延長を行った。 また、本保証メニューは令和６年度に「災害救助法が適用された災害」も対象とされたことから、対象となりうる災害の発災時にはメールマガジンで融資機関、都道府県関係団体及び林業関係団体へ速やかに周知した。 （２）創業等支援保証について、制度普及によるＰＲだけでなく、保証引受協議に当たり必要な事業計画策定にかかる助言に取り組んだところ、引受件数については令和６年度の17件を上回る18件となった。 また、災害復旧対策保証についても、８月豪雨等の災害に対して林野庁長官指定後、速やかに周知した結果、１件の引受けとなった。	＜自己評価＞ 評定：Ｂ 災害対策保証制度について、制度趣旨を踏まえ、林野庁長官による災害指定に速やかに対応した。 昨年度拡充を図った災害救助法案件について、災害救助法適用時には可能な限り速やかにメールマガジンで関係者に周知するなどにより継続して取り組んだ。 また、創業等支援保証について、融資機関を通じて事業者が事業計画を作るための助言等を実施した。 以上より所期の目標を達成したと認められることから、Ｂ評価とする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、林業者等の資金調達の円滑化に努める。	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

の支援 　近年、頻発する自然災害からの復旧や新規創業等に必要な資金調達の円滑化等国の政策課題に対応するため、保証料の実質免除措置を活用した引受け等の着実な実施に取り組む。						

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－２－（２）	林業信用保証業務－林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

林業信用保証業務
（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営
ア　適切な保証料率の設定　（第１－２－（２）－ア　参照）
イ　代位弁済率の低減に向けた取組の実施　（第１－２－（２）－イ　参照）
ウ　求償権の回収の取組の実施　（第１－２－（２）－ウ　参照）
エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施　（第１－２－（２）－エ　参照）

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）					
経常収支（千円）					
行政コスト（千円）					
従事人員数（人） ※期首の全体数					

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ２　林業信用保証業務 （２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 ア　適切な保証料率の設定 （第１－２－（２）－ア　参照） イ　代位弁済率の低減に向けた取組の実施 （第１－２－（２）－イ　参照） ウ　求償権の回収の取組の実施 （第１－２－（２）－ウ　参照） エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 （第１－２－（２）－エ　参照）	第１－２－（１）－ア～エを参照。	同左	同左	評定：B １項目についてA、３項目についてBとしたことから、評価の基準を踏まえ、小項目「（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営」についてはB評価とする。	評定　B ＜評定に至った理由＞ ４つの小項目のうち、１項目でA、2項目でB、１項目でCとなった。このうち、重要度が高いとされた１項目（(ア）適切な保証料率の設定）でB、１項目（(イ）代位弁済率の低減に向けた取組の実施）でCとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、小項目「（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営」についてはB評価とする。 （１項目×３点＋２項目×２点＋１項目×１点＋１項目×２点＋１項目×１点）/（4項目×２点＋2項目×２点）＝91.7% ※算定にあたっては、評定毎の点数をS：４点、A：３点、B：２点、

					Ｃ：１点、Ｄ：０点とし、重要度が高い項目については、ウエイトを２倍としている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－２－（２）－ア	林業信用保証業務－林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営－適切な保証料率の設定

２．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保証料率								
一般資金	－	年 0.20～1.80% （８段階）	年 0.20～1.80% （８段階）	年 0.20～1.80% （８段階）	年 0.20～1.80% （８段階）			
制度資金（木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金等）	－	年 0.15～1.35% （８段階）	年 0.15～1.35% （８段階）	年 0.15～1.35% （８段階）	年 0.15～1.35% （８段階）			

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ア　適切な保証料率の設定 保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、林業・木材産業の特性を踏まえつつ、信用リスクを勘案した適切な保証料率を設定	（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ア　適切な保証料率の設定 適正な業務運営を行うことを前提として、林業・木材産業の特性を踏まえつつ、以下の取組を行い、信用リスクを勘案した適切な保証料率を設定	（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ア　適切な保証料率の設定 適正な業務運営を行うことを前提として、林業・木材産業の特性を踏まえつつ、以下の取組を行い、信用リスクを勘案した適切な保証料率を設定	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 林業・木材産業の特性を踏まえつつ、信用リスクを勘案した適切な保証料率を設定するための取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　適切な保証料率を設定するため、以下の取組を実施した。 （１）保証料率水準の点検・見直し ①　信用基金内の情報共有ツール（Microsoft Team 等）や定例会を活用して、毎月の業務収支の状況や代位弁済の発生状況について共有した。 ②　令和７年 12 月に開催した料率算定委員会において保証料率や業務収支等検証を行った結果、 ・　保証料率の加重平均と理論値を比較・検証した結果、総体としては概ね同水準にあることが確かめられたこと ・　業務収支は代位弁済の動向に注視が必要なものの概ねバランスがとれていること から、料率を見直す程の差し迫った状況にないとして、現在の保証料率を据え置くこととなった。 この点検結果については、令和８年２月に開催した林業信用保証業務運営委員会において報告した。	＜自己評価＞ 評定：Ｂ ①毎月の業務収支の状況等について信用基金内で共有、②保証料率水準の点検、を行うとともに、③特例保証料率の適正化を実現した。 以上のとおり所期の目標を達成したと認められることから、Ｂ評価とする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、適切な保証料率の設定となるよう、保証料率の点検・見直しを図る。	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

する。その際、収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、保証料率水準を点検し、必要に応じて保証料率の見直しを行う。 【重要度：高】 保証料は、保証事業を継続的・安定的に実施するための不可欠の要素であり、その水準について不断の検証を行うことが重要であるため。	する。 （ア）収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、毎年度、料率算定委員会で保証料率水準を点検し、必要に応じて保証料率の見直しを行う。 （イ）特例保証料率を適用した既往契約について、債務者の実情を踏まえつつ、その適正化に取り組む。	する。 収支均衡に向けて、業務収支の状況や代位弁済の発生状況の実態等を踏まえ、料率算定委員会で保証料率水準の点検を実施し、必要に応じて保証料率の見直しを行う。		（2）特例保証料率を適用した既往契約の状況について、信用基金内で情報共有した。 なお、令和７年度においては、新規案件及び継続案件ともに、特例保証料率を適用したものは０件となった。		

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－２－（２）－イ	林業信用保証業務－林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営－代位弁済率の低減に向けた取組の実施

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 平均代位弁済率	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
代位弁済額　① （百万円）		－	479	236	636			
期末保証残高　② （百万円）		－	22,142	20,515	19,454			
代位弁済率（①÷②）	年度評価：代位弁済率２％以下	－	2.16%	1.15%	3.27%			
平均代位弁済率	中期目標期間中の平均代位弁済率が前中期目標期間の実績を下回る	1.11%	2.16%	1.66%	2.19%	%	%	

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 イ　代位弁済率の低減に向けた取組の実施 信用リスクに応じた引受けを適確に行うこととし、部分保証の推進等に	（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 イ　代位弁済率の低減に向けた取組の実施 代位弁済率について、前中期目標期間に比べて抑制できるよう、以下の取	（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 イ　代位弁済率の低減に向けた取組の実施 代位弁済率について、前中期目標期間に比べて抑制できるよう、以下の取	＜主な定量的指標＞ ○　代位弁済率の低減 年度評価：代位弁済率を２％以下とする 見込評価・期間実績評価：中期目標期間中の平均代位弁済率が、前中期目標期間の実績を下回る ＜その他の指標＞ ○　代位弁済に至った事案の検証状況 ＜評価の視点＞ 代位弁済率の低減に向けて、部分保証の推進等による融資機関との適切なリスク分担、	＜主要な業務実績＞ ○　代位弁済率を低減するため、以下の取組を実施した。 （１）融資機関の適確な審査を促すとともに、信用基金としての効率的・効果的な審査の実現のため、以下の取組を実施した。 ①　融資機関との勉強会の場を利用して、保証審査のポイントや申込書類の記入ポイントなど信用基金として留意していただきたい点について具体的に説明した。 ②　令和６年度に利便性向上の観点から事前相談制度を見直したことや令和７年度に同制度のリーフレットを作成し周知を図った結果、事前相談受付が大幅に増加（令和６年度 39 件から令和７年度 120 件）し、事前相談を通じて、融資機関に対し適確か	＜自己評価＞ 評定：Ｂ 令和７年度の代位弁済率は指標値（２％）を 1.27 ポイント上回った。しかしながら、 ①　中期計画が策定された令和５年を中心に、前後３年間の平均で比較すると、代位弁済の大宗を占める木材・木製品製造の倒産件数が前期比で 149%と大きく増えるなど、業況が大きく悪化する中にあって、代位弁済件数は前期比 140%と倒産件数の伸びの枠内に収めていること、すなわち、本制度は、経済情勢、災害の発生等の影響を受けやすい経営基盤が脆弱な事業体を主な保証対象	評価　C ＜評定に至った理由＞ 令和７年度の代位弁済率は 3.27%となり、目標値である 2%以下を達成できず、定量的指標の達成度合は 63.5%であり、評価基準上は「D」評価に相当する水準であった。 一方、信用基金では、代位弁済率低減に向けた具体的な業務改善の取組を実施している。事前相談のリーフレットを作成・周知した結果、事前相談受付件数は令和６年度の 39 件か

よる融資機関との適切なリスク分担を確保する。また、期中管理を適切に実施することとし、その際、林業者等が事業継続できるよう、融資機関と連携し、条件変更等に柔軟に対応する。 【指標】 ○　代位弁済に至った事案の検証状況 ○　代位弁済率の低減 年度評価： 代位弁済率を２％以下とする 見込評価・期間実績評価： 中期目標期間中の平均代位弁済率が、前中期目標期間の実績を下回る 【重要度：高】 林業者等が長期的かつ安定的に経営を継続していくためには、部分保証の推進等による融資機関との適切なリスク分担、期中管理の適切な実施等による代位弁済率の低減は重要であるため。 【困難度：高】 代位弁済率の低減を着実に図っていくためには、よりきめ細やかな期中管理を、従来にも増して適切に行っていくことが重要であり、かつ、足下ではウクライナ侵略等に伴う原油価格・物価高騰が生じており、	組を行う。 （ア）信用リスクに応じた引受けを適確に行うこととし、融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、部分保証や融資機関のプロパー融資との組合せを着実に実施する。 （イ）林業者等が社会経済情勢の変化の中にあっても事業を継続できるよう、融資機関と連携して保証契約の条件変更等に柔軟に対応するなど期中管理を適切に実施する。 （ウ）代位弁済に至った事案の検証を行うとともに、これを通じて職員の審査及び期中管理の能力向上に努める。 【指標】 ○　代位弁済に至った事案の検証状況 ○　代位弁済率の低減 年度評価： 代位弁済率を２％以下とする 見込評価・期間実績評価： 中期目標期間中の平均代位弁済率が、前中期目標期間の実績を下回る	組を行う。 （ア）信用リスクに応じた引受けを適確に行うこととし、融資機関との適切なリスク分担を図るとの観点から、部分保証を着実に実施する。 （イ）融資機関と審査目線の共有化を図ることにより、融資機関の適確な審査を促すとともに、適切な保証引受審査を励行する。 （ウ）林業者等が社会経済情勢の変化の中にあっても事業を継続できるよう、融資機関と連携して期中管理を適切に実施し、必要に応じて保証契約の条件変更等に柔軟に対応する。 （エ）代位弁済に至った事案の事後検討会を開催し、事故発生の要因分析等を行うことにより、今後の保証引受け及び期中管理に反映するとともに、この検証作業を通じて職員の審査及び期中管理の能力向上に努める。 これらについては、それぞれ実績を取りまとめた上で、	期中管理の適切な実施、代位弁済に至った事案の検証等の取組は行われているか	つ効率的な融資審査の促しが図られた。 以上のように、保証引受額・残高の減少傾向に歯止めをかける取組を実施しつつ、融資機関に対しては適切な審査を促し、信用基金として効率的・効果的な審査を実現した。 （２）コロナ禍等を契機として融資機関との対面での接点が著しく減少したことや、これに伴って保証引受減少に拍車がかかった可能性も勘案し、令和７年度は融資機関との接点を増やし、リレーションを強化することを通じて、審査の目線合わせに新たに取り組んだ。 具体的には、リレーション強化先として、保証引受実績・残高、素材生産量等に基づき、重点県域 11 道県を選定し、県域内の融資機関のうち、保証実績等から融資機関を絞り込んで実際に本店 45、支店 38 を訪問・面談した。 このように、融資機関と審査目線の共有化を図ることで、融資機関の適確な審査を促すとともに、適切な保証引受審査につながった。 （３）令和７年度の条件変更案件は、初回条件変更９件、初回条件変更以外 209 件、合計 218 件となった。 必要に応じて、案件毎に担当者を決め、融資機関と連携して、事業者の状況等の把握に努めており、特に慎重な対応が必要な案件については管理職が中心となってバンクミーティング等に積極的に対応して意見を述べるなどして方針を決定した。その中で、条件変更等に柔軟に対応した。 この取組により、社会経済情勢の変化の中にあっても、林業者等の事業継続に資することができ	にしている中で、適正な引受審査や期中管理などに努力した結果、当該業界全体の倒産件数の増加割合よりも低い代位弁済件数増加率に収めており、中期計画策定時点で想定していた状況と同等の社会経済情勢であれば、十分、指標値以内に収まっていたものと考えられること、 ②　令和７年度にあっては、大口の代位弁済（１億円以上）が１先発生しており、この先を除けば代位弁済率は 1.52%と指標を下回ること、 ③　令和７年度の木材・木製品製造業は、全体の倒産件数で対前年比 144.0%、負債金額で 409.7%と極めて厳しい状況にあったこと、 ④　事前相談制度の普及・活用に取り組んだことにより、事前相談件数が、令和６年度の 39 件から令和７年度 120 件と大幅に増加した結果などにより、保証引受額の大幅な増加につながったこと、 ⑤　一方で、林業信用保証制度の活用により経営状況が好転するに至る企業もあり、制度本来の機能を発揮した結果、保証引受けの増加以上に償還が進んだこと、 これらに加えて、代位弁済の低減に向けては、 ⑥　代位弁済に至った案件について、事後検討会の開催等を通じ、基金として取り得た方策の有無等を検証し、今後の期中管理等に活かしていること、 ⑦　原則 80%保証の適用に	ら令和７年度の 120 件へ大幅に増加した。また、融資機関とのリレーション強化のため、融資機関本店 45 先及び支店 38 先を訪問・面談し、融資機関との審査目線の共有を図ることで、保証審査の適正化に取り組んだ。 なお、本業務については、原油価格や物価高騰の影響により林業者等を取り巻く経営環境が厳しさを増している中で実施されており、中期目標において「困難度：高」が設定されている。 以上のことから、定量的指標の達成度合は 63.5%と目標を下回っているものの、代位弁済率の低減に向けた具体的な業務改善の取組が着実に実施され、その成果も認められることに加え、本指標が困難度の高い指標であることを総合的に勘案し、「Ｃ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 引き続き、融資機関の訪問・勉強会の実施等による連携強化を進め、事前相談制度の普及・活用、適切な保証審査と期

林業者等の経営を取り巻く厳しさが増しているため。 <想定される外部要因> 経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。		業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 代位弁済に至った事案の検証状況 ○ 代位弁済率の低減 代位弁済率を２％以下とする		た。 （４）令和７年度事後検討会を２回実施し、第１回（令和７年９月）では、新規創業者として保証引受けを行った事案のうち、保証引受後、比較的短期間で事故発生に至った事案を対象とした。 第２回（令和８年２月）では、物価高騰等の影響により事業の継続を断念せざるを得なくなった大口代位弁済先を対象とした。 事後検討会の結果、特に事業を立ち上げて間もない新規創業者については、ウッドショックなど事業・経営環境の急激な変化に対応できず経営が悪化する恐れもあることから、新規創業者の特性を踏まえた上で事業計画の妥当性を判断する必要があることを留意すべき点とした。 また、設備投資等により金融依存度が高い事業者については、物価高騰など経済情勢の動向により経営状況に大きな影響を受けることから、保証審査時や事前相談等の機会を活用して融資機関から事業者の情報収集に努めるとともに、資金繰りが悪化した際には、条件変更や経営指導等の支援策を融資機関に提案し共有することが重要であること等を保証審査において留意すべき点として取りまとめ、今後も事例を蓄積し、業務に活用することとした。 これらについては、業務運営の検証委員会で検証し、令和８年２月に開催した林業信用保証業務運営委員会に報告した。	より、融資機関との適切なリスク分担を図ったこと、 ⑧ リレーション強化の取組により融資機関との適切な関係構築に努めたこと、その他、各般にわたる努力、創意工夫により適切な保証引受け及び期中管理の実行などに努めていること、 以上から、前中期目標期間に実施された金融支援施策の終了や物価高騰などの外部要因の悪化や中期計画の策定時点における経済情勢等に鑑みれば、その時点において目指していた所期の目的は十分に果たしていると認められることから、指針Ⅱ－３－（１）－⑤を踏まえＢ評価とする。 <課題と対応> 倒産件数の急増など、経済情勢が極めて厳しい状況にある中においても、引き続き、林業信用保証制度の存在意義を鑑みつつ、適切な保証審査と期中管理に取り組むことなどにより、代位弁済率の低減に努める。	中管理に取り組むことなどにより、代位弁済率の低減に努めることが必要。 <その他事項> 特になし。

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－２－（２）－ウ	林業信用保証業務－林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営－求償権の回収の取組の実施

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ウ　求償権の回収の取組の実施 求償権を着実に回収するため、求償債務者の実情に応じた回収方策について、サービサーへの委託等効果的かつ効率的な手法を講ずる。	（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ウ　求償権の回収の取組の実施 求償債務者の実情に応じた回収方策を検討し、サービサーへの委託による回収も採り入れ、効果的かつ効率的な手法により求償権の着実な回収に取り組む。	（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 ウ　求償権の回収の取組の実施 求償権の回収については、融資機関への委託を基本としつつ、サービサーへの委託等を計画的に行い、回収業務に当たる。 これについては、取組結果を取りまとめ、業務運営の検証委員会で検証し、令和８年度以降の回収方策に反映する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 求償債務者の実情に応じた回収方策について、サービサーへの委託等効果的かつ効率的な手法による求償権の着実な回収の取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　求償権を着実に回収するため、以下の取組を実施した。 （１）令和７年４月に令和７年度の回収方策を決定するとともに、毎月のグループミーティングにおいて、進捗状況の確認と回収方策の点検を行った。 （２）サービサーとの打合せを適宜行った（令和７年５月、９月及び令和８年２月）。また、サービサーへの求償権の委託を計画的に実施した（令和７年４月、６月、７月、９月、12 月及び令和８年２月） （３）弁済が滞っている先及び弁済額が弁済能力に比して低調な先に対し催告書を送付するとともに、法的手続の実施など回収方策の見直しを行った。 これらの取組を取りまとめ、令和７年 12 月に開催した業務運営の検証委員会において検証を行った。その結果、引き続き、個々の求償債務者の実情に	＜自己評価＞ 評定：B 関係者との適宜の打合せを踏まえ、進捗確認及び方針の点検を計画的に行うなど、求償権回収の取組を着実に実施したことから、B評価とする。 ＜課題と対応＞ 引き続き、求償権の着実な回収に努める。	評価　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

				応じた回収方策を検討し、サービサーへの委託による回収も採り入れ、その効果を把握・検証等を行いながら、着実な回収に取り組むこととした。		

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－２－（２）－エ	林業信用保証業務－林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営－その他事務処理の適正かつ迅速な実施

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間	標準処理期間内の処理率 80%以上						
①　保証引受け	10 営業日	100%	100%	100%			
②　出資持分の払戻し	18 営業日	100%	97%	100%			
③　代位弁済	50 営業日	100%	100%	100%			
④　貸付審査	３営業日	100%	100%	100%			

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、林業信用保証業務に関する各事務の処理について、手続の簡素化	（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 業務の効率化と質的向上を図るため、以下の取組を行い、事務処理の適正化及び迅速化を図る。 （ア）保証引受け、代位弁済等の各事務について、審査等の	（２）林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営 林業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営に努める。 エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 業務の効率化と質的向上を図るため、以下の取組を行い、事務処理の適正化及び迅速化を図る。 （ア）保証引受け、代位弁済等の各事務について、審査等の	＜主な定量的指標＞ ○　標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする （参考）標準的な処理の期間 ①　保証引受け：10 営業日 ②　出資持分の払戻し：18 営業日 ③　代位弁済：50 営業日 ④　貸付審査：３営業日 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化を図る取組は行われ	＜主要な業務実績＞ ○　保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査の各事務について、受付や処理の状況を各担当グループ内で共有するとともに、決裁の進捗管理においてはバックアップ体制によるスムーズな事務処理等、処理期間の短縮化に取り組んだ。 ＜指標達成状況＞ ・保証引受け（10 営業日）：100%（572 件） ・出資持分の払戻し（18 営業日）：100%（70 件） ・代位弁済（50 営業日）：100%（34 件） ・貸付審査（３営業日）：100%（40 件） ○　業務の効率化と質的向上を図るため、以下のとおり規程等の変更やマニュアル等の見直しを実施した。 （１）融資機関に対し、「保証付債権の保全に必要な対応について」を発	＜自己評価＞ 評定：A 数値指標のすべての事務において、標準処理の期間内の処理率が、定量的指標（処理率 80%以上）に対する達成度合 120%以上となった。 また、事務の信頼性や正確性の確保や効率化に向けた体制を整えるとともに、融資機関に対しては適切な債権保全の対応を促した。 加えて、当座貸越根保証の抜本的な商品性改善は、本制度創設（平成４年）以来の取組である。この商品性の改善を通じて、手形貸付の代替貸付方式としてだけでなく、新規の当座貸越契約利用者が、今後、本制度を利用することが考えられ、融資機関からの新たな保証先の獲得も見込めるなど、今後の保証引受数	評価　A ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、令和６年度までに着手・一部実施していた保証審査の稟議を全面的に電子化するとともに、「保証審査マニュアル」及び「出資事務マニュアル」について、令和７年度の業務で明らかとなった手順や必要書類の課題を洗い出し、所要の訂正等を実施することで、事務負担の軽減及び処理の適正化を図った。 また、計画にない

等その方法の点検を実施し、必要に応じて見直しを行うとともに、その適正性を確保しつつ、標準的な処理の期間を定め、それに従って実施する。 【指標】 保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査について、中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする ＜目標水準の考え方＞ 融資機関等からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰さない事由によるものについては、処理に要した期間から除くことが適当。	適正性を確保しつつ、以下のとおり標準的な処理の期間を設定し、その期間内に確実に案件の処理を行う。 （イ）業務の効率化と質的向上を図る観点から、内部の事務手続の簡素化等を図る。 【指標】 ○　標準的な処理の期間 ・保証引受け：10営業日 ・出資持分の払戻し：18営業日 ・代位弁済：50営業日 ・貸付審査：３営業日 ○　標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする （※）融資機関等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、審査等を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。	適正性を確保しつつ、中期計画に定める標準的な処理の期間内に確実に案件の処理を行う。 （イ）業務の効率化と質的向上を図る観点から、内部の事務手続の簡素化等を図るため、マニュアル等の整備を行う。 これらについては、上半期の実績をとりまとめた上で、業務運営の検証委員会で検証する。 【指標】 ○　標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする （※）融資機関等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、審査等を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。 （参考）標準的な処理の期間 ①　保証引受け：10営業日 ②　出資持分の払戻し：18営業日 ③　代位弁済：50営業日 ④　貸付審査：３営業日	ているか	出し、予見通知等の適切な対応を依頼した。 保証審査の稟議の電子化を完了させるとともに、「保証審査マニュアル」「出資事務マニュアル」について、今年度の業務で明らかとなった手順や必要書類の課題を洗い出し所要の訂正等を実施した。 （２）計画にない取組として、政府方針に基づき、令和９年３月末までに手形交換所が廃止される予定であり、その前段階で融資機関は約束手形の発行自体を絞り込んでいる動きを受けて、手形貸付減少の受け皿として当座貸越根保証の商品性改善を行い、関連規程等（要領・要綱・事務手引き及び保証審査マニュアル）について年度末を待たず令和７年12月に速やかに改正した。	の増加が期待される。 以上のとおり、所期の目標を大きく上回る成果があったため、Ａ評価とする。 ＜課題と対応＞ 特になし。	取組として、令和９年３月末までの手形交換所廃止予定及び融資機関における約束手形発行縮小の動きを踏まえ、手形貸付減少の受け皿となる当座貸越根保証の商品性改善を行い、関連規程等（要領・要綱・事務手引き及び保証審査マニュアル）については年度末を待たず令和７年12月に改正した。 その結果、保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査のいずれについても、標準的な処理期間内の処理率は100%となり、目標値80%を大きく上回る水準（目標値比125%）を達成した。 さらに、外部環境の変化に対応した商品性改善を年度内に規程改正まで完了しており、事務処理の迅速性・適正性の確保に加え、制度利用者の利便性向上に資する取組が認められることから、「Ａ」評価が妥当である。 今後も、その他事務処理の適正かつ迅速な実施に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善

						方策> 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－３	漁業信用保険業務

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報	②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
漁業信用保険業務 （１）社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け （第１－３－（１）参照） （２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 （第１－３－（２）参照）	予算額（千円）	12,414,252	14,576,554	13,555,154		
	決算額（千円）	8,403,145	11,043,383	8,541,711		
	経常費用（千円）	1,137,547	1,570,847	1,472,611		
	経常収支（千円）	643,173	204,624	371,986		
	行政コスト（千円）	1,150,027	1,571,360	1,476,568		
	従事人員数（人） ※期首の全体数	※102	※105	※105		

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ３　漁業信用保険業務 （１）社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け （第１－３－（１）参照） （２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 （第１－３－（２）参照）	第１－３－（１）及び（２）を参照。	同左	同左	評定：Ａ ２項目についてＡとしたことから、中項目「３　漁業信用保険業務」についてはＡ評価とする。	評定　Ａ ＜評定に至った理由＞ ２つの小項目のうち、２項目ともにＡとなった。「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「３漁業信用保険業務」についてはＡ評価とする。 （２項目×３点＋２項目×３点）/（２項目×２点+２項目×２点）＝150.0% ※算定にあたっては、評定毎の点数をＳ：４点、Ａ：３点、Ｂ：２点、Ｃ：１点、Ｄ：０点とし、重要度が高い項目については、ウエイトを２倍としている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞

					特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－３－（１）	漁業信用保険業務－社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
保険引受残高	2,000 億円確保	2,047 億円	2,041 億円	2,014 億円			

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ３　漁業信用保険業務 （１）社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け 漁業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート水産業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、新たな水産資源管理の着実な実施、漁船漁業及び養殖業の成長産業化、海業の振興等による漁村の活性化等が求められる状況にあることを踏まえ、かかる状況に対応した漁業信用保険の引受けを進める。 また、引き続き、漁業信用保証保険サービスに関するニーズを適確に把握しつつ、	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ３　漁業信用保険業務 （１）社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け 漁業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート水産業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。 あわせて、新たな水産資源管理の着実な実施、漁船漁業及び養殖業の成長産業化、海業の振興等による漁村の活性化等が求められる状況にあることを踏まえた引受けが進められるよう漁業信用基金協会、融資機関と連携して、以下の取組を行う。 ア　海洋環境や、漁船漁業の構造変化、成	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ３　漁業信用保険業務 （１）社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け ア　引き続き、新たな技術・取組の普及状況や融資・保証の活用状況の事例等を調査・分析し、新たな資金ニーズや保証ニーズを適確に把握するとともに、漁業信用基金協会、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫等との連携を密にし、情報交換、漁業信用基金協会の保証推進への支援等を実施する。 イ　主務省、関係団体、地方公共団体等と連携し、各種会議の場等を通じて、予算事業の PR、パンフ	＜主な定量的指標＞ ○　保険引受残高 2,000 億円の確保 ＜その他の指標＞ ○　漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 ＜評価の視点＞ 漁業分野における脱炭素・グリーン化の取組やスマート水産業の実装等に伴い生じる新たな資金需要への対応等のため、新たな資金ニーズの適確な把握、重点的に引受けを推進する対象の選定、関係団体等と連携した利用促進に取り組んでいるか	＜主要な業務実績＞ ○　令和７年度の保険引受残高は 2,014 億円であり、定量的指標を達成した。 【ア】 ○　令和５年度に選定した「重点的に引受けを推進していく対象等」について、 ・　水産庁等の関係機関からの聴取や JF マリンバンク水産業連絡会議への参加等により、漁業経営改善制度・スマート水産業・海業等の水産施策の動向や水産関連技術等に係る情報を収集し、資金ニーズの把握に努めるとともに、漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対して水産庁とスマート水産機器メーカーを講師に勉強会を実施した。 ・　「海業」について中小漁業者等による漁業信用保証保険サービスの利用を促すことにより、保証の推進を図ることを目的として、水産庁が作成した「海業の取組事例集」の中から、漁業近代化資金の融資対象となる取組を整理、「海業ブックレット」を作成し信用基金ホームページと「官民連携海業振興ポータルサイト」で基金協会や漁業者等に公開。 ブックレットの活用方法の理解を深めるため、基金協会担当者向け説明会を実施するとともに、基金協会が開催するブロック会議等に出席し	＜自己評価＞ 評定：A 困難度「高」の定量的指標（保険引受残高 2,000 億円の確保）を達成した。 漁業信用保証保険制度の利用促進の着実な進展に資する成果を上げ、令和７年度の保険引受残高は 2,014 億円に達し、令和５～７年度平均 2,034 億円と、各年度、目標期間中の定量的指標を確実に達成している。 具体的には、重点的に引受けを推進する対象について、「海業」、「スマート水産業」を主軸に水産施策の動向や技術革新を踏まえた資金ニーズを把握するため、水産庁及び関係機関からの聴取や基金協会への勉強会の開催、事業参考の「海業ブックレット」の作成等を通じて、信用基金として果たすべき役割と対応方針を明確化した。これにより、漁業経営改善制度等の施策と連動した実効性の高い引受推進を実現した。 また、基金協会に対する助成金の活用を通じて、保証推	評価　A ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、保険引受残高 2,000 億円の確保に向け、漁業者団体や水産庁等からの情報収集、漁業信用基金協会への勉強会の開催、事業参考資料「海業ブックレット」の作成等を通じて、信用基金として果たすべき役割と対応方針を明確化し、漁業経営改善制度等の施策と連動した引受推進を行った。 また、関係団体との連携を密にして引受推進に取り組んだ結果、令和７年度の保険引受実績は 605 億円（対前年度 104%）となり、前年度に比べ増加した。

当該サービスを必要とする漁業者等が適切に利用できるように取り組む。 【指標】 ○　保険引受残高 2,000 億円の確保 ○　漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況 【重要度：高】 ・　漁業をめぐっては、海洋環境の変化も踏まえた新たな水産資源管理の着実な実施、スマート水産技術の開発・現場実装等による漁船漁業の成長産業化、ＩＣＴ等を活用した生産性の向上や輸出の拡大等による養殖業の成長産業化、海業の振興等による漁村の活性化の推進等が求められる状況にあることを踏まえ、かかる状況に対応した引受けが行われていくことが重要であるため。 ・　新規就業や漁船等の更新等の様々な局面で漁業信用保証保険サービスが有効に利用され得るよう、本制度に関する漁業者等の具体的なニーズを適確に把握し、当該サービスを必要とする漁業者等が適切に利用できるようにしていくことが重要であるため。	長が見込まれる分野の動向等を踏まえた新たな資金ニーズの適確な把握 イ　重点的に引受けを推進する対象の選定 ウ　行政機関、漁業信用基金協会、融資機関、関係団体等と連携した利用促進 これらについては、毎年度、年度計画において活動内容を明確に定めるとともに、その成果については毎年度業務運営の検証委員会で検証した上で、中期目標期間最終年度（令和９年度）にあるべき姿の実現を図る。 【指標】 ○　保険引受残高 2,000 億円の確保 ○　漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況	レットの配布等により漁業信用保証保険制度について漁業者等への周知を図り、利用を促す。 これらについて、業務運営の検証委員会で検証する。 【指標】 ○　保険引受残高 2,000 億円の確保 ○　漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況		た際にブックレットの周知を図った。 また、基金協会の保証推進等の取組強化を目的に毎年交付している漁業信用保証保険事業助成金について、漁業経営改善制度利用者向け保証推進の取組等を支援するとともに、認定漁業者や系統外金融機関に係る債務保証引受けなど基金協会独自取組への配分額を高め、助成金の活用事例を作成し基金協会に示すことで、保証推進や残高確保を目的とした期中管理の実施により効果的な活用を促す等、関係団体との連携を密に引受推進に取り組んだ結果、令和７年度の保険引受実績は 605 億円（対前年度 104%）で前年に比べ増加した。 【イ】 ○　基金協会と共同でタオル及びカレンダーを作成し、行政や系統団体、融資機関、漁業者への漁業信用保証保険制度の周知・利用促進に活用した。 上記ア及びイの業務実績について、令和７年 12 月に開催した業務運営の検証委員会において、説明・意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ホームページで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-gyo.files/20260219_siryou4.pdf	進の取組強化や制度利用促進を支援するとともに、関係団体と連携した引受推進を継続的に実施した結果、令和７年度の保険引受実績は 605 億円（前年度比 104%）となり、前年を上回る水準を確保した。 さらに、各地のブロック会議における意見交換や上記水産関係施策の照会・説明、基金協会と共同で作成したタオル・カレンダーを活用した制度の周知を通じて、関係者間の共通認識の醸成とともに今後の円滑な制度運用につながった。 これらの業務実績については、業務運営の検証委員会において説明・意見交換を行い、賛意を得るとともに、その内容を公表したことで、業務運営の透明性と対外的な説明責任の確保に資する取組となった。 以上のとおり、所期の目標を上回る成果があったため、Ａ評価とする。 ＜課題と対応＞ 特になし。	本事項については、前中期目標期間において、新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が生じた漁業者等向けの新規引受額が大幅に増加しており、今後それらの資金の償還開始に伴う保険引受残高の減少が想定されるため、困難度が高い。 これらのことにより、令和７年度の保険引受残高で 2,014 億円を達成し、困難度の高い目標において定量的指標の達成度合が 100%以上となったことから、「Ａ」評価が妥当である。 今後も、社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受けに向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

【困難度：高】 　前中期目標期間においては、令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が生じた漁業者等向けの新規引受額が大幅に増加したが、今後、それらの資金の償還が始まることによる保険引受残高の減少が想定されるため。 ＜想定される外部要因＞ 　経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。						

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－３－（２）	漁業信用保険業務－漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保

2．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

漁業信用保険業務
（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保
ア　適切な保険料率の設定　（第１－３－（２）－ア　参照）
イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施　（第１－３－（２）－イ　参照）
ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進　（第１－３－（２）－ウ　参照）
エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施　（第１－３－（２）－エ　参照）

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
予算額（千円）					
決算額（千円）					
経常費用（千円）					
経常収支（千円）					
行政コスト（千円）					
従事人員数（人） ※期首の全体数					

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ３　漁業信用保険業務 （２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 ア　適切な保険料率の設定 （第１－３－（２）－ア　参照） イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施 （第１－３－（２）－イ　参照） ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進 （第１－３－（２）－ウ　参照） エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 （第１－３－（２）－エ　参照）	第１－３－（２）－ア～エを参照。	同左	同左	評定：Ａ ３項目についてＡ、１項目についてＢとしたことから、評価の基準を踏まえ、小項目「（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」についてはＡ評価とする。	評定　Ａ ＜評定に至った理由＞ ４つの小々項目のうち、３項目でＡ、１項目でＢとなった。このうち、重要度が高いとされた２項目（（ア）適切な保険料率の設定、（イ）保険事故率の低減に向けた取組の実施）でＡとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価基準」に基づき評価を行った結果、小項目「（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」についてはＡ評価とする。 （３項目×３点＋１項目×２点＋２項目×３点）／（４項目×２点＋２項目×２点）＝141.7% ※算定にあたっては、評定毎の点数をＳ：４点、Ａ：３点、Ｂ：

					２点、Ｃ：１点、Ｄ：０点とし、重要度が高い項目については、ウエイトを２倍としている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－３－（２）－ア	漁業信用保険業務－漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－適切な保険料率の設定

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率（保証保険）								
漁業近代化資金	－							
20 トン以上	－	年 0.30%	年 0.30%	年 0.17%	年 0.17%			
その他	－	年 0.22%	年 0.22%	年 0.17%	年 0.17%			
事業資金	－							
20 トン以上	－	年 1.05%	年 1.05%	年 1.05%	年 1.05%			
その他	－	年 0.77%	年 0.77%	年 0.77%	年 0.77%			

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ア　適切な保険料率の設定 保険料率については、漁業特有のリスクを踏まえるとともに、漁業者等の負担が過度に大きくならないよう十分配慮しつつ、持続的に制度	（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ア　適切な保険料率の設定 保険料率については、持続的に制度運営していけるよう、毎年度、料率算定委員会において保険料率水準を点検し、漁業者等の負担が過度に大	（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ア　適切な保険料率の設定 令和７年度の保険料率算定委員会において、保険料率水準を点検し、 ①　理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回って	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 漁業特有のリスクを踏まえ、持続的に制度運営していけるよう、保険料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しは行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　保険料率算定委員会を開催(12 月)し、年度計画の規定に基づき料率水準の点検を行ったところ、漁業近代化資金について料率の引下げの検討要件に合致したことから、料率見直しの検討対象とした。 ○　検討の結果、現行の設定保険料率が令和６年４月に適用されたばかりであり、直近３年の理論値保険料率がほぼ横ばいであること、さらに、今後の事故率の上昇が懸念される状況にあることから、料率を据え置くこととした。 ○　理論値による保険料率水準点検とは別に、近代化資金の補完融資、日本政策金融公庫資金の協調融資の事業資金について、見直しの検討を行い、令和８年４月から、より低利な近代化資金の料率を適用することとした。 上記の料率算定委員会の結果については、令和８年２月に開催した漁業信用保険業務運営委員会において報告を行	＜自己評価＞ 評定：A 保険料率算定委員会において保険料率水準を点検し、保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等を勘案した保険料率を設定。 さらに、これまでの資金の料率だけでなく、運営委員の意見や全国協会の各支所、単独協会を交えた勉強会、ブロック会議等を通じて業界内の意見を集約し、新たに「近代化資金の補完融資」及び「日本政策金融公庫との協調融資」部分の保険料率に着目し、より合理的な料率適用及び制度利用の促進を図るため、令和８年４月から、より低利な近代化資金の保険料率を適用したことにより、料率を引き下げるなど、漁業特有のリスクと真摯に向き合い、安定的、持続的な制度	評価　A ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、漁業特有のリスクを踏まえ、持続的に制度運営していけるよう、料率算定委員会において保険料率水準を点検し、保険収支、資金需要及び関係業界の意見を踏まえて、必要な料率見直しの要否を検討し、基本的な料率水準については現行料率を据え置くこととした。 加えて、これまでの資金の料率だけではなく、運営委員の意見や全国協会の各支所、単独協会を交えた勉強会、ブロック会議等を通じて業界内の意見を

運営していけるよう、毎年度、各資金における保険料率水準を点検し、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 【重要度：高】 水産資源の状況や気象条件等により水揚げが不安定であるなどの漁業特有のリスクを勘案して設定されるものであるが、漁業者等の負担が過度に大きくならないよう十分配慮しつつ、持続的に制度を運営していけるような適切な保険料率となっているかの検証を行い、必要に応じその見直しを実施することが重要であるため。	きくならないよう十分配慮しつつ、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。	いる場合には、保険料率の引下げを検討すること、 ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にある場合には、保険料率の引上げを検討すること を前提にしつつ、保険収支の状況、制度運営の安定性及び漁業者の負担能力等も勘案して保険料率を設定する。		った。 その内容は信用基金ホームページで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-gyo.files/20260219_gaiyou.pdf	運営を図った。 以上のとおり、所期の目標を上回る成果があったため、A評価とする。 ＜課題と対応＞ 特になし。	集約し、「近代化資金の補完融資」及び「日本政策金融公庫との協調融資」部分の保険料率について、より合理的な料率適用及び制度利用の促進を図るため、令和８年４月から、より低利な近代化資金の保険料率を適用することとした。 このことにより、漁業特有のリスクを踏まえて安定的、持続的な制度運営を図りつつ、料率の引き下げに至ったことから「A」評価が妥当である。 今後も、適切な保険料率の設定に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－３－（２）－イ	漁業信用保険業務－漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－保険事故率の低減に向けた取組の実施

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 平均償還事故率	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
代位弁済額　① （百万円）	－	－	583	1,074	611			
償還額　② （百万円）	－	－	60,311	60,636	60,606			
償還事故率（①÷②）	年度評価：償還事故率３％以下	－	0.97%	1.77%	1.01%			
平均償還事故率	中期目標期間中の平均償還事故率が前中期目標期間の実績を下回る	1.54%	0.97%	1.37%	1.25%			

（注１）融資保険を除く。
（注２）償還額＝弁済額＋代位弁済額

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施 引受けに当たっては、融資機関との適切なリスク分担を図る観点から、大口保険引受案件の事前協議等を通	（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施 （ア）保険引受けに当たっては、事前協議等を通じて、借入者の信用リスクに応じた適確な引受審査が実	（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 イ　保険事故率の低減に向けた取組の実施 （ア）保険引受審査について 保険引受けに当たっては、事前協議等を通じて、借入者の	＜主な定量的指標＞ ○　保険事故率の低減 年度評価：償還事故率を３％以下とする 見込評価・期間実績評価：中期目標期間中の平均償還事故率が、前期中期目標期間の実績を下回る ＜その他の指標＞ ○　過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を各漁業信用基金	＜主要な業務実績＞ ○　令和７年度の償還事故率は、1.01%であり、定量的指標（３％以下）を 1.99 ポイント下回った。 【(ア) ①】 ○　大口事前協議全件について、財務状況の実態把握に努め、「審査のポイント」等を踏まえ、諾否の判断を適正に実施した。 ○　全ての事前協議案件についてグループ内で共有を行い、審査判断に係るノウハウを蓄積することや、林業部門との合同の勉強会により職員の審査水準の向上を図った。 【(ア) ②】 ○　運転資金に係る大口事前協議全	＜自己評価＞ 評定：A 困難度「高」の令和７年度の保険事故率は、1.01%であり、定量的指標（償還事故率３％以下）を 1.99 ポイント下回った（達成率 297%）。 保険引受けから期中管理に至る一連の業務を通じて事故率の低減を図るため、信用基金及び基金協会双方の審査水準向上と、期中管理の高度化に向けた取組を実施した。 信用基金における審査水準向上の取組として、すべての協議資料や職員が作成する調書等をグル	評価　A ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、漁業信用基金協会の審査水準向上に向け、大口事前協議案件全件について、財務状況や事業実態を踏まえた審査を行い、その過程で信用基金の審査視点や諾否判断につながる確認事項を漁業信用基金協会に還元し、「大口保証事前協議における信用

じて、借入者の信用リスクに応じた適確な引受審査の実現を図る。 　また、引受案件についてよりきめ細やかな期中管理が実現されるよう、漁業信用基金協会及び融資機関との連携を密にして情報共有等を図りつつ、必要に応じ、漁業信用基金協会に対して助言、支援等を行う。 　その上で、適正な代位弁済が行われるよう、大口保険等代位弁済案件の事前協議を適確に実施する。 【指標】 ○　直近年度をはじめとする過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を各漁業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する ○　保険事故率の低減 年度評価： 　償還事故率を３％以下とする 見込評価・期間実績評価： 　中期目標期間中の平均償還事故率が、前期中期目標期間の実績を下回る 【重要度：高】 　漁業信用基金協会に対しきめ細やかな期中管理の実現を慫慂することにより保険事故率の低減を図ることは、漁業者等の経営継続に資するとともに、漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保に貢献するため。	現するよう、次の取組を行う。 ①　大口保険引受案件について、財務状況等の借入者の信用リスクに応じて事前協議を全件確実に実施する。 ②　保険引受けに当たっては、融資機関との適切なリスク分担を図る観点から、特に運転資金については、令和４年４月から実施している適正な引受規模の考え方等に沿った引受けを実施する。 ③　大口保険事前協議案件や事故事例等を活用し、漁業信用基金協会と保証引受審査に当たって留意すべき点についての認識を共有すべく意見交換を行うことなどにより、漁業信用基金協会による適確な保証審査を促す。 （イ）期中管理について、漁業信用基金協会、融資機関との適切な役割分担により、その強化を図り、漁業者の事業継続の途を徒に閉ざすことなく、できる限りその経営の継続・発展が可能となるよう、以下の取組を行う。 ①　大口保険引受事前協議や保険金請求審査の過程で明	信用リスクに応じた適確な引受審査が実現するよう、次の取組を行う。 ①　大口保険引受案件について、財務状況等の借入者の信用リスクや資金種類等を適正に確認し、事前協議を全件確実に実施する。 ②　運転資金の適正な引受規模の考え方等に沿った引受を実施する。 ③　大口保険事前協議案件や事故事例等を活用して、保証引受審査に当たって留意すべき点について、漁業信用基金協会と認識を共有すべく意見交換を行うことなどにより、漁業信用基金協会に適確な保証審査を促す。 （イ）期中管理について 　期中管理について、漁業信用基金協会、融資機関との適切な役割分担により、その取組の強化を図り、漁業者の事業継続の途を徒に閉ざすことなく、できる限りその経営の継続・発展が可能となるよう、以下の取組を行う。 ①　大口保険引受事前協議や保険金請求審査の過程で明らかになった期中	協会に共有する ＜評価の視点＞ 　保険引受けについて、事前協議等を通じて、適確な引受審査が実現するよう取組は行われているか 　よりきめ細やかな期中管理が実現されるよう、漁業信用基金協会等との連携等を図りつつ、必要に応じ、同協会に対する助言・支援等は行われているか	件の審査において、資金の必要性、金額の妥当性、返済確実性の観点から、資金繰り計画や操業計画等を精査し、必要に応じて融資機関等が行う期中管理体制等の状況確認を行い、県域における期中管理体制の強化を促した。 【(ア）③】 ○　全ての事前協議について、諾否の判断をするうえで確認すべきことを基金協会に伝達することにより、基金協会の適確な保証審査を促した。 ○　計画の下振れ懸念がある案件については、応諾時に期中管理の徹底にかかる申送りを基金協会あてに実施。また、申送りを付した案件については、申送り内容に応じた報告を受け、基金協会との意見交換等を行い、課題認識の共有を図った。 ○　基金協会と信用基金での審査の目線合わせや、保証引受審査の際に留意すべき審査ポイント等の共有を図るため、令和６年度に大口事前協議を行った案件に焦点を当てて、事例ごとに審査内容等を整理した「大口保証事前協議における信用基金の審査視点」を作成し、基金協会に提示した。 【(イ）①】 ○　保険金請求審査を通じて明らかになった期中管理上の問題点等について、当該基金協会に対して取組の強化を促した。 ○　期中管理上の問題点等については、事例として取りまとめ、基金協会に対し注意喚起を図った。 【(イ）②】 ○　令和６年度に行った基金協会毎の延滞率の分析結果を踏まえ、関係機関と協議の上、共通ヒアリングシートを作成・活用し、統一的な	ープ内で共有し、審査ノウハウや判断の着眼点を組織的に蓄積した。あわせて、林業部門との勉強会を実施することで、職員個々の審査能力の底上げを図り、引受段階における適正なリスク判断体制を強化した。 　基金協会の審査水準向上に向け、大口事前協議案件全件について、財務状況や事業実態を踏まえた審査を行い、その過程で信用基金の審査視点や諾否判断につながる確認事項を基金協会に還元した。また、「大口保証事前協議における信用基金の審査視点」を作成・提示したことで、信用基金と基金協会との審査の目線合わせが進展し、引受段階におけるリスクの見極め精度が向上した。 　さらに、期中管理を通じた事故率低減の取組として、保険金請求審査の過程で明らかになった期中管理上の問題点について、事例ごとに注意喚起事項や着眼点を整理し、基金協会へ還元するとともに、必要に応じ助言を行った。加えて、基金協会の延滞率分析を踏まえ２基金協会を選定し、統一的な実態把握を実施することで、期中管理体制の改善を促した。 　これらの取組は、引受審査の精度向上から期中管理の強化までを一体的に推進するものであり、リスクの早期把握と事故発生の未然防止につなが	基金の審査視点」を作成・提示した。 　これにより、信用基金と漁業信用基金協会との審査の目線合わせが進展し、引受段階におけるリスクの見極め精度が向上した。 　また、期中管理を通じた事故率低減の取組として、保険金請求審査の過程で明らかになった期中管理上の問題点について、事例ごとに注意喚起事項や着眼点を整理し、漁業信用基金協会へ還元するとともに、必要に応じ助言を行った。 　加えて、漁業信用基金協会の延滞率分析を踏まえて２協会を選定し、統一的な実態把握を実施することで、期中管理体制の改善を促した。 　こうした取組により、令和７年度の償還事故率について、定量的指標（償還事故率３％以下）が1.99 ポイント下回る1.01％となり、目標値の達成度合が 120％以上となったことから、「A」評価が妥当である。 　今後も、保険事故率の低減に向けた取組の実施に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。

【困難度：高】 ・　事故事例の分析及び対応策等を還元し、事故率低減に向けた現実的な成果を得るには、漁業種類ごとの実態など漁業の知見のみならず、期中管理等に関する漁業信用基金協会及び融資機関の取組実態を十分に理解した上での対応が求められるため。 ・　事故率の低減を着実に図っていくためには、きめ細やかな期中管理、適正な代位弁済を従来にも増して適切に行っていくことが重要であり、かつ、足下ではウクライナ侵略等に伴う原油価格・物価高騰が生じており、漁業経営を取り巻く厳しさが増しているため。 ＜想定される外部要因＞ 　経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	らかになった期中管理上の問題点等について、漁業信用基金協会に共有し、融資機関、漁業信用基金協会の期中管理の改善を促す。 ②　関係機関におけるより望ましい期中管理の実現に向けて、取り組むべき期中管理案件の基準と対応策を定め、これに基づき、信用基金は、漁業信用基金協会に対し必要に応じて期中管理の向上を促す。 ③　漁業信用基金協会において適正な代位弁済が行われるよう、大口保険等代位弁済案件の事前協議を全件について確実に実施する。 【指標】 ○　直近年度をはじめとする過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を各漁業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する ○　保険事故率の低減 年度評価： 　償還事故率を３％以下とする 見込評価・期間実績評価： 　中期目標期間中の平均償還事故率が、前期中期目標期間の実績を下回る	管理上の問題点等について整理し、広く漁業信用基金協会と共有すべき事項の周知を行う。 ②　関係機関による望ましい期中管理の実現に向けて、関係機関と検討し定めた取り組むべき期中管理案件の基準と対応策について、適切に運用されるよう、漁業信用基金協会を通じて促していく。 ③　漁業信用基金協会において、適正な代位弁済が行われるよう、大口保険金支払等代位弁済案件の事前協議を全件確実に実施する。 【指標】 ○　過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を各漁業信用基金協会に共有する ○　保険事故率の低減 　償還事故率を３％以下とする		実態把握を行った。 ○　具体的には、延滞率分析結果より、全国漁業信用基金協会の２つの支所を選定し、統一的な実態把握を行い、期中管理上の問題点が無かったことを確認しつつ、期中管理の向上に繋がる気づきをフィードバックの上、今後の取組の改善を促した。 【(イ）③】 ○　全ての大口保険金支払等代位弁済案件の事前協議について、免責事項の検証のうえ適確に審査を行った。	る体制整備が進展した結果、事故率の低減に着実に寄与したと認められる。 　以上のとおり、所期の目標を上回る成果があったため、Ａ評価とする。 ＜課題と対応＞ 　特になし。	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

年度評価　項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－３－（２）－ウ	漁業信用保険業務－漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－適切な求償権の管理・回収の取組の促進

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進 代位弁済の実施に伴う求償権を有する漁業信用基金協会に対し、 ・　求償債務者の実情に応じた効果的な回収を実施すること ・　漁業信用基金協会の人員・態勢、求償権の固定化の状況等も考慮し、管理・回	（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進 （ア）漁業信用基金協会において、求償債務者の実情に応じて、サービサーなど外部専門家も活用しながら、効果的な求償権回収を実施するよう、助言、支援等を行う。 （イ）漁業信用基金協会の人員・態	（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 ウ　適切な求償権の管理・回収の取組の促進 漁業信用基金協会の固定化求償権について、適切なタイミングで償却・管理停止が行えるよう、漁業信用基金協会の人員・態勢等も考慮した上で、参考となるガイドライン案等を作成し、漁業信用基金協会と調整を行う。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ ○　令和５年度に漁業信用基金協会に示した償却に係るガイドラインの骨格案について調整し、ガイドラインの素案を漁業信用基金協会に示す ＜評価の視点＞ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進に向けて、基金協会に、効果的な回収を実施するよう、また適切なタイミングで償却・管理停止を行うよう助言・支援等の取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　固定化した求償権について、適切なタイミングで償却・管理停止が行えるよう基金協会の人員・態勢等も考慮した上で、参考となる「求償権の償却基準等の運用に関するガイドライン」を作成し、基金協会へ提供した。 ○　基金協会における各ブロックの定例会議等へ出席し、ガイドラインを説明する機会を設けて周知を図った。	＜自己評価＞ 評定：Ｂ ガイドラインを作成し、基金協会へ提供するとともに、基金協会の会議等へ出席し、ガイドライン周知のための説明を行ったことから、Ｂ評価とする。 ＜課題と対応＞ 基金協会の限られた人員・態勢から長期間にわたって固定化している求償権を抱え、その管理自体が困難化しているところがあるため、基金協会の固定化求償権について、適切なタイミングで償却・管理停止が行えるよう、令和７年度に作成したガイドラインを基金協会の全国、地域別の会議等を通じて周知するとともに、引き続き、必要に応じて基金協会に助言を行う。	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

収に要する費用とその効果を十分に比較した上で、適切なタイミングで償却・管理停止を行うこと について助言、支援等を行う。 【指標】 ○　償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等を指針（ガイドライン）として整理し、漁業信用基金協会に提供する	勢、求償権の固定化の状況等も考慮し、管理・回収に要する費用とその効果を十分に比較した上で、適切なタイミングで償却・管理停止を行うよう、助言、支援等を行う。 【指標】 ○　償却等を行う場合（タイミング）についての考え方や具体的な手順等を指針（ガイドライン）として整理し、漁業信用基金協会に提供する	【指標】 ○　令和５年度に漁業信用基金協会に示した償却に係るガイドラインの骨格案について調整し、ガイドラインの素案を漁業信用基金協会に示す				

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－３－（２）－エ	漁業信用保険業務－漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保－その他事務処理の適正かつ迅速な実施

2．主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間・日程	大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準処理期間内の処理率 80%以上						
①　大口保険引受事前協議	10 営業日	100%	100%	100%			
②　保険金支払審査	22 営業日	100%	100%	100%			
③　短期資金貸付審査	借入申込書受理後３営業日	100%	100%	100%			

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、漁業信用保険業務に関する各事務の処理について、手続の簡素化等その方法の点検を実施し、必要に応	（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 （ア）保険引受け、保険金支払等の業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、漁業信用基金協会からの提出書類の簡素化の可否等につい	（２）漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 漁業者等の信用力の補完による資金調達の円滑化を図るという役割を適切に果たすため、健全かつ質の高い業務運営を通じて漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営に努めることとし、以下の取組を行う。 エ　その他事務処理の適正かつ迅速な実施 （ア）保険引受け、保険金支払等に係る漁業信用基金協会からの事務手続きの簡素化の可否等について検討する。 （イ）保険引受け及び保険金支払等の業務	＜主な定量的指標＞ ○　大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率を 80%以上とする ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の簡素化等その方法の点検等を実施しているか	＜主要な業務実績＞ ○　大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、令和７年度の標準的な処理の期間内の処理率は 100%であり、定量的指標を達成した。 【エ（ア）】 ○　事務処理の簡素化について、基金協会へアンケート調査を実施した。アンケート結果を踏まえ、求償権回収報告事務について、漁業保証保険システムに報告・回収額チェック機能を追加する改修を行うとともに、漁業信用保証保険事業助成金報告書について、過去の報告の頻出事項を選択項目として組み込む様式に変更することにより、事務処理の迅速な実施及び効率化を図った。 【エ（イ）】 ○　保険引受け及び保険金支払等の業務について、審査等の適正性を	＜自己評価＞ 評定：A 定量的指標（標準的な処理の期間内の処理率を 80%以上）の達成度合が 120%以上となった。 利用者の利便性の向上に資する観点から、基金協会からの事務手続の簡素化の可否等について検討するため、アンケート調査を実施した。 求償権回収報告事務については、基金協会が漁業保証保険システムへ誤入力、二重登録してしまうなど、本来報告すべき回収金に誤りが生じた際、時折、基金協会と信用基金の担当者間において、回収金報告の期限間際まで修正のやり取りが行われていた。誤りを把握しやすくするため、漁業保証保険システムとは別に、メールによる回収金報告も依頼していたが、	評価　A ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、事務処理の適正かつ迅速な実施に資する取組として、漁業信用基金協会に対し、事務手続の簡素化の可否等に関するアンケート調査を実施した。 その結果を踏まえ、漁業保証保険システムの見直しを具体化し、報告・回収額チェック機能を追加する改修を行うことで、漁業信用基金協会の懸案事項の解消及び信用基金・漁業信用基金協会双方

じて見直しを行うとともに、その適正性を確保しつつ、標準的な処理の期間又は日程を定め、これに従って実施する。 【指標】 ○　大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を 80%以上とする <目標水準の考え方> 漁業信用基金協会又は融資機関からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰さない事由によるものについては、処理に要した期間から除くことが適当。	て、漁業保証保険システムの再構築等を踏まえて検討する。 （イ）漁業信用保険業務に関する各事務の処理について、審査等の適正性を確保しつつ、標準的な処理の期間又は日程を定め、これに従って確実に実施する。 【指標】 ○　大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率を 80%以上とする （※）漁業信用基金協会等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、協議等を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。 （参考）標準的な処理の期間・日程 ①　大口保険引受事前協議：10 営業日 ②　保険金支払審査：22 営業日 ③　短期資金貸付審査：借入申込書受理後３営業日 ④　保険通知の処理・保険料徴求 ・漁業信用基金協会（協会）からの	について、審査等の適正性を確保しつつ、中期計画に定める標準的な処理の期間内に確実に案件の処理を行う。 あわせて、保険通知の処理等について、中期計画に定める標準的な処理の期間又は日程に沿って事務を処理する。 【指標】 ○　大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率を 80%以上とする （※）漁業信用基金協会等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、協議等を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。 （参考）標準的な処理の期間・日程 ①　大口保険引受事前協議：10 営業日 ②　保険金支払審査：22 営業日 ③　短期資金貸付審査：借入申込書受理後３営業日 ④　保険通知の処理・保険料徴求 ・漁業信用基金協		確保しつつ、中期計画に定める標準的な処理の期間又は日程内に確実に案件の処理を行うなど、いずれの事務についても計画的に処理を進めた。 【エ（ウ）】 ○　上記の取組結果及び今後の取組の方向性について取りまとめ、業務運営の検証委員会及び運営委員会に報告を行った。	回収金報告の誤りを速やかに正すための根本的な改善には至っていなかった。アンケート結果を契機に漁業保証保険システムの見直しを具体化し、同システムに報告・回収額チェック機能を追加する改修を行い、基金協会の懸案事項を解決に導くとともに、相互事務の省力化に寄与した。 また、漁業信用保証保険事業助成金報告書については、報告事項を記入式から選択式に変更した。 これらの取組により、基金協会の事務負担軽減や業務の質的向上を図り、漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保に努めた。 上記のほか、保険引受け及び保険金支払等の業務については、標準的な処理期間内での迅速な処理を意識し、進捗管理を徹底したことで定量的指標を上回る処理実績を達成しており、各業務の安定的な運営につながった。 さらに、これら一連の取組成果及び今後の取組の方向性を業務運営の検証委員会及び運営委員会に報告し、客観的な検証と組織内共有を図ったことで、業務運営の透明性向上と継続的な改善に向けた基盤を強化した。 これらの取組は単に定量的指標を達成するにとどまらず、業務効率化、品質確保、関係機関の負担軽減を同時に実現し、中期計画に掲げる持続的かつ安定的な運営の実現に寄与する結果となった。 以上のとおり、所期の目標を大きく上回る成果があっ	の事務省力化に寄与した。 こうした取組により、大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準的な処理期間内の処理率はいずれも100%となり、目標値を大きく上回る水準（目標値比 125%）を達成した。 加えて、利用者側の事務負担軽減に資するシステム改修を実施していることから、「A」評価が妥当である。 今後も、その他事務処理の適正かつ迅速な実施に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。

	保険料納付期限：毎月末日まで ・協会からの保険通知書等提出期限：前月 20 日まで ・信用基金からの保険料支払請求書の送付：納付月の 15 日頃 ⑤　納付回収金の収納 ・協会からの回収納付金の納付期限：毎月末日まで ・協会からの（前々月の）求償権回収実績の報告期限：前月末まで ・信用基金からの回収金納付通知書の送付：納付月の 15 日頃 ⑥　長期資金貸付審査 ・協会からの借入申込書の提出期限：貸付予定日の７営業日前まで	会（協会）からの保険料納付期限：毎月末日まで ・協会からの保険通知書等提出期限：前月 20 日まで ・信用基金からの保険料支払請求書の送付：納付月の 15 日頃 ⑤　納付回収金の収納 ・協会からの回収納付金の納付期限：毎月末日まで ・協会からの（前々月の）求償権回収実績の報告期限：前月末まで ・信用基金からの回収金納付通知書の発出：納付月の 15 日頃 ⑥　長期資金貸付審査 ・協会からの借入申込書の提出期限：貸付予定日の７営業日前まで （ウ）これらの事務について、上半期の実績をとりまとめた上で、業務運営の検証委員会において検証する。			たため、Ａ評価とする。 ＜課題と対応＞ 特になし。	

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－４	農業保険関係業務

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
【標準処理期間】 貸付審査： 借入申込書受理後 ４営業日 【達成目標】 標準処理期間内の 処理率 80%以上	－	－	－		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
予算額（千円）	178,570,305	178,514,409	178,634,216		
決算額（千円）	35,513	21,929	23,840		
経常費用（千円）	23,793	21,278	26,229		
経常収支（千円）	△9,339	△3,931	△1,059		
行政コスト（千円）	23,953	21,303	26,426		
従事人員数（人） ※期首の全体数	※102	※105	※105		

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ４　農業保険関係業務 　共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、着実に実施する。 　その際、貸付審査の適正性を確保しつつ、 ア　信用基金の農業保険関係業務の役	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ４　農業保険関係業務 　共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、同業務を貸付審査の適正性を確保しつつ、以下のとおり着実に実施する。 ア　信用基金の農業	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ４　農業保険関係業務 　共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、同業務を貸付審査の適正性を確保しつつ、以下のとおり着実に実施する。 ア　信用基金の農業	＜主な定量的指標＞ ○　標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 　本業務は、農業保険制度のセーフティネットであることを踏まえ、共済団体に対し、業務の役割や手続を周知するとともに、資金需要の照会等利用者ニーズを適切に把握し業務運営に反映させるための取組を行っているか	＜主要な業務実績＞ ア　利用者への役割や手続の周知とニーズの把握 ○　利用者への周知を図るため、NOSAI イントラネットに以下の情報を掲載した。 ①　農業保険関係業務の概要（令和７年４月及び 10 月） ②　貸付金利（54 回、令和７年４月～８年３月） ③　農業共済組合等の財務状況調査結果（令和８年２月） ④　貸付金のご案内（令和７年 11 月） ○　全国特定組合長・会長会議及び全国参事会議において信用基金の役割、業務実績等を説明した。 ○　利用者の資金需要を把握するため、農業共済団体に以下の照会等を行った。 ①　農業共済事業を対象とした借入見込みの照会（令和７年 11 月） ②　収入保険事業を対象とした借入見込	＜自己評価＞ 評定：B 　資金需要が無く貸付けには至らなかったものの、利用者への役割や手続の周知とニーズの把握に取り組むとともに、貸付金利について検証し、当該金利が適切な水準にあることを確認したことから、B評価とする。 ＜課題と対応＞ 　特になし。	評価　B ＜評定に至った理由＞ 　中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

割や手続について、利用者に対し周知するとともに、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。 イ　標準的な処理の期間を定め、これに従って確実に処理し、迅速に貸付けを行う。 ウ　適切な水準に貸付金利を設定する。 【指標】 ○　中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする	保険関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、資金需要に関する照会を実施する等により、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。 イ　標準的な処理の期間を４営業日と設定し、その期間内に全ての案件を処理する。 ウ　貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 【指標】 ○　標準的な処理の期間：借入申込書受理後４営業日 ○　標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする	保険関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、資金需要に関する照会を実施する等により、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。 イ　中期計画に定める標準的な処理の期間（４営業日）内に全ての案件を処理する。 ウ　貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 【指標】 ○　標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする （参考）標準的な処理の期間 ・貸付審査：借入申込書受理後４営業日		みの照会（令和７年８月、令和８年１月） ③　収入保険事業の収支見通しを毎月入手し、資金ニーズの把握（12回） イ　標準的な処理の期間内での案件処理 ○　貸付実績が無かったため、該当なし。 ウ　適切な水準の貸付金利の設定 ○　貸付金利については、 ①　貸付目的が主に再保険金（保険金）資金であり、再保険金等が支払われるまでの間に応じて貸付けする必要があること ②　貸付原資が一時的に不足する場合、短期借入金により調達することになるため、貸付金利と借入金利の逆転は回避する必要があること ③　農業共済団体にとって過大な負担とならないように市中金利と同程度の水準を維持する必要があること から、当該利率について、貸付日から償還期限までの期間に応じ、借入申込み受理日前に公表された全銀協日本円 TIBOR レート（小数点第４位以下を切り捨て）をベースに一定の率（農業共済 0.15%、収入保険 0.25%）を上乗せして設定し、同レートの動向を毎営業日確認するとともに、直近の貸付金利を NOSAI イントラネットに毎週掲載した。 ○　貸付金利が適切な水準にあるかの検証に必要な基礎資料とするため、信用基金内で同様の貸付けを行う他業務での短期借入金の額、期間及び金利に関する情報を関係部署から入手し、整理した。 ○　貸付金利を検証した結果、現時点においては貸付金利と借入金利が逆転するなど、金利の設定を見直す状況にはなく、適切な水準に設定されていることを確認した。		

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第１－５	漁業災害補償関係業務

2．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
【標準処理期間】 貸付審査： 借入申込書受理後 ４営業日 【達成目標】 標準処理期間内の 処理率 80%以上	100%	100%	100%		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）
予算額（千円）	66,387,304	70,940,642	68,054,237		
決算額（千円）	28,194,852	20,922,135	17,899,329		
経常費用（千円）	31,011	27,766	28,385		
経常収支（千円）	20,890	23,875	38,586		
行政コスト（千円）	31,219	27,787	28,647		
従事人員数（人） ※期首の全体数	※102	※105	※105		

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ５　漁業災害補償関係業務 　共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、着実に実施する。 　その際、貸付審査の適正性を確保しつつ、 ア　信用基金の漁業災害補償関係業務	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ５　漁業災害補償関係業務 　共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、同業務を貸付審査の適正性を確保しつつ、以下のとおり着実に実施する。 ア　信用基金の漁業	第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ５　漁業災害補償関係業務 　共済団体に対する貸付業務は、共済団体が民間金融機関からの借入れを行えない場合の漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、同業務を貸付審査の適正性を確保しつつ、以下のとおり着実に実施する。 ア　信用基金の漁業	＜主な定量的指標＞ ○　標準的な処理の期間内の処理率を 80%以上とする ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 　本業務は、漁業災害補償制度のセーフティネットであることを踏まえ、共済団体に対し、業務の役割や手続を周知するとともに、資金需要の照会等利用者ニーズを適切に把握し業務運営に反映させるための取組を行っているか	＜主要な業務実績＞ ア　利用者への役割や手続の周知とニーズの把握 ○　利用者への周知を図るため、ホームページに以下の情報を掲載した。 　リーフレット「漁業災害補償制度における独立行政法人農林漁業信用基金（漁業災害補償関係業務）の役割について」（年２回更新、令和７年４月及び 10 月） ○　利用者の資金需要を把握するため、毎月月初に、貸付けが見込まれる者から入手した当月及び翌月の保険金発生見込額を関係部署と情報共有し、一時的に不足する貸付原資に充てるために必要な短期借入金の額が年度計画に定めた限度額を超えないことを確認した。 イ　標準的な処理の期間内での案件処理 ○　年度内に貸付けした 13 件について、全て標準的な処理の期間内に処理した。	＜自己評価＞ 評定：A 　定量的指標（標準的な処理の期間内の処理率を 80%以上）の達成度合が 120%以上となった。 　中小漁業者への共済金の支払いは、令和３年度をピークとして減少傾向にあるものの、幅広い漁業種類での不漁の継続、自然災害の影響等により、高水準で推移しており、国から漁業共済団体に支払われる保険金の不足分に相当する資金について、信用基金による漁業共済団体への貸付けが継続しており、共済金等の円滑な支払を支える資金面のセーフティネットとして引き続き重要な役割を果たしている。 　こうした状況下において、毎月定期的に保険金発生見込額	評価　A ＜評定に至った理由＞ 　中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、幅広い漁業種類での不漁の継続、自然災害の影響等により、中小漁業者への共済金の支払いが高水準で推移し、漁業共済団体への貸付けが継続している中、貸付需要の発生時期及び必要資金量を事前に把握し、短期借入金の年度計画額を超過しないよう管理しつつ、貸付原資に不足が生じる場合にも速やかに資金調達を行える態勢を確保したほか、信用基金の役割や貸付手

の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。 イ　標準的な処理の期間を定め、これに従って確実に処理し、迅速に貸付けを行う。 ウ　適切な水準に貸付金利を設定する。 【指標】 ○　中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする	災害補償関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、資金需要に関する照会を実施する等により、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。 イ　標準的な処理の期間を４営業日と設定し、その期間内に全ての案件を処理する。 ウ　貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定するとともに、貸付金利の水準について毎年度検証を行う。 【指標】 ○　標準的な処理の期間：借入申込書受理後４営業日 ○　標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする	災害補償関係業務の役割や手続について、利用者に対し周知するとともに、資金需要に関する照会を実施する等により、利用者ニーズを適切に把握し、業務運営に反映させる。 イ　中期計画に定める標準的な処理の期間（４営業日）内に全ての案件を処理する。 ウ　貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定するとともに、貸付金利の水準について検証する。 【指標】 ○　標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする （参考）標準的な処理の期間 ・貸付審査：借入申込書受理後４営業日		ウ　適切な水準の貸付金利の設定 ○　貸付金利については、 ①　貸付目的が再共済金支払資金であり、保険金が支払われるまでの間に応じて貸付けする必要があること ②　貸付原資が一時的に不足する場合、短期借入金により調達することになるため、貸付金利と借入金利の逆転は回避する必要があること ③　漁業共済団体にとって過大な負担とならないように市中金利と同程度の水準を維持する必要があること から、当該利率については、貸付日から償還期限までの期間に応じ、借入申込み受理日前に公表された全銀協日本円TIBOR レート（小数点第４位以下を切り捨て）をベースに一定の率 0.25%を上乗せして設定し、同レートの動向を毎営業日確認した。 ○　貸付金利が適切な水準にあるかの検証に必要な基礎資料とするため、漁業災害補償関係業務における毎月の短期借入金の額、期間及び金利に関する情報を関係部署（経理課）から入手し、整理した。 ○　貸付金利の水準を検証した結果、現時点においては貸付金利と借入金利が逆転するなど、金利の設定を見直す状況にはなく、適切な水準に設定されていることを確認した。	を関係部署と共有する運用を徹底したことにより貸付需要の発生時期及び必要資金量を事前に把握し、短期借入金の年度計画限度額を超過しないよう管理しつつ、貸付原資に不足が生じる場合にも速やかに資金調達を行える態勢を確保し、年度を通じて、適切な資金繰りを実践したことに加えて、信用基金の役割や貸付手続について、ホームページ掲載リーフレットを年２回更新するなど、利用者への役割や手続の周知とニーズの把握を実施した。 　さらに、信用基金が漁業共済団体に貸し付ける際の利率については、令和６年度に 0.1%引き下げたところであるが、令和７年度において市中金利は上昇傾向にあり、信用基金においても、本来であれば市中金利の上昇を踏まえて貸付金利を引き上げるところ、漁業共済団体にとって過度な負担とならないことを重視して、信用基金にとって利ざやが縮小することになるものの、貸付金利を据え置くこととした。 　目標の達成に向けて、上記の取組みにより借入れの申込みがあった場合に即応できる態勢を整えたことや、漁業共済団体の負担を考慮した対応を行ったことにより、漁業共済制度の信頼性の向上や円滑な運営に大きく貢献したものと判断する。 　以上のとおり、所期の目標を大きく上回る成果があったことから、Ａ評価とする。 ＜課題と対応＞ 　特になし。	続について、ホームページ掲載リーフレットを年２回更新し、利用者への周知を図った。 　加えて、信用基金が漁業共済団体に貸し付ける際の利率について、令和７年度において市中金利が上昇傾向にある中、信用基金にとって利ざやが縮小することになるものの、漁業共済団体にとって過度な負担とならないことを重視して、貸付金利を据え置くこととした。 　また、貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率は 100%となり、目標値を大きく上回る水準（目標値比 125%）を達成したことから、「Ａ」評価が妥当である。 　今後も、その他事務処理の適正かつ迅速な実施に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第２－１	事業の効率化

２．主要な経年データ

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務経費（当年度予算額）（百万円）	－	325	322	319	316			
うち調査研究費（①）	－	3	3	3	3			
委託業務費（②）	－	6	5	5	5			
業務管理費（③）	－	317	313	310	307			
合計（①+②+③）	－	325	322	319	316			
令和４年度予算に対する削減率	中期目標期間中に、令和４年度比で５％以上削減		1.0%	2.0%	3.0%			

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第４　業務運営の効率化に関する事項 １　事業の効率化 「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年８月２日総務大臣決定）の趣旨を踏まえつつ、業務の点検・検証、適材適所の人材配置等により、効率的・効果的な業務遂行を実践する。 また、調査研究費、委託業務費及び業務管理費については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出するとともに、中期目標期間中に、令和４年度比で５％以上削減す	第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １　事業の効率化 （１）効率的・効果的な業務運営 「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年８月２日総務大臣決定）の趣旨を踏まえつつ、業務の質の向上及び業務運営の効率性を高め、効果的な業務遂行を実現するため、毎年度業務の点検・検証を行い、不断の見直しを行う。また、必要に応じ、マニュアル化の推進等により、業務	第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １　事業の効率化 （１）効率的・効果的な業務運営 「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年８月２日総務大臣決定）の趣旨を踏まえつつ、業務の質の向上及び業務運営の効率性を高め、効果的な業務遂行を実現するため、業務の点検・検証を業務運営の検証委員会で行い、必要な見直しを実施する。また、外部専門家の意見を踏まえ	＜主な定量的指標＞ ○　調査研究費、委託業務費及び業務管理費については、中期目標期間中に、令和４年度比で５％以上削減する ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 業務の点検・検証、適材適所の人材配置等により、効率的・効果的な業務遂行が実践されているか	＜主要な業務実績＞ （１）効率的・効果的な業務運営 ○　各部門において「業務運営の検証委員会」を開催し、業務の点検・検証を行った。 ○　各部門の「業務運営の検証委員会」とは別に、令和７年度においても、若手職員を中心とした公募メンバーによる業務効率化プロジェクトチームを組成し、信用基金内の課題解決に向けた検討を行い、主に以下の施策を実施。 ・　役員から職員への直接的な情報伝達を通じたコミュニケーションロスの改善、各部門の取組の背景、経緯の理解促進等を目的として、昨年度から検討を進めていた全役職員が参加する「全社ミーティング」をトライアル開催し、各部門の情勢や業務継続計画の重要性等について認識を共有した。 ・　役員の考え方や課題認識を直接知る機会が欲しいとの若手職員からのニーズ	＜自己評価＞ 評定：Ｂ 業務の質の向上及び業務運営の効率性を高め、効果的な業務遂行を実現するため、業務の点検・検証や必要な見直しを実施するという計画に対し、令和６年度に引き続き、組織横断的な取組として「業務効率化プロジェクト」を実施し、業務効率化に向けた施策を着実かつ主体的に推進している。 本取組では、若手職員が中心となり、組織内コミュニケーションの改善、役員と職員の相互理解の深化、部門間連携の強化に取り組んだ。 具体的には、全社ミーティング、役員との意見交換会、役員自己紹介シートの作成、	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

る。	の効率性を高める。 　調査研究費、委託業務費及び業務管理費については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出するとともに、中期目標期間中に、令和４年度比で５％以上削減する。 （２）ワークライフバランスの実現 ・　時差出勤、テレワーク等多様な働き方の実践、 ・　年次休暇の計画的取得、各種休暇制度の積極的な活用、 ・　勤務時間内に業務を完了する取組の励行 等により、ワークライフバランスの実現を目指す。	て、慣習的な業務方法の見直し、デジタル化の推進等に取り組み、業務の効率性を高める。 　調査研究費、委託業務費及び業務管理費については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出することとし、削減する。 （２）ワークライフバランスの実現 　時差出勤、テレワークを活用した働き方を実践するとともに、年次休暇の計画的取得、職員に対する休暇制度の周知・啓発等により、各種休暇制度の積極的な活用を図るほか、勤務時間内に業務を完了する取組を継続し、ワークライフバランスの実現を目指す。		に応え、「役員との意見交換会」を実施した。 ・　役員とのコミュニケーションの活性化、役員の業務スタンスを踏まえた業務への取組改善（差し戻し等のロスを減らす）等を目的として、役員の「自己紹介シート」を作成し、周知した。 ・　部門間の連携強化等を目的として、各部門から職員が参加し、他部門の審査方法、視点等について意見交換を行う「部門間意見交換会」を実施した。 ○　これらの施策については、単に実施して終わりとするのではなく、職員アンケートを実施し、施策の効果について丁寧な検証を行った。その結果、これらの施策を通じて、実際に部門間の連携が進展したり、役員の考え方や業務スタンスへの理解が進み、業務の背景理解や心理的距離の縮小が図られるなど、明確にポジティブな効果が確認された。 　特に、部門間意見交換会については、開催を契機として、各部門が目的に応じて自発的に意見交換会や勉強会を企画・開催する動きが広がる（９回開催）など、当初想定を超える行動変容が生じた点が高く評価できる。 　これにより、保証保険審査等に関する実務知識の習得が進むとともに、部門を越えた人的ネットワークが形成され、日常業務における相談や連携の円滑化につながるなど、組織風土の改善、知識の共有・蓄積、業務効率化の基盤整備に大きく寄与した。 （２）ワークライフバランスの実現 ○　第４―２（２）アを参照。	部門間意見交換会等を実施するとともに、アンケートにより効果検証を行っている。 　その結果、組織内の情報伝達の円滑化、心理的距離の縮小、業務背景への理解促進、職員の主体性向上などの効果が確認され、部門横断のノウハウの共有や連携強化にもつながっている。 　なお、令和８年２月に開催された独立行政法人シンポジウムにおいて、信用基金は優良な取組を行う法人として選定され、牧元理事長がパネリストとして登壇。理事長より、業務効率化の取組を紹介しつつ、「業務の安定的・継続的な実施のためには、不断の業務見直しが不可欠である」との経営理念を述べたところ、委員長から共感が示されたほか、来場した他の独立行政法人の理事長からも一定の評価を得たところである。 　以上のとおり、所期の目標を達成したと認められることから、Ｂ評価とする。 ＜課題と対応＞ 　特になし。	

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第２－２	経費支出の抑制

2．主要な経年データ

指標等	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（当年度予算額）（A）（百万円）	－	433	711	461	568			
うち削減対象外経費（B）	－	230	516	274	389			
一般管理費（削減対象）（A－B）	－	203	195	187	179			
令和４年度予算に対する削減率	中期目標期間中に、令和４年度比で 20%以上抑制		4.0%	8.0%	12.0%			

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2　経費支出の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、租税公課、事務所関連経費、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出するとともに、中期目標期間中に、令和４年度比で 20%以上抑制する。 （１）人員 人員については、定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合	2　経費支出の抑制 （１）業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討して、メリハリをつけた業務執行を行う。 一般管理費（人件費、租税公課、事務所関連経費、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出するとともに、中期目標期間中に、令和４年度比で 20%以上抑制する。	2　経費支出の抑制 （１）業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討して、メリハリをつけた業務執行を行う。 一般管理費（人件費、租税公課、事務所関連経費、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、必要性を十分に見極めた上で必要額を適正に支出することとし、抑制する。 このため、以下の事項を着実に実施する。	＜主な定量的指標＞ ○　一般管理費（人件費、租税公課、事務所関連経費、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間中に、令和４年度比で 20％以上抑制する。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の要否を検討	＜主要な業務実績＞ （１）一般管理費 ○　経費支出の抑制につながるものとして、主に以下の取組を行った。 ・　費用対効果等のコスト意識の徹底を図るため、「一般管理費の経費抑制の取組み」について、役職員に周知した。 ・　個別業務単位ごとの予算執行状況について、勘定ごとに業務計画や過去の支出実績等を勘案した契約等実施計画を策定し、定期的に支出実績を確認するなど、適正に期中管理を行った。 ・　物品調達等に係る少額随意契約について、見積り合わせに比べ競争原理が働き契約金額が低く抑えられるオープンカウンター方式を実施し、支出の抑制に努めた。 （２）人員 ○　業務体制、退職者数及びそれを補う新規採用者数等を勘案して人員配置を行った。 また、令和７年度は、２名の新規採	＜自己評価＞ 評定：B 中期目標、中期計画及び年度計画に基づき、左記のとおり経費支出の抑制に向けた取組を適確に実施していることから、所期の目標の水準を満たしていると判断し、B評価とする。 なお、職員の給与水準については、対国家公務員地域・学歴別指数を令和８年６月30 日に公表予定。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評価　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

うものとなるよう、次期中期目標期間の終了時点までに、再雇用の上限年齢を 65 歳から 70 歳へ段階的に引き上げることや、安定的な職員の新規採用に取り組むとともに、毎年度、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数を公表する。 　また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。 （2）人件費 　人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 　職員の給与水準については、その適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。 　また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。	（2）人員 　定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、以下の事項を実施する。 ア　再雇用の上限年齢について、段階的な引上げに着手する。 イ　毎年度、安定的な職員の新規採用に取り組む。 ウ　毎年度、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表する。 　また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。 （3）人件費 　職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。 　また、役員の報酬水準及び職員の給与	ア　費用対効果等のコスト意識の徹底を図る。 イ　個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。 （2）人員 　定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、以下の事項を実施する。 ア　優秀な職員の新規採用に取り組む。 イ　常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表する。 　また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。 （3）人件費 　職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。 　また、役員の報酬水	して、メリハリをつけた業務執行は行われているか	用を行った。 ○　令和７年６月に、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表した。 （3）人件費 ○　人事院勧告における国家公務員の給与法改定に基づき、給与水準の妥当性を検証し、令和７年 12 月に給与規程の改正を行い、ホームページにおいて公表した。（令和７年 12 月施行） ○　職員の給与水準について、令和７年度の対国家公務員地域・学歴別指数は令和８年６月にホームページにおいて公表予定。 ○　役員の報酬水準について、人事院勧告における国家公務員の給与法改定に基づき、給与水準の妥当性を検証し、令和７年 12 月に役員給与規程を改正し、ホームページにおいて公表した。（令和７年 12 月施行）		

	水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。	準及び職員の給与水準については、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。				

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第２－３	デジタル化の推進

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
３　デジタル化の推進 （１）業務の電子化 業務の効率化及び簡素化を図る観点から、ＩＣＴの活用等による情報デジタル化の取組などを推進する。 （２）情報システムの整備及び管理 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、ＰＭＯの設置等の体制整備を行う。 また、各部門の基幹業務システムの標準化に向けては、各部門の業務の見直しを十分に行い、各部門の業務手順の共通化と共有化を図った上で、保険の引受審査等の業務の効率化や質の向上へ確実に繋がるよう、計画的に進める。 （３）ＩＣＴ教育の実	３　デジタル化の推進 （１）業務の自動化・電子化 ＩＴ化推進中期計画（令和５年度から令和９年度まで）に基づき、組織の業務の効率化及び簡素化を図る観点から、また、制度の利用者に対する業務サービスの利便性を高める観点から、業務の自動化・電子化等を推進する。 なお、毎年度の業務の自動化・電子化の具体的取組については、毎年２案件を目途に各年度のＩＴ化推進計画に規定することとする。 （２）情報システムの整備及び管理 ア　「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制を整	３　デジタル化の推進 （１）業務の自動化・電子化 令和７年度ＩＴ化推進計画に基づき、ＲＰＡやＶＢＡの活用などによる業務の自動化・電子化を進める。 その際、業務の自動化については、外部専門家の意見を踏まえ、業務の効率化及び事務ミス防止の効果が高いと見込まれる２案件を選定し導入する。 （２）情報システムの整備及び管理 ア　令和５年度に設置したＰＭＯの下で、情報システムの整備及び管理が、より効率的・効果的に行えるよう、必要に応じて体制を整備する。 イ　令和７年度ＩＴ化推進計画に基づき、情報システムの	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 業務の効率化及び簡素化を図る観点から、デジタル化の取組などを推進しているか	＜主要な業務実績＞ （１）業務の自動化・電子化 令和７年度ＩＴ化推進計画に基づき、組織の業務の効率化及び簡素化を図る観点から、２業務（農業・経理）における定型的な作業について、自動化を導入した。業務の詳細は以下のとおり。 （農業）収支が均衡する保険料率の理論値を算定する業務 （経理）複数のネットバンキングの入出金明細と信用基金で管理している台帳との金額を突合する業務 （２）情報システムの整備及び管理 ○　ＩＴ化推進委員会を上期に４回、下期に２回開催し、情報システムの整備、クラウド移行に係る作業推進、業務の自動化・電子化などＩＴ化推進計画の進捗管理を実施したほか、令和８年度ＩＴ化推進計画を策定した。また、当該進捗管理を踏まえ、ＩＴ化推進計画に沿った情報システムの整備を行った。 ○　情報システムのクラウド化については、高い専門性を有するＣＩＯ補佐官及びＰＪＭＯ支援業者の協力を得つつ、ＩＴ－ＢＣＰの強靭化やセキュリティ強化により、情報システ	＜自己評価＞ 評定：Ａ 中期計画期間において情報システムのクラウド化に向けた検討を進めるという計画に対し、信用基金の社会的使命を果たす上で、業務の安定的・継続的な実施が最重要であるとの判断の下、ＣＩＯ補佐官等の専門的知見も活用しつつ、当初は令和10年度以降の着手を想定していた計画を大幅に前倒しし、本中期目標期間中にクラウド基盤の構築に着手することを決定した。 その結果、信用基金全体で共通利用可能なクラウド基盤の構築に係る調達を完了し、設計・開発に着手するなど、構想・検討段階にとどまらない具体的な取組を実行に移している。 本取組は、将来的な業務継続性の向上、セキュリティ強化、運用負荷の軽減といった効果が見込まれるのみならず、信用基金の基幹業務を支える情報基盤の高度化を実質的に前進させるものであり、中長期的な組織運営の安	評価　Ａ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、ＩＴ化推進中期計画に基づき、当初、令和10年度以降の着手を想定していたクラウド基盤構築について、本中期目標期間中に着手することを決定した。 令和７年度においては、構想・検討段階にとどまらず、信用基金全体で共通利用可能なクラウド基盤の構築に係る調達を完了し、設計・開発に着手するなど具体的な取組を実行に移している。 これにより、将来的な業務継続性の向上、セキュリティ強化、運用負荷の軽減効果が見込まれるのみならず、信用基金の基幹業務の高度化を実質的に前進させ、中長期的な組織運営の安定性確保に大きく寄与するものとなった。 本事項は、情報システ

施 デジタル化を通じた業務の生産性向上を図るため、役職員を対象としたＩＣＴ教育を継続的に実施する。	備する。 イ　情報システムの整備を次のように推進する。 (ア)情報システムの整備については、各部門の基幹業務システムの標準化に向けて、各部門の業務の見直しを十分に行い、各部門の業務手順の共有化及び共通化を図るなど、ＩＴ化推進中期計画(令和５年度から令和９年度まで)に基づき、業務の効率化及び簡素化を図る観点並びに制度の利用者に対する業務サービスの利便性を高める観点から、計画的に進める。 毎年度の情報システムの整備の具体的取組については、各年度のＩＴ化推進計画に規定することとする。 (イ)原則として、５年ごとに、機器類の交換やアプリケーションの見直しを行う。 (ウ)次期中期計画期間における情報システムのクラウド化に向けて検討を進める。 (３)ＩＣＴ教育の実施及びＩＴ人材の育成	整備を実施する。 また、令和６年度に収集した情報を踏まえ、次期中期計画期間における情報システムのクラウド化に向けて検討を進める。 (３)ＩＣＴ教育の実施及びＩＴ人材の育成 全役職員を対象にデジタル化を通じた業務の生産性向上等の意識を醸成するためのＩＣＴ教育を実施する。 また、ＩＴ化推進中期計画(令和５年度から令和９年度まで)に基づき、信用基金の業務を理解した上で、ＩＴ化を推進できる実務能力を発揮できる職員を育成すべく、ＩＴ活用課職員について、ＩＴに係る研修、外部セミナーへの参加を通じて知識の習得、向上を図る。		ムの安定的・継続的な運用を早急に確保するため、当初は令和10年度以降の着手を想定していた計画を大幅に前倒しし、本中期目標期間中にクラウド化を開始することを決定。信用基金全体で共通に利用可能なクラウドの基盤（以下「クラウド基盤」という。）の構築及び運用保守契約のため調達を実施し、クラウド基盤の設計・開発に着手した。 (３)ＩＣＴ教育の実施及びＩＴ人材の育成 ○　業務の生産性向上を目的として、グループウェア(Microsoft365)の操作研修を令和８年１月に全役職員を対象に実施した。 ○　令和７年９月に、ＩＴ活用課職員１名がプロジェクトマネジメントに係る研修を受講した。 ○　大規模災害等業務継続計画（IT編)(旧:情報システム運用継続計画)の年間教育訓練計画に基づき、各要員の緊急時に実施すべき行動の確認、各要員及び保守業者に確実に連絡が取れることの確認及び、総合文書管理システムをバックアップから復旧する訓練を実施した。 ○　ＮＩＣＴ主催のＣＳＩＲＴ向けのインシデント対応訓練及びＮＣＯ主催の情報セキュリティ担当者向けの勉強会に担当職員が参加した。	定性確保に大きく寄与するものである。 なお、令和８年２月に開催された独立行政法人シンポジウムにおいて、信用基金は優良な取組を行う法人として選定され、牧元理事長がパネリストとして登壇。理事長より、クラウド移行の取組を紹介しつつ、「業務の安定的・継続的な実施のためには、不断の業務見直しが不可欠である」との経営理念を述べたところ、委員長から共感が示されたほか、来場した他の独立行政法人の理事長からも一定の評価を得たところである。 以上のことから、所期の目標を大きく上回る成果があったと判断し、Ａ評価とする。 <課題と対応> 特になし。	ムのクラウド化について、当初の想定より大幅に前倒しして、調達を完了させ、設計・開発着手まで進めたこと及び信用基金の中長期的な組織運営の安定性確保に大きく寄与するものとなったことから「Ａ」評価が妥当である。 今後も、デジタル化の推進に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。

	全役職員を対象にデジタル化を通じた業務の生産性向上等の意識を醸成するためのＩＣＴ教育を継続的に実施する。 また、ＩＴ化推進中期計画（令和５年度から令和９年度まで）に基づき、信用基金の業務はもとよりデジタルについても一定の知見を有した上で業務のＩＴ化を推進できる実務能力を発揮できる職員を育成する。					

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第２－４	調達方式の適正化

２．主要な経年データ

指標等		達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値		令和５年度（2023 年度）		６年度（2024 年度）		７年度（2025 年度）		８年度（2026 年度）		９年度（2027 年度）		（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	
一般競争等入札	件数	－	14 件	67%	15 件	83%	14 件	78%	11 件	52%					
	金額（百万円）	－	1,650	95%	538	86%	1,038	97%	2,432	85%					
随意契約	件数	－	7 件	33%	3 件	17%	4 件	22%	10 件	48%					
	金額（百万円）	－	83	5%	87	14%	30	3%	445	15%					
合計	件数	－	21 件	100%	18 件	100%	18 件	100%	21 件	100%					
	金額（百万円）	－	1,733	100%	624	100%	1,068	100%	2,877	100%					

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
４　調達方式の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」について着実に実施する。	４　調達方式の適正化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年８月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知））等に基づき、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度「調達等合理化計画」を策定し、同計画に基づく取組を着実に実施する。 また、外部有識者を含む契約監視委員会等の活用など、調達に係る推進体制の整備・見直しを行う。	４　調達方式の適正化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年５月 25 日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年８月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知））等に基づき、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」を策定し、同計画に基づく取組を着実に実施する。 （１）調達等合理化計画 ア　信用基金が策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施す	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 調達に係る契約について、政府の方針等を踏まえ、適切で迅速かつ効果的な調達に向けた取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ （１）調達等合理化計画 ア　令和７年６月に策定した令和７年度調達等合理化計画に基づき、一般競争等入札（一般競争入札及び企画競争）の競争性のある契約の締結を行うため、１者応札・１者応募の抑制に向けて、これまで取り組んできている。 具体的な取組として ・毎年予定されている契約の公告時期等をホームページへ公表 ・14 日以上の公告期間の確保 ・公告前に複数の業者へ仕様書（案）を提示することで、業者からの意見を反映させた仕様書の作成 ・過去に入札参加したことのある事業者への声掛け ・情報システム関係の仕様書について、ＰＪMO支援業者やＣＩＯ補佐官の助言による作成 ・調達ポータルサイトを用いた官公庁の落札実績のある業者を選定したうえでの声掛け の措置を引き続き講じた。	＜自己評価＞ 評定：Ｂ 「１者応札・１者応募の改善の取組」の運用を徹底し、所期の目標の水準を満たしていると判断し、B評価とする。 令和７年度は入札案件 11 件について、契約担当部署から入札前に総務課に提出される「改善項目取組状況表（改善策の検討）」について、取組内容の確認を行い、１者ではなく複数者による入札の確保に取り組んだが、うち１件が１者応札となった。当該案件は再公告を実施したものの、基金の求める履行品質を優先し、１者応札とした。 令和6年度の主務大臣評価において、１者応札・１者応募となった場合の再公告について、時間や労力を踏まえた対応を検討していく必要があるとされたことから、再公告については契約担当部署から	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

		る。 イ　調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。 （２）調達に係る推進体制の整備 ア　契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。また、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。 イ　契約審査委員会等の活用により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。 ウ　随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。		イ　調達等合理化計画を踏まえた取組については、契約監視委員会による審議概要をホームページに令和７年６月23日に掲載、公表した。 （2）調達に係る推進体制の整備 ア　令和７年度調達等合理化計画（案）、令和６年度調達等合理化計画の自己評価（案）及び個々の契約案件の事後点検については、契約監視委員会（令和７年５月２日開催）で審議を受け承認された。 　なお、本委員会において推進体制整備や見直しにつき指摘事項はなかった。 イ　随意契約を締結することとなる案件（予定価格が少額の案件を除く）について、契約の必要性、契約事務取扱細則等の「随意契約によることができる事由」との整合性、より競争性のある調達手段の実施の可否を、契約審査委員会にて審議を受け承認された。 ウ　上述のとおり、随意契約については契約事務取扱細則にて随意契約ができる事由等に沿い、契約審査委員会で審議し、公正性・透明性を確保している。	入札案件の事前確認時に、複数者の応募・応札者が見込まれる場合は、入札公告中の再公告の定めを削除して公告を実施するなど、柔軟な対応を行った。 ＜課題と対応＞ 特になし。	

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第３－１	健全な業務収支の維持・確保

２．主要な経年データ

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険業務								
業務収支（百万円） （A―B）		2,452	1,220	495	1,104			
収益合計（A）		4,223	3,962	3,857	4,534			
政府事業交付金収入		9	7	10	110			
事業収入		4,213	3,954	3,847	4,423			
保険料収入		2,350	2,256	2,177	2,112			
回収金収入		1,863	1,699	1,670	2,312			
費用合計（B）		1,771	2,742	3,362	3,430			
政府事業交付金繰入		10	35	11	14			
事業費		1,761	2,706	3,351	3.416			
保険金		1,761	2,706	3,351	3,416			
林業信用保証業務								
業務収支（百万円） （A―B）		145	－	58	－			
収益合計（A）		405	479	294	636			
政府事業交付金収入		22	147	9	345			
事業収入		382	332	285	291			
保証料収入		240	183	197	196			
求償権回収収入		142	149	88	96			
費用合計（B）		260	479	236	636			
事業費		260	479	236	636			
代位弁済費		260	479	236	636			
漁業信用保険業務								
業務収支（百万円） （A―B）		1,258	1,236	820	907			
収益合計（A）		1,653	1,582	1,566	1,413			
政府事業交付金収入		586	543	500	390			
事業収入		1,067	1,039	1,066	1,024			
保険料収入		625	575	562	528			
回収金収入		442	464	503	496			
費用合計（B）		395	347	746	507			
事業費		395	347	746	507			
保険金		395	347	746	507			

農業保険関係業務								
業務収支（百万円）（A—B）		－	1	－	－			
収益合計（A）		－	1	－	－			
事業収入		－	1	－	－			
貸付金利息収入		－	1	－	－			
費用合計（B）		－	－	－	－			
事業費		－	－	－	－			
支払利息		－	－	－	－			
漁業災害補償関係業務								
業務収支（百万円）（A—B）		76	50	41	36			
収益合計（A）		80	54	49	43			
事業収入		80	54	49	43			
貸付金利息収入		80	54	49	43			
費用合計（B）		3	4	8	7			
事業費		3	4	8	7			
支払利息		3	4	8	7			

（注）政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第５　財務内容の改善に関する事項 １　健全な業務収支の維持・確保 　我が国農林漁業の持続的な成長を実現するという政策的な見地から、信用基金の業務が持続的かつ安定的に実施されることが重要であり、信用基金の健全な財務内容を確保することが必要不可欠となる。 　このような観点から、信用基金は、長期的に収支均衡することを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、第３の１から５までに掲げる社会経済情勢や農林漁業の	第３　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 １　健全な業務収支の維持・確保 　長期的に収支均衡となるため、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、社会経済情勢や農林漁業の構造の変化に対応した引受け、保険料率・保証料率の設定、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的・自律的な業務運営を行う。	第３　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 １　健全な業務収支の維持・確保 　長期的に収支均衡となるため、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指すこととし、社会経済情勢や農林漁業の構造の変化に対応した引受け、保険料率・保証料率の設定、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的・自律的な業務運営を行う。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 　長期的に収支均衡とすることを旨として、勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指す取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　農業信用保険勘定、漁業信用保険勘定及び漁業災害補償関係勘定については、いずれも令和７年度の業務収支は、黒字となった。 　林業信用保証勘定については、代位弁済費の増加等によって赤字が生じたものの、政府事業交付金を充当したことから、令和７年度の収支は均衡となった。 　農業保険関係勘定については、令和７年度は業務に係る収益及び費用は発生しなかった。 ○　業務ごとの状況は、以下のとおり。 （農業信用保険勘定） 　農業信用保険業務については、回収率向上に資する効果的な回収事例を作成し農業信用基金協会へ提供する等農業信用基金協会の効率的な回収の取組を支援したこと等により、中期計画策定時に想定していたより	＜自己評価＞ 評定：B 　勘定ごとに中期目標期間の業務収支の黒字を目指して、財務運営の適正化に取り組んだことから、B評価とする。 ＜課題と対応＞ 　特になし。	評価　B ＜評定に至った理由＞ 　中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

構造の変化に対応した引受け、適切な保険料率・保証料率の設定、保険事故率・代位弁済率の低減、求償権の回収等の取組を着実に実施するとともに、効率的・自律的な業務運営を行うこととする。 ＜想定される外部要因＞ 　業務収支は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。				回収金収入が増加し、令和７年度の業務収支は黒字となった。 （林業信用保証勘定） 　林業信用保証業務については、制度普及等により保証引受額の増加に取り組んだものの、代位弁済費が増加したため赤字となったが、政府事業交付金を充当したことから、令和７年度の業務収支は均衡となった。 （漁業信用保険勘定） 　漁業信用保険業務については、コロナ資金繰り支援等の影響により、中期計画策定時に想定していた事故率を下回ったことに伴い、保険金支払が減少し、令和７年度の業務収支は黒字となった。 （農業保険関係勘定） 　農業保険関係業務については、令和７年度は貸付実績がなかったことから、業務に係る収益及び費用は発生しなかった。 （漁業災害補償関係勘定） 　漁業災害補償関係業務については、適切な金利水準で貸付を行ったことから、令和７年度の業務収支は黒字となった。		

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第３－２	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

２．主要な経年データ

指標等	達成目標	（参考）前中期目標期間最終年度値	令和５年度（2023 年度）	６年度（2024 年度）	７年度（2025 年度）	８年度（2026 年度）	９年度（2027 年度）	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険勘定（百万円）								
収入合計		23,013	22,548	22,790	23,401			
支出合計		21,458	22,725	23,266	23,838			
林業信用保証勘定（百万円）								
収入合計		8,366	8,043	8,187	7,866			
支出合計		6,579	6,776	6,243	6,644			
漁業信用保険勘定（百万円）								
収入合計		11,754	9,434	12,339	8,935			
支出合計		11,299	8,403	11,043	8,542			
農業保険関係勘定（百万円）								
収入合計		15	516	16	23			
支出合計		517	36	22	24			
漁業災害補償関係勘定（百万円）								
収入合計		68,284	28,197	20,419	17,486			
支出合計		68,308	28,195	20,922	17,899			

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	２　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。	２　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画については、別紙のとおり。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 　予算、収支計画及び資金計画は、適正な業務運営を確保するものであるか	＜主要な業務実績＞ ○　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画に対する決算の状況は、別紙のとおりである。 ○　予算に対する決算の状況 （農業信用保険勘定） 　基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。 （林業信用保証勘定） 　木材産業等高度化推進資金	＜自己評価＞ 評定：Ｂ 　適正な業務運営を確保するため、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営を実施したことから、Ｂ評価とする。 ＜課題と対応＞ 　特になし。	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 　中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

				の原資となる信用基金からの都道府県に対する貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。 （漁業信用保険勘定） 保険金支払額並びに基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付額及び償還額が当初の見込みより下回ったこと等から、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。 （農業保険関係勘定、漁業災害補償関係勘定） 予算では、セーフティネットという業務の特性上、大災害が発生した場合に共済金支払原資を供給できるよう、最大規模の貸付実績を勘案して、貸付計画・借入計画を設定している。 令和７年度においては、農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定において、災害の発生が見込みを下回ったこと等により、収入及び支出の決算額は予算額を下回った。 ○　収支計画に対する決算の状況 （農業信用保険勘定） 回収金が増加したこと及び前年度は繰入であった責任準備金が戻入に転じ費用が減少したこと等により、４億５百万円の当期総利益を計上した。 （林業信用保証勘定） 求償権償却引当金繰入の費用が増加したこと等により、６億 49 百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を		

				同額取り崩して充てた。 （漁業信用保険勘定） 　保険料及び回収金の収入が保険金の支払いよりも多かったこと等により、３億 68 百万円の当期総利益を計上した。 （農業保険関係勘定） 　貸付実績がなく、貸付金利息収入がなかったこと等により、１百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。 （漁業災害補償関係勘定） 　貸付けによる貸付金利息収入が費用を上回ったこと等により、38 百万円の当期総利益を計上した。		

年度評価　項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第３－３	決算情報・セグメント情報の開示

2．主要な経年データ

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2　決算情報・セグメント情報の開示 　信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	3　決算情報・セグメント情報の開示 　信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報について、運営委員会に報告するとともに、ホームページ等を通じて開示を徹底する。	3　決算情報・セグメント情報の開示 　信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報について、運営委員会に報告するとともに、ホームページ等を通じて開示を徹底する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 　適切な区分に基づく情報の開示は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　令和７年８月に、勘定区分に応じた令和６年度財務諸表（７月 24 日主務大臣承認）を信用基金ホームページに掲載した。 　財務内容の一層の透明性を確保するため、上記財務諸表に加え、以下の情報を掲載した。 ①「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令」及び「独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財務及び会計に関する省令」に規定された区分毎の財務諸表と併せて、財務諸表等の概要を説明した資料 ②　事業報告書について、 ・　財務諸表のデータ ・　財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報 ・　主要な財務データの経年比較 https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html	＜自己評価＞ 評定：B 　決算情報・業務内容に応じた情報の開示を行ったことから、B評価とする。 ＜課題と対応＞ 　特になし。	評価　B ＜評定に至った理由＞ 　中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

年度評価　項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第３－４	長期借入金の条件

２．主要な経年データ

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
３　長期借入金の条件 基金法第 17 条（漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 196 条の 11 第１項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号）第７条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	４　長期借入金の条件 基金法第 17 条（漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 196 条の 11 第１項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和 54 年法律第 51 号)第７条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	４　長期借入金の条件 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成 14 年法律第 128 号）第 17 条（漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 196 条の 11 第１項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号）第７条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 極力有利な条件で借入れを行っているか	＜主要な業務実績＞ （実績なし）	＜自己評価＞ 評定：－ ＜課題と対応＞ －	評価　－ ＜評価に至った理由＞ － ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第３－５	短期借入金の限度額

2．主要な経年データ

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	５　短期借入金の限度額 　独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 45 条の規定に基づき、農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資（農業経営収入保険事業に係る年度末不足資金の貸付原資を除く。）を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定においては 868 億円（うち農業共済事業及び農業共済責任保険事業分 487 億円、農業経営収入保険事業分 381 億円）、漁業災害補償関係勘定においては 185 億円を限度とする。	５　短期借入金の限度額 　独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 45 条の規定に基づき、農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資（農業経営収入保険事業に係る年度末不足資金の貸付原資を除く。）を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定においては 868 億円（うち農業共済事業及び農業共済責任保険事業分 487 億円、農業経営収入保険事業分 381 億円）、漁業災害補償関係勘定においては 185 億円を限度とする。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 　限度額の範囲内で行われたか	＜主要な業務実績＞ （農業保険関係業務） （実績なし） （漁業災害補償関係業務） ○　漁業共済団体に対する貸付原資とするため、令和７年度において、年度計画に定める限度額の範囲で、短期借入れを行った（令和７年度の最大借入残高は 34 億円。）。 　なお、借換えのための主務大臣の認可を受け、令和８年３月末に全額借換えを行った（令和８年３月末の借入残高は 34 億円。）。 ○　借入先は、複数の金融機関から金利提示を受けた上で、最も有利な金利提示を行った金融機関に決定した。	＜自己評価＞ 評定：Ｂ 　年度計画に定める限度額の範囲内において借入れを行った（令和７年度の最大借入残高は 34 億円）ことから、Ｂ評価とする。 ＜課題と対応＞ 　特になし。	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 　中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

年度評価　項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第３－６	不要財産の処分に関する計画

２．主要な経年データ

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	６　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 　農業信用保険業務における農業信用基金協会に対する貸付けについては、「独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和７年１月 23 日付け６経営第 2304 号）を踏まえ、国からの出資金 218 億 7,376 万円について、令和７年度中に 109 億 3,688 万円、令和８年度中に 109 億 3,688 万円を国庫に納付する。	６　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 　農業信用保険業務における農業信用基金協会に対する貸付けについては、「独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和７年１月 23 日付け６経営第 2304 号）を踏まえ、国からの出資金 218 億 7,376 万円のうち 109 億 3,688 万円について、本年度中に国庫に納付する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ なし	＜主要な業務実績＞ 　農業信用保険業務における農業信用基金協会に対する貸付けについては、「独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付業務の改善について」（令和７年１月 23 日付け６経営第 2304 号）を踏まえ、国からの出資金 218 億 7,376 万円のうち 109 億 3,688 万円について、令和７年 10 月 17 日国庫に納付した。	＜自己評価＞ 評定：Ｂ 　中期計画及び年度計画に基づき、農業信用保険業務における農業信用基金協会に対する貸付けに係る出資金の不要財産を国庫納付したことから、Ｂ評価とする。 ＜課題と対応＞ 　特になし。	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 　中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

年度評価　項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第３－７	不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	７　６に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし。	７　６に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 予定なし。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ なし	＜主要な業務実績＞ （実績なし）	＜自己評価＞ 評定：－ ＜課題と対応＞ －	評価　－ ＜評価に至った理由＞ － ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

年度評価　項目別評定調書（財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第３－８	剰余金の使途

2．主要な経年データ

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	８　剰余金の使途 剰余金については、収支の赤字を補填する積立金の原資であることを踏まえつつ、農林漁業経営の信用力を補完する機関としての役割や利用者へのサービスの向上のため、人材の育成・研修、情報システムの充実、業務効率化のための自動化・電子化など、業務運営に必要な経費に充てる。	８　剰余金の使途 剰余金については、収支の赤字を補填する積立金の原資であることを踏まえつつ、農林漁業経営の信用力を補完する機関としての役割や利用者へのサービスの向上のため、人材の育成・研修、情報システムの充実、業務効率化のための自動化・電子化など、業務運営に必要な経費に充てる。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 剰余金は、中期計画で定めた使途に使用されているか	＜主要な業務実績＞ （目的積立金を積み立てていないことから、実績なし）	＜自己評価＞ 評定：－ ＜課題と対応＞ －	評価　－ ＜評価に至った理由＞ － ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ － ＜その他事項＞ －

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第４－１	施設及び設備に関する計画

２．主要な経年データ

指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	第４　その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １　施設及び設備に関する計画 　東京都千代田区内神田１丁目の従来地への事務所移転について、計画的に準備を進め、中期目標期間中に実施する。 　その際、施設及び設備の整備に当たっては、効果的・効率的な業務運営が可能となるよう配慮する。	第４　その他業務運営に関する事項 １　施設及び設備に関する計画 　中期目標期間中に実施する事務所移転に向け、移転時期を検討するとともに、効果的・効率的な業務運営が可能となるようなＩＣＴの導入に向けた仕様の検討等準備を進める。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 　効果的・効率的な業務運営が可能となるような施設及び設備の整備に配慮し、中期目標期間中に事務所移転ができる取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ （１）新事務所レイアウト等の決定 ○　事務所移転時期について、令和７年 12 月９日開催の役員会に諮り了承を得た。 ○　効果的・効率的な業務運営が可能になるようなＩＣＴ整備や事務所移転に係る検討事項を整理し、プロジェクトマネジメント業者と打合せを行った。 ○　令和５年４月に立ち上げた各部門の代表者からなるプロジェクトチームの活動 ・　事務所内レイアウトや導入する什器等について、検討を行った。 ・　座席形式について全職員を対象にアンケートを実施、要望を踏まえ座席形式（グループアドレス）を決定。 （２）新事務所移転に伴う省スペース化への取組 ・　令和６年 10 月より総務部門の紙媒体の電子化を開始し、令和７年５月に作業完了。	＜自己評価＞ 評定：Ｂ 　事務所移転に向けて、ＰＭ業者の支援を受けながら、スケジュールどおり業務が完了した。 　また、紙文書等の電子化についても７月末で終了、グループアドレスの導入など効果的・効率的な業務運営が可能な施設及び設備が着実に整いつつあり、所期の目標の水準を満たしていると判断し、Ｂ評価とする。 ＜課題と対応＞ 　特になし。	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 　中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

				・　令和７年５月より農林漁業部門の冊子統計関係の電子化を開始し、７月に作業完了。		

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第４－２	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
職員数（再雇用を含む。）	－	108 名	102 名	105 名	105 名			各年度の４月１日現在である。

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価 業務実績	法人の業務実績・自己評価 自己評価	主務大臣による評価
１　職員の人事 （１）人事評価 人事評価の結果について職員本人へのフィードバックを適切に行うとともに、給与等に反映させることにより、職員のモチベーションの向上を図る。 （２）人材の確保・育成 人材の確保・育成に関する方針を定め、以下の取組を進める。 ア　人材の確保 人事評価を反映した適切な人事管理の仕組みの構築、多様な働き方（短時間勤務、テレワーク等）の推進、ワークライフバランスの実現等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材を確保する。 なお、必要に応じて、金融・保険、デジタル等の高度な専門	２　職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） （１）人事評価 ア　業務遂行への意欲を向上させるとともに、評価プロセスを通じて職員の能力向上を図ることを旨とし、適切な人事評価を実践する。 イ　人事評価結果の本人への適切なフィードバック、給与への反映等により、職員の納得感の維持を図るとともに、業務に対するモチベーションの向上を図る。 （２）人材の確保・育成 人材の確保・育成に関する方針を定め、以下の取組を進める。 ア　人材の確保 （ア）人事評価を反映した適切な人事管理の仕組みの構築、多様な働き方（短時間勤務、	２　職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。） （１）人事評価 ア　業務遂行への意欲を向上させるとともに、評価プロセスを通じて職員の能力向上を図ることを旨とし、人材管理ツールを活用するなどし、適切な人事評価を実践する。 イ　人事評価結果の本人への適切なフィードバック、給与への反映等により、職員の納得感の維持を図るとともに、業務に対するモチベーションの向上を図る。 （２）人材の確保・育成 令和５年度に策定した人材の確保・育成に関する方針に基づき、以下の取組を進める。 ア　人材の確保 （ア）人事評価を反映した適切な人事管	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 人事評価、人材の確保・育成、人員及び人件費の効率化に向けた取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ （１）人事評価 ○　新たな人事評価制度については、令和７年度を試行期間として設け、上半期は内部管理部門、下半期は全部門に対して人材管理システムを利用した上で、試行運用を実施した。 ○　評価者及び被評価者に対する人事評価研修については、令和７年４月及び10月に職員に対して人事評価研修を行い、役割定義に基づいた目標設定や部下とのフィードバック時におけるコミュニケーションの注意点等を丁寧に行うように指導した。 ○　人事評価の結果については、評価者面談を通じ被評価者にフィードバックするとともに、職員の勤勉手当、昇格・昇給の基礎資料として反映した。 （２）人材の確保・育成 ○　令和５年５月に策定した「人材の確保・育成に関する方針」を基に、信用基金が求める意欲ある人材を確保するために採用活動計画を作成し、採用活動を実施した。中でも令和７年度においては、各教育機関への積極的なＰＲ活動を行い、若手職	＜自己評価＞ 評定：Ａ 新たな人事評価制度については、令和５年５月に理事長のリーダーシップの下で策定した「人材の育成・確保に関する方針」を踏まえ、①役職ごとの役割を明確化し、目標や役割を認識しやすくするため「役割定義書」を策定したほか、②「人事評価の透明化、公平性の確保」として、直接の上司を１次評価者、最終的に人事委員会の決定を得るという公平感があるプロセスを導入するなど、上記方針を具現化する取組を次々に実行に移したところである。 人事評価においては、評価者と被評価者双方の評価の目線合わせが非常に重要であると考えられることから、重点的な取組として、評価者・被評価者それぞれを対象とした研修を実施したことにより、役割定義に基づく目標設定や評価のフィードバックに対する理解が深まり、面談を通じて双方のコミュ	評価　Ａ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、令和７年度からの新たな取組として、役職ごとの役割を明確化し、目標や役割を認識しやすくするため「役割定義書」を策定したほか、人事評価について、直接の上司を１次評価者とし、最終的に人事委員会の決定を得るという公平感があるプロセスを導入し、人事評価制度の透明性・公平性の向上及び職員の成長支援に向けた取組を開始した。 役割定義書は、役職ごとの目標や役割を明確化したものにとどまっているものの、今後、より有用なものとなるようブ

性を有する分野において民間企業等の人材を採用するとともに、場合によっては、関係機関との連携や外部委託など柔軟に人材を確保することが有効な場合もあることにも留意する。 イ　人材の育成 部門横断的な人事配置、研修制度の充実等を通じ、信用基金の業務を円滑かつ適確に担う専門人材や幅広い業務を担う人材を育成するとともに、脱炭素・グリーン化やスマート化等の農林漁業経営を取り巻く新たな環境の変化にも対応し得る能力の向上を図る。 （3）人員【再掲】 人員については、定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、次期中期目標期間の終了時点までに、再雇用の上限年齢を 65 歳から 70 歳へ段階的に引き上げることや、安定的な職員の新規採用に取り組むとともに、毎年度、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数を公表する。 また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。	テレワーク等）の推進、ワークライフバランスの実現等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材を確保する。 （イ）必要に応じて、金融・保険、デジタル等の高度な専門性を有する分野において民間企業等の人材を採用するとともに、場合によっては、関係機関との連携や外部委託など柔軟に人材を確保することが有効な場合もあることにも留意する。 イ　人材の育成 （ア）信用基金の使命の実現や社会に対して貢献する意識の高い人材の育成を目指す。この取組事項は、毎年度定めることとする。 （イ）職員の適性を見極めながら、部門横断的な人事異動と、業務の特性を踏まえた育成サイクル、職位・職務に応じた研修制度の充実、民間企業等から採用した人材の専門的な知見の共有等を通じて、職員が信用基金の各種業務に専門性高く、幅広く対	理の仕組みの構築、多様な働き方（短時間勤務、テレワーク等）の推進、ワークライフバランスの実現等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材を確保する。 （イ）信用基金として高度な専門性を有する人材が必要な分野を明確にするとともに、その人材を関係機関との連携や外部委託などによって確保できる可能性等を引き続き検討する。 イ　人材の育成 （ア）信用基金の使命の実現や社会に対して貢献する意識の高い人材の育成にも資するよう、部門ごとの定例会等を通じた職員の意識の向上や、外部専門家の意見を踏まえて、人材の確保・育成に関する方針に基づき、具体的な取組を検討し、研修やＯＪＴなどの教育体系の充実を図る。 （イ）職員の適性を見極めながら、部門横断的な人事異動と、業務の特性を踏まえた育成サイクル、職位・職務に応じた研修制度の充実、個々の職員のデータベースの		員を動員した業務説明会を実施した。 ○　人材育成及び信用基金の職場環境等の課題を把握するため、エンゲージメント調査を実施した。 ○　人材管理システムを活用し、人材管理の効率的かつ適正な実施を行い、人事関連データの一元管理及び人事評価のシステム化によるマネジメントの仕組みを構築した。 ア　人材の確保 ○　ワークライフバランスの実現の１つとして多様性のある働き方を推奨し、テレワークについては、その利用拡大に向け改正を行ったテレワーク実施要領を令和７年３月に改正し、４月より運用を開始した。 また、多様な働き方を推進するため、勤怠管理システムの導入を行った。 ○　計画的な年次休暇の取得、夏季休暇などと合わせた長期休暇の取得について、職員周知を行った。 イ　人材の育成 ○　必要な知識の習得及びキャリア形成を目指した研修体系を構築し、「独立行政法人農林漁業信用基金研修規程」に基づき職員研修を行った。 ○　役職別（職員、主任、課長補佐、課長代理、管理職）や専門分野（システム関係、経理関係）に応じた研修カリキュラムを策定し、実施した。 ○　農林水産省等で実施しているスマート農業に関する研修等を集約し、職員に周知を行うなど職員の知見を高めた。 （3）人員【再掲】 ○　第２－２（２）を参照。	ニケーションの質の向上を図ることができた。 なお、役割定義書については、より有用なものとなるよう、今後、新人事評価制度の運用を通じてブラッシュアップし、「人材の育成・確保に関する方針」がより有用なものとなるよう努める。 人材の確保・育成の面では、「人材の確保・育成に関する方針」に基づき、計画的な採用活動を実施するとともに、大学等各教育機関へ職員が出向いて説明（前年度２箇所、令和７年度６箇所）を行う等の積極的なＰＲ活動を行いつつ、若手職員を動員した業務説明会を月に複数回実施（前年度５回、令和７年度 10 回）し、学生と対面でのコミュニケーションを図ることに加え、ウェブを併用することで幅広い地域の学生との接触を図り、業務説明会を通じて信用基金の業務内容や魅力を発信したことで、前年度を大きく上回る応募者の中から、意欲ある人材の確保につながった（応募者数：令和５年度 40 名、令和６年度 34 名、令和７年度 109 名）。 また、エンゲージメント調査を実施し、職場環境や人材育成に関する課題を可視化することができた。 加えて、役職別・専門分野別の研修を実施し、職員の知見を高め、信用基金の使命の実現や社会に対して貢献する意識の高い人材の育成につなげることができた。 なお、令和８年２月に開催された独立行政法人シンポジウムにおいて、信用基金は	ラッシュアップしていく方針である。 人材確保については、大学等各教育機関へ職員が出向いて説明を行ったほか、若手職員を動員した業務説明会を対面・ウェブ併用で複数回実施するなどの取組により、応募者数が令和６年度 34 名から令和７年度 109 名と約３倍に増加し、意欲ある人材の確保につながった。 また、エンゲージメント調査を実施し、職場環境や人材育成に関する課題を可視化し、今後の人材育成及び職場環境改善に活用することが期待される。 以上のとおり、人材の確保の取組が大きな成果につながっていることや人事評価制度の運用改善に向けた具体的な取組が開始されていることから「Ａ」評価が妥当である。 今後も、人材の確保・育成や人員及び人件費の効率化に向け、可能かつ必要な範囲内で当該法人独自の取組の継続が期待される。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。

（4）人件費【再掲】 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 職員の給与水準については、その適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。 また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。	応できるようにする。 （ウ）脱炭素・グリーン化やスマート化等の農林漁業経営を取り巻く新たな環境の変化に対応し得るよう、職員の知見を高める。 （3）人員【再掲】 定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、以下の事項を実施する。 ア　再雇用の上限年齢について、段階的な引上げに着手する。 イ　毎年度、安定的な職員の新規採用に取り組む。 ウ　毎年度、常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表する。 また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。 （4）人件費【再掲】 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法	整備等を通じて、職員が信用基金の各種業務に専門性高く、幅広く対応できるようにする。 （ウ）脱炭素・グリーン化やスマート化等の農林漁業経営を取り巻く新たな環境の変化に対応し得るよう、外部セミナーや研修を受講することにより、職員の知見を高める。 （3）人員【再掲】 定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、以下の事項を実施する。 ア　優秀な職員の新規採用に取り組む。 イ　常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及び再雇用者数をホームページにおいて公表する。 また、個々の職員について、その適性に応じた活用を図る。 （4）人件費【再掲】 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対		（4）人件費【再掲】 ○　第２－２（3）を参照。	優良な取組を行う法人として選定され、牧元理事長がパネリストとして登壇。理事長より、人事評価制度及び人材の確保の取組を紹介しつつ、「業務の安定的・継続的な実施のためには、不断の業務見直しが不可欠である」との経営理念を述べたところ、委員長から共感が示されたほか、来場した他の独立行政法人の理事長からも一定の評価を得たところである。 以上のことから、本取組は所期の目標を大きく上回る成果があったと判断し、A評価とする。 ＜課題と対応＞ 特になし。	＜その他事項＞ 特になし。

	人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。 　また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。	国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。 　また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。				

年度評価　項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第４－３	積立金の処分に関する事項

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	３　積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てることとする。	３　積立金の処分に関する事項 農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務の各勘定において前中期目標期間からの繰越積立金があるときは、それぞれの業務の財源に充てることとする。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれの業務の財源に充てられているか	＜主要な業務実績＞ 林業信用保証勘定及び農業保険関係勘定に計上してある前中期目標期間繰越積立金は、林業信用保証勘定における当期純損失６億 49 百万円、農業保険関係勘定における同損失１百万円の補てんに充てた。 なお、農業信用保険勘定、漁業信用保険勘定及び漁業災害補償関係勘定に計上の同積立金は、各勘定において当期純利益を計上したことから、同積立金の取崩しを行っていない。	＜自己評価＞ 評定：B 前中期目標期間繰越積立金を当期純損失の補てんに充てたことから、B評価とする。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評価　B ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

年度評価　項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報	
第４－４	その他中期目標を達成するために必要な事項

２．主要な経年データ
その他の中期目標を達成するために必要な事項 （１）ガバナンスの高度化　　（第４－４－（１）参照） （２）情報セキュリティ対策　　（第４－４－（２）参照）

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
第６　その他業務運営に関する重要事項 ２　ガバナンスの高度化 （第４－４－（１）参照） ３　情報セキュリティ対策 （第４－４－（２）参照）	第４－４－（１）及び（２）を参照。	同左	同左	評定：Ｂ ２項目についてＢとしたことから、中項目「４　その他中期目標を達成するために必要な事項」についてはＢ評価とする。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ ２つの小項目のうち、２項目ともにＢとなった。「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「４その他中期目標を達成するために必要な事項」についてはＢ評価とする。 （２項目×２点）/（２項目×２点）＝100% ※算定にあたっては、評定毎の点数をＳ：４点、Ａ：３点、Ｂ：２点、Ｃ：１点、Ｄ：０点とし、重要度が高い項目については、ウエイトを２倍としている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

年度評価　項目別評定調書（その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第４－４－（１）	ガバナンスの高度化

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
２　ガバナンスの高度化 （１）業務の公平性・中立性の確保 　政府以外の出資者や外部有識者を委員とする運営委員会を適時に開催して、これらの委員から示された意見等を信用基金の業務運営に適確に反映させる。 （２）内部統制機能の強化 　内部統制は、理事長による適切なマネジメントの下、信用基金が効果的かつ効率的に業務を運営していくための重要なツールであり、適切なモニタリングを通じ継続的に改善しつつ、ＰＤＣＡサイクルが有効に働くマネジメントが行われることが重要である。 　このため、業務方法書に定める内部統	４　その他中期目標を達成するために必要な事項 （１）ガバナンスの高度化 ア　業務の公平性・中立性の確保 　運営委員会を適時に開催し、政府以外の出資者や外部有識者の意見を業務に積極的に取り入れ、業務運営の適正化・高度化を図る。 イ　内部統制機能の強化 （ア）役員会 　理事長の意思決定を補佐するため、役員会を月１回程度開催し、業務に関する重要事項について意見交換を行う。 （イ）内部統制委員会 　理事長をトップとし、適正かつより効率的・	４　その他 （１）ガバナンスの高度化 ア　業務の公平性・中立性の確保 　運営委員会を適時に開催し、政府以外の出資者や外部有識者の意見を業務に積極的に取り入れ、業務運営の適正化・高度化を図る。 イ　内部統制機能の強化 （ア）役員会 　理事長の意思決定を補佐するため、役員会を月１回程度開催し、業務に関する重要事項について意見交換を行う。 （イ）内部統制委員会 　理事長をトップとし、適正かつより効率的・	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 　ガバナンスの高度化に向けた取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ （１）ガバナンスの高度化 ア　業務の公平性・中立性の確保 ○　令和７年９月に開催した運営委員会において、業務実績評価書、決算等について報告を行った。 　また、令和８年２月に開催した運営委員会において、業務方法書の変更、令和８年度年度計画の作成について審議を行った。 ○　運営委員会において、法定審議事項の審議に加え、「料率算定委員会」や「業務運営の検証委員会」の結果の報告や、業務の概況などについて情報提供を行うなど、幅広く意見を聞き、今後の業務運営に反映されるよう取組を行った。 イ　内部統制機能の強化 （ア）役員会 　役員会を 14 回開催した。 　役員会においては、運営委員会の開催など業務運営に関する重要事項について意見交換を行い、理事長の意思決定を補佐した。 　また、役員会の審議事項につ	＜自己評価＞ 評定：Ｂ 　中期目標、中期計画及び年度計画に基づき、運営委員会等の会議体を通じて外部委員の意見を積極的に取り入れ、検証・審議を経て意思決定するプロセスを確立しており、ガバナンスの高度化に資していることから、所期の目標の水準を満たしていると判断し、Ｂ評価とする。 ＜課題と対応＞ 　特になし。	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 　中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施する。 　また、内部統制機能について、不断に点検を行い、必要に応じて見直しを行う。 　その際、金融業務に固有のリスクの管理に関し、外部有識者を含む委員会を設けて統合的な管理を実施する。 （３）監査の実施を通じた適切かつ健全な運営の確保 　各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査を通じて、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等にのっとった適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。	効果的な業務運営を推し進めるため、内部統制委員会を四半期ごとに開催する。 　また、内部統制機能について、不断に点検を行い、必要に応じて見直しを行う。 　その際、企画部会を活用して機動的に議論を深めることとする。 （ウ）リスク管理委員会 　金融業務に固有のリスクなど、組織のリスク管理を適正に行うため、リスク管理委員会を開催し、統合的な管理を実施する。 　また、リスク管理委員会における外部有識者の意見を積極的に業務に反映させる。 （エ）コンプライアンス 　コンプライアンス委員会での審議等を通じて、コンプライアンス意識の向上を図り、法令や定めを遵守し、誠実かつ公正な業務運営を行う。	効果的な業務運営を推し進めるため、内部統制委員会を四半期ごとに開催する。 　また、内部統制機能について、点検を行い、必要に応じて見直しを行う。 　その際、企画部会を活用して機動的に議論を深めることとする。 （ウ）リスク管理委員会 　金融業務に固有のリスクなど、組織のリスク管理を適正に行うため、リスク管理委員会を開催し、統合的な管理を実施する。 　また、リスク管理委員会における外部有識者の意見を積極的に業務に反映させ、業務運営の適正化・高度化を図る。 （エ）コンプライアンス 　コンプライアンス委員会での審議等を通じて、コンプライアンス意識の向上を図り、法令や定めを遵守し、誠実かつ公正な業務運営を		いては、原則毎月第２火曜日の開催に向けて、役員会終了後に次回役員会の審議事項を各部門に確認し、早めに準備を進めて資料作成を行った。 （イ）内部統制委員会 ○　内部統制委員会を四半期ごとに開催し、効率的・効果的な業務運営を推進するとともに、各種委員会の取組状況の点検を行い、内部統制機能について、必要に応じて見直しを行った。 ○　企画部会において、中期目標・中期計画の実現のため、年度計画の具体的取組事項の設定や進捗管理を行うことに加えて、各部門において年度計画及び中期計画の達成状況の振り返りを実施し、今後の業務運営において参考となる知見や有効であった手法等を部門横断的に共有化した。 　また、「業務効率化プロジェクト」において策定した業務効率化施策について付議し、実施を決定した。 （ウ）リスク管理委員会 ○　令和８年３月にリスク管理委員会を開催し、事業実績に基づくリスク計量結果、リスク管理に係る対応状況、今後のリスク管理体制（リスク発現時の報告ルート等）、「料率算定委員会」「業務運営の検証委員会」の結果等について、報告を行った。 （エ）コンプライアンス ○　令和７年 11 月に「コンプライアンス研修（管理職等向け）」、「コンプライアンス研		

	ウ　監査の実施を通じた適切かつ健全な運営の確保 　各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査、また、信用基金から独立した監事及び会計監査人による監査を通じて、法令等にのっとった適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。	行う。 ウ　監査の実施を通じた適切かつ健全な運営の確保 　各部署から独立した内部監査担当部署による内部監査、また、信用基金から独立した監事監査及び会計監査人による監査を通じて、法令等にのっとった適切かつ健全な業務運営が確保されるようにする。		修（一般職員向け）」と、階層別に分離し、対象者が学ぶべき内容を、重点的、効率的に習得できる形式で実施した。また、令和８年３月に「ハラスメント研修（全役職員向け）」を実施した。 ○　令和７年 12 月、信用基金の業務に即した設問を役職員より募集し、コンプライアンス理解度テストを実施したほか、コンプライアンス・マニュアルやＱ＆Ａの見直し等を行った。 ○　令和８年３月、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、令和８年度のコンプライアンス・プログラム等の策定について審議するとともに、コンプライアンス理解度テストの実施結果等について報告を行った。 ウ　監査の実施を通じた適切かつ健全な運営の確保 ○　令和７年２月に策定した令和７年度内部監査年度計画に基づき、法令等に則った適切かつ健全な業務運営を確保しつつ、スケジュールどおり全ての個別内部監査を年度内に完遂するとともに、理事長等への実施方針や監査結果の報告も実施した。 ○　令和７年度監事監査計画に基づき、監事監査が行われ、指摘はなかった。 ○　令和７年 11 月、令和８年２月～３月に会計監査人監査（期中往査）が行われ、指摘はなかった。		

1．当事務及び事業に関する基本情報	
第４－４－（２）	情報セキュリティ対策

2．主要な経年データ								
指標等	達成目標	（参考） 前中期目標期間 最終年度値	令和５年度 （2023 年度）	６年度 （2024 年度）	７年度 （2025 年度）	８年度 （2026 年度）	９年度 （2027 年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
３　情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」（令和３年９月 28 日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（令和３年７月７日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	（２）情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」（令和３年９月 28 日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」（令和３年７月７日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等の政府の方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	（２）情報セキュリティ対策 最新の「サイバーセキュリティ戦略」、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等の政府方針等を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、情報セキュリティに関する知識や経験を有する専門家の活用を通じて体制を整備し、個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ 政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策の推進に向けた取組は行われているか	＜主要な業務実績＞ ○　政府方針等を踏まえ、ＣＩＯ補佐官等からの助言のもと、ＩＴ化推進計画のとおり、基幹ＬＡＮのセキュリティ対策を強化し、サイバー攻撃等の脅威への対処を行った。 ○　高い専門性を有するＰＪＭＯ支援業者の活用を通じて体制を整備するとともに、情報セキュリティに係る知見の向上及び醸成のため、職員 10 名をＮＣＯ等が主催する訓練や勉強会に参加させた。 また、情報セキュリティ関連の資格取得の支援を通じて、職員の能力開発に取り組んでいる。 ○　役職員が個人情報等の取扱いに係る規程に準拠した適切な業務を実施できるよう、同規程の内容を分かりやすく整理した「個人情報の取扱いに係るハンドブック」を作成し、役職員へ配布した。 その後、上記ハンドブックと「情報セキュリティハンドブック」（役職員の情報セキュリティ関係規程の理解・遵守の徹	＜自己評価＞ 評定：Ｂ 中期目標、中期計画及び年度計画に基づき、適切な情報セキュリティ対策の推進に向けた取組を適確に実施している。 特に、「情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに係るハンドブック」の配布や自己点検等の実施により、組織全体の情報セキュリティレベルの向上に寄与するなどの効果を上げている。 以上のことから、所期の目標の水準を満たしていると判断し、Ｂ評価とする。 ＜課題と対応＞ 特になし。	評価　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「Ｂ」評価が妥当である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

				底等を目的に令和６年度作成）を合冊し、利便性・検索性を高めた「情報セキュリティ及び個人情報の取扱いに係るハンドブック」を作成、改めて役職員へ配布した。 ○　情報セキュリティ対策の自己点検の実施に当たって、点検計画の策定や点検項目の見直しを行うとともに、点検結果に基づく必要な対応を行った。 ○　個人情報を取り扱う外部委託業者への実地検査及び保有個人情報等を適切に管理しているかどうかの点検を行うとともに、それらの検査及び点検結果に基づく必要な対応を行った。		

１．令和７事業年度予算及び決算

（１）収入

（単位：百万円）

科目	総計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
預り交付金	4	3	－	－	－	－	4	3	－	－	－	－
受入事業交付金	481	450	15	4	142	142	325	304	－	－	－	－
民間出資金	52	26	－	－	52	26	－	－	－	－	－	－
事業収入	166,990	46,220	24,320	22,969	10,928	7,498	10,651	8,336	89,900	－	31,191	7,417
運用収入	616	941	283	427	134	201	179	288	19	23	1	2
借入金	130,210	10,067	－	－	－	－	－	－	87,782	－	42,428	10,067
その他の収入	11	4	－	－	－	－	11	4	－	－	－	－
合計	298,363	57,711	24,617	23,401	11,255	7,866	11,169	8,935	177,701	23	73,620	17,486

（２）支出

（単位：百万円）

科目		総計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
運営経費	政府出資金	10,937	10,937	10,937	10,937	－	－	－	－	－	－	－	－
	民間出資金	42	88	－	－	42	88	－	－	－	－	－	－
	業務経費	151,815	35,642	13,383	12,014	10,782	5,818	13,126	7,899	90,618	1	23,907	9,910
	借入金償還	131,846	7,959	－	－	－	－	－	－	87,782	－	44,064	7,959
	借入金利息	271	7	－	－	－	－	－	－	210	－	61	7
	一般管理費	568	1,063	250	438	184	333	120	273	8	10	6	9
	人件費	1,462	1,251	601	449	519	404	309	370	17	13	17	15
合計		296,941	56,946	25,170	23,838	11,527	6,644	13,555	8,542	178,634	24	68,054	17,899

２．令和７事業年度収支計画及び実績

（１）収益

（単位：百万円）

科目		総計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
経常収益	政府事業交付金収入	760	897	11	110	85	397	664	390	－	－	－	－
	事業収入	5,588	5,759	3,953	4,401	204	219	1,057	1,074	281	－	92	65
	財務収益	600	1,010	276	467	131	206	174	310	19	25	1	2
	引当金等戻入	6	502	－	432	－	－	－	71	6	－	－	－
	雑益	－	1	－	－	－	1	－	－	－	－		－
前中期目標期間繰越積立金取崩額		－	650	－	－	－	649	－	－	－	1		－
当期総損失		825	－	335	－	539	－	27	－	－	－	－	－
合計		7,779	8,820	4,575	5,409	959	1,473	1,922	1,845	305	26	93	67

（２）費用

（単位：百万円）

科目		総計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
経常費用	政府事業交付金繰入	－	14	－	14	－	－	－	－	－	－	－	－
	業務経費	5,135	4,876	3,570	3,982	90	50	1,470	842	4	1	1	1
	一般管理費	430	830	192	354	143	257	85	206	6	7	5	6
	人件費	1,436	1,279	598	438	495	442	309	368	17	17	17	13
	減価償却費	308	314	207	208	45	47	54	57	1	1	1	1
	財務費用	270	7	－	－	－	－	－	－	210	－	61	7
	引当金等繰入	182	671	－	－	182	671	－	－	－	－	－	－
臨時損失		18	17	7	7	6	6	4	4	0	0	0	0
	固定資産除却損	18	0	7	－	6	0	4	－	0	－	0	－
	減損損失	－	17	－	7	－	6	－	4	－	0	－	0
当期総利益		－	811	－	405	－	－	－	368	68	－	8	38
合計		7,779	8,820	4,575	5,409	959	1,473	1,922	1,845	305	26	93	67

（注）収支計画は、予算ベースで作成した。

３．令和７事業年度資金計画及び実績

（１）収入

（単位：百万円）

科　　目	総　　計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	168,108	47,623	24,633	23,408	11,204	7,841	11,159	8,931	89,919	23	31,192	7,419
投資活動による収入	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－
財務活動による収入	130,273	10,097	－	－	52	26	11	4	87,782	－	42,428	10,067
前年度からの繰越金	164,060	169,537	63,274	64,470	45,108	46,575	51,303	54,106	3,820	3,826	555	560
合　　計	462,442	227,257	87,908	87,878	56,364	54,442	62,473	63,042	181,521	3,849	74,176	18,047

(2) 支出

（単位：百万円）

科　　目	総　　計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	153,613	37,821	13,809	12,479	11,445	6,478	13,520	8,905	90,851	21	23,989	9,938
投資活動による支出	520	650	441	497	41	78	35	70	2	3	1	2
財務活動による支出	142,825	18,984	10,937	10,937	42	88	－	－	87,782	－	44,064	7,959
翌年度への繰越金	165,483	169,801	62,721	63,965	44,836	47,798	48,918	54,067	2,887	3,825	6,121	147
合　　計	462,442	227,257	87,908	87,878	56,364	54,442	62,473	63,042	181,521	3,849	74,176	18,047

（注）資金計画は、予算ベースで作成した。

令和７年度業務収支

（単位：百万円）

科　　目	総　　計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	705	845	11	110	30	345	664	390	－	－	－	－
事業収入	5,739	5,781	3,949	4,423	329	291	1,051	1,024	275	－	134	43
保険料収入	3,141	2,639	2,506	2,112	－	－	635	528	－	－	－	－
回収金収入	1,859	2,808	1,443	2,312	－	－	416	496	－	－	－	－
保証料収入	192	196	－	－	192	196	－	－	－	－	－	－
求償権回収収入	137	96	－	－	137	96	－	－	－	－	－	－
貸付金利息収入	410	43	－	－	－	－	－	－	275	－	134	43
収益合計	6,444	6,626	3,960	4,534	358	636	1,716	1,413	275	－	134	43
政府事業交付金繰入	－	14	－	14	－	－	－	－	－	－	－	－
事業費	4,637	4,699	2,993	3,416	329	636	1,315	647	－	－	－	－
保険金	4,170	3,923	2,993	3,416	－	－	1,176	507	－	－	－	－
保険料払戻金	25	23	－	－	－	－	25	23	－	－	－	－
代位弁済費	329	636	－	－	329	636	－	－	－	－	－	－
国庫納付金	113	118	－	－	－	－	113	118	－	－	－	－
財務費用												
支払利息	271	7	－	－	－	－	－	－	210	－	61	7
費用合計	4,908	4,720	2,993	3,430	329	636	1,315	647	210	－	61	7
収 支 差	1,536	1,906	966	1,104	29	－	401	767	66	－	74	36